六月九日

戸田越前守家来

 $\overline{\circ}$

一去ル六日夜、私在所下総国結城城下町江向、九 辺より浮浪之もの共人数追々罷越候趣ニ付、早速手配 野州小嶽

へ欤逃去、跡ニ品々捨有之、 右之節生捕者等、左之

仕候処、様子見請候哉立戻候ニ付、猶追懸候処、

何方

通

兜 生捕 拾匁玉筒弐挺 弐人 壱領 刀脇差 五匁玉筒壱挺 馬 弐本 壱疋

MI,

殊之外御屋敷内混雑いたし、右ニ付追々御人数駈

長巻 面頻 壱振 壱ツ 乗馬袴 刀鞘 弐具 壱ツ

単物 壱枚 小倉帯 壱筋

但紋は梅鉢、両面向は伊藤、挑灯 壱張

裏は国と云文字有之、

申上候、以上、 右之通追取申候段、 在所役人共より申越候、此段御届

六月十日

水野日向守

六月十二日水府御家来根津権現後太田総次郎様御下

今十二日朝五時頃、水府御家来之由ニて太田総次郎様 屋敷御住居御隠居道淳様江罷出候風聞書写

御下屋敷駒込大観音前裏御門より、同士分三拾九人立

入、御同所御隠居道淳様御住居御玄関江罷越、 間江相通し、御上屋敷・御中屋敷等江被及注進候由ニ 義ニ付御直ニ御目通申上度旨申入候ニ付、御玄関脇之 攘夷之

太田様御重役衆引合候処、三拾九人之者共穏ニ有之、 付候由、尤水府御屋敷江早々可立帰旨御使者参り候由、

取申候由、 越被成候義を不可然旨、張札致し有之候由 根津之方裏御門へ、御隠居様御義此程度々水戸家江御 暫罷在御目通も無之故、 唯々御目通相望居候由、且御同所ニ而昼支度被差出 扨亦昨十一日夜九時頃、何者共不知、同所 同日夕七時頃小石川御館江引

野州栃木町兵火ニ付風聞書写

懸り候節、 借請たく申掛、 田 等着、馬印・籏・鉄炮等を持、大将三人は騎馬ニ而 勢之支度は真先ニ貝・太鼓・鐘等を持、 大小筒を以打払相成候処、 意も有之、殊ニ有馬様より御加勢二三百人も有之候間 七千両分限ニ割付、 両用とも不相成尚断、 り不相成、 鳥居様江押懸り候筈之処、四日国分ヶ原江出張応対之 大将田中愿藏、 野陣•下宿等ニ而、 中愿蔵を始、 小山・飯塚・壬生と順路之継場ニ候得共、壬生通 敗軍閉口いたし通行不相成、其上小荷駄人馬貸不 篝火十三ヶ所江焼立、 詮方なく五日夕刻栃木町へ右半勢入込、 当御陣屋ハ纔弐千石之支配所ニ而 同夜押田源兵衛宅江本陣を居へ、其外 六日夜五時夜討を仕懸ヶ候処、 是迚茂御陣屋より御断相成候処、 外ニも町方重立候者共へ金壱万 六日朝当御陣屋江金三万両武器 逃なから町方江放火、尤押 白昼之如し、 甲胄·陣羽織 油樟六 夫々用 带 右

> 仰渡、 御地頭より御下知無之、其上一昨十日御陣屋軍勢を以 Ę 切殺、 小山宿ニ而町人之事故、 残、凡人数弐三千人程竹鑓持参ニ而途中迄罷出候処江′ 候得共、 相尋候由、 追掛ヶ可討取ト小山宿江出張、夫より菅之谷山川辺迄 町橋迄焼、誠ニ前代未聞之変事ニ而、 而表家十三軒、少し之間を隔中町と石原下町・ 第ニ而、七日・八日・九日迄ハ水懸ヶ不申候、 疵之者数多有之、誠ニ大火ニ成候得共、致方無之焼次 七十打破り、是を以放火、右火事取鎮候もの有之候ハ、 未灰片付も無之、小家懸ヶも出来不申、 御同所様にて行衛御尋、召捕之上当所之者江 軒別並ニ放火、鎮メ人之内拾余人即座ニ切、手 何方ニ屯居候哉不相分、 小山宿は宮領ニ而、 迚も不及趣、 御同所ニも御加勢被下 右御供ニ町方家族不 宇都宮様より被 無事ニ立退候而 今日まで 近所 Ш 間 H

大平山屯営之浮浪人、六月二日退散、

栃木泊り、

翌三

小山宿江立戻り、軍勢之内凡千人余飯塚通りニ而壬生日出立、結城町江出張之処、被支同所より諸方配軍、

如何相成哉難計、

人馬継高相成かたく、

日之昼時、

右家打破、

当人家内共不残逃去り候、

此末

申者、焚付道具并油明樽六七十売出し候由相知候、

渡被下候筈ニ而引取申候、

右火事後ニ川辺屋与兵衛と

ニ御座候、夜討之節捨有之品、左之通

一陣太刀 一腰 一鑓 壱本姓名付三而

一高張挑灯六張

但御紋付

一討取死骸

是ハ敵より小山宿江楠室寺ト申寺へ持行、

当所ニ而取片付候由!

子六月十二日

右之通荒増申上候、外略ス、

人馬差出候様先触有之候旨、中貫宿より注進有之候ニー一昨廿日夕、水戸様御藩士五十人程江戸表江登候付、ニ

付、真鍋口江固人数差出置候処、朝五時過俄ニ真鍋町右御人数ニ無之田中愿蔵と申者之徒数十人押参候旨ニ付、探索差出候処、一向様子不相分、昨廿二日ニ至り、

致候付、一番手·二番手人数早速出張防禦等手配仕候

江向放火いたし、

一時ニ燃上り、猶又真鍋口江向放発

其方江も一隊差出、采女正差図罷在候内、城内江茂一処、其内立田郭之方へ一組相廻候旨注進有之候ニ付、

円灰冠候得共、飛火等無之、真鍋町不残焼失、四ッ時

罷在、別手ニ而立田之方又は大町之方江茂人数相廻候過火鎮、敵方より折々放発いたし、其後真鍋台江引揚

ニ付、諸方へ防禦手配り御座候由、

鉄炮打懸、浪士共散乱致候旨、右放火ニ而一両軒焼失常名台新廓江も鉄炮打懸ヶ放火致候ニ付、此方よりも

仕候段、采女正在所より申付越候ニ付御届申上候、以

Ļ

六月廿二日

上田小兵衛

土屋采女正家来

土浦藩杉浦五郎より之書状写

Ξ

野越中守様、同明ヶ御発駕前ニ筑波山より浪士押来り、以飛脚便啓達申候、略ス、然は六月廿日夜土浦御泊牧

き陸より御城内江大炮数挺打込、此炮本丸江届かす、御城下上之町八ヶ町一時ニ火を放チ不残焼失、其上高

四

京都表浪士一条風説写

家中・町方・宿内怪我人多御座候得共、事実未相分、 之方中貫宿江茂火を放ち、宿内不残焼失いたし候、御 不残致焼失候、 外曲輪内水門内之家中長屋数軒打倒し、其上火燃上り 同廿一日夜、御城下より弐り程、 水戸

発駕相成申候、 右ニ付、越前守様ニは、直ニ御逗留ニ相成、廿三日御 依而乍延々此段為御案内申進候、 以上、

追便ニ委曲可申達候

之趣夫々申出候、近郷領村焼払可申との風説専 二白、当領在々村々方へ多浪士屯致し、放火用意

六月廿四日

て、気遣敷事ともニ御座候、已上、

捕入牢為致置候処、 辺江差出ニ相極候処、 し呉候様度々懸合ニ及ひ候得共、厳敷相断、 本文之訳、筑波山浪士之内弐人城下通行致候ニ付、 同所より浪士度々来り、右之者戻 右次第ニ成行候由風聞、 此節 尤召捕 公 召

居候浪士も逃出候哉ニも風聞いたし候由

六月五日夜、京都江水·長其外集候者之浪士四百人程 方相成り、拾壱人程召捕候由、切捨茂五人計、 も入込候義相知レ、一橋公・会津侯初之人数俄ニ召捕 捕手茂

怪我人等も有之由

此表三条大橋辺旅籠屋ニ浪人体之者止宿いたし居、

昨

縄付ニて所司代衆御役宅へ召連罷越候趣ニ御座候、 候様子、今朝乗駕籠十四五挺、外ニ女壱人、右何れ 夜守護職衆・所司代衆并町奉行所等より人数差出召捕 猶

取調可申上候、外略ス、

六月六日

袢 御堅メ、暫して東之方より五百人計同様之姿、 昨五日夜深ニ相成何となく物騒敷、今朝堀町辻合細襦 被参候、跡は生捕之駕籠十一、是も多人数ニ而相堅メ、 い出立も沢山有之、何れ茂抜身、皆々西と北へ引分れ 襷・後口鉢巻ニ而五六拾人、抜身鎗又は鳶口を持 或具足

へ連行候

又暫して囚人深手壱人戸板ニ乗せ、多人数ニ而御役所

昨夕浪人体之者余程入込候様子、今暁河原町二条通よ

り三条下ル所、東は小橋近辺御固之人数夥敷、川原町

捕弐拾人計も有之よし、逃去候者も有之由、

三条辺より上ニ而六人即死有之、皆若士之由、

其外生

一御手当之方々

一橋公 会津侯 壬生侯 桑名侯

彦根侯 姫路侯 淀 侯

召捕相成候趣、末悉敷義は相分り兼候得共、不取敢申其外夥敷人数ニ而、二条・三条・四条近辺御取尽し御

一右長州浪人之由、三条河原町東江入池田屋と申宿屋ニ

居候由、其近辺大変之騒動御座候、

八月よりは相勝れ申候、併昼後は穏ニ相治申候、討手之方ニも手疵之人有之様子ニ御座候、其混雑昨年

候由、又殿下条〈五人計ニ而浪士罷越、何欤申置候而両三人跡を慕ひ参り候者有之、右を切り候より事起りニ而拒ミ、通し不申候由、夫より引掛りニ会津之藩士給人計罷越相通候様申聞候処、同所御固メ仙台侯人数或人曰、昨五日夜五時頃、下立売御門江浪士体之者五或人曰、昨五日夜五時頃、下立売御門江浪士体之者五

退出致し候由、水戸殿家老方へ夕刻拾三人程参り、何

欤申置候而罷出候由、

戻、午京叮家主寺完は勿論、印象之者・諸審士一時ニ此度洛中洛外江逗留等之人有之候処、厳重分而被 仰

右二ヶ条何れも申置之次第相分り不申候

ニ有之、自然市中用向出歩行之節不調法有之而は不相退京、且は官家家来分抔多有之、又は諸屋敷も多人数候、在京町家住寺院は勿論、知縁之者・諸藩士一時ニ

は人馬高価ニ相成候も御構無之、引払等ニ被成申候、在々百性家へ立退候やら大混雑ニ有之、十日・十一日(姓)

山科辺ニ行もあり、伏見・淀・鳥羽辺、嵯峨・鞍馬辺

済、京住を急々被減少候故、洛中洛外を立退、

右之通風聞荒増申上候、猶追便申上候、外書略、

は未相集り兼候哉ニ御座候、右は浪士共海道筋諸所江り御操出しニ相成候由御座候、尤近領諸家御人数之義候御人数之義は、下総古河へ相集り本陣と定め、夫よ候御人数之義は、下総古河へ相集り本陣と定め、夫よはが筑波表浪士共之儀、何茂相変候風聞も無之、追々五

方今日本政府は外国との応接甚切迫の折柄、

何 レ の 処

置を設けざるを得さる場合よりして、始めて役人等の

日本貿易新聞第六十号我元治元甲子年五月廿六日

屯等いたし居候義ニ而、 人数揃兼候由風聞仕候'

是迄最不勉強なる情を少しく解せるに至れり、

是甚喜

ふへき事也、故に予等考ふるに、此事ハ日本人の最得

右之通風聞等承合申候間、 子六月廿九日 此段申上候、以上、

「子六月風説書(裏表紙ニアリ、朱)

◇第六二号 (子六月カ)報告 〔維新前後諸書付18〕

貿易の法則を改めて之を盛にすること能ハすといふ事

の然らしむる処なれハ、此事情を

御門に説き示して、

本国を開くに付ての良策也、又日本政府に於て 彼より欧羅巴の事情并ニ貿易の仕方を学ひ知る事、 意なる所なれハ、今より支那人に自由の在留を免して

より貿易に付き何様の苦条を申越すといへとも、

形勢 御門 H

(付箋) 「第二百三十七号」

新 聞 紙

非さる也

退けんとて種々の企を成すと雖、聊も予等恐るゝ所に

く取扱ひて貿易を永重する事を好ます、故に予等を追 なしと思へり、然るに政府に於ても外国人を禽獣の如

抔といへとも、方今日本の形勢を考ふるに、政府に於 正し貿易の都合宜く為さんとして、当時勉強する所也 日本政府の役人等我等と会合の場に於てハ、法則を改

シ、外国人に対し最早一階送りの言訳する策略も尽き るは、予等已に前見する所也、 故に此後追々応接切迫 て其権威なけれハ、応接の談判の如く処置する能ハさ

311

なハ、其時に至りて日本政府何様なる処置を為すや、

実に目前に在るか如し、

書付を直に写したる者とて、昨日予等か許に届きたり、

次に載せたる書面ハ、政府より江戸市中に触出したる

○此書面に載する所の事条前後綴まらされハ、実否甚

に商ハしめ、人心を穏ならしむる趣意なれとも、予等 疑ハし、然とも此書意ハ惣日本商人等をして諸色下直

醸す根元となるへきハ必定たり、○此書面を得たるに 考ふるに、方今の時勢にてハ却て人心を騒かし騒動を

依て、予か国文に翻訳して次に著す、○日本国の形勢 ハ十年以来人心一和せす、方今に至て物価沸騰して、

なりたる所以ハ、百性等己レか作物を以前の直段にて(髪) 人民尽々く困窮するに至れり、此の如く物価の高直に

る事自然たる処也 売りなハ経済を立つる事能ハされハ、余儀なく商人等 の髙直に売らさるを得す、之に依て諸人の困窮に及へ

翻訳文

近頃諸色高直に相成り、諸人難渋致し候ニ付、此度京

都より 程の荷物を囲ひ置候哉、又幾個程の直段にて買入レ、 致さゞる様に可致処置旨仰越され候ニ付、 叡慮にて、諸色の価を下直にして人民の困窮 商人一統何

此命令ハ 御門より 大君に送られたる者にして、直 相届可申様可被致候

何割の利分を掛て売候哉、

右等悉く相調へ早々公辺江

直々諸色の売買直段を帳面に認め、政府へ届けたり、

政府より市中の商人等に之を触出せしに依て、商人等

るへしと、○此事を聞て商人等俄に物価の直段を少し 故ニ是迄非道の利を得て商せし者追々罰せらるゝに至

く下直にしたりと、之に続きて追々下落せるに至るへ

しと云ふ風説なり、

なりしが、近頃三両より極上品に至りてハ四両せるも 十年以来薩摩木綿一反の価二歩二朱、或ハ上品ハ三歩

織物、其外反物類格外沸騰し、是故に諸職人の手間等 あり、此の如く物価高騰するに准し、生綿及ひ木綿の

も之に応するハ当然なり、

312

着する後、

第一

等のセクレ

テリー、

セ

ネラール、

朩

ン

(子六月カ) 報告〔維新前後諸書付19〕

3

日本貿易新聞第六十一号 我元治元年甲子六月三日 西曆一千八百六十四年第七月六日

当月九日翌月使節等ベリウス船に乗組、 惣勢三十三人にして人数甚多し、 リヤを発し、 本使節巴勤府に来る事 同廿二日廿七日マルセールスに到着す、 其内使節の任を帯た アレキサン

異なる性質も顕れす、千八百六十二年倫敦府に来る人々 智衆に越へ非常の処置多しと云、 歳にして最立派なる大名也、 る者三人ありて、其官職各別也、 或る人の説に、 其他の官人等ハ更に 第一等ハ凡二十三四 此人ハオ

寧に待遇せらる、 ○マルセールス到着の時に、 と全く相同し、 譬ハ豆の其形状を悉く斉く為す如し、 ○着岸の処より八輛の車に駕し、 夫々其位官に相応して丁 其

て夥多の見物人を制し道路を警衛す、 る時、大炮十発し、其祝賀を表し、 大旅館に迎たり、 其路ホルト、 シント、 各処に兵卒を出し **偖使節等旅館**江 ジョンを過た

> 大君の隆盛なる使節等ハ、皆席前に良久出て此繁華な る市街に群集往来せる人々を見物し、 マ 1 ∄ 1 + ス、 ル 其他数多の官人来防せり、 パ ラジネのゼネラー ル、 7 ○夕方に至りて クレ 聊も旅疲の形状 ルス、 及ひ

ラー して各邸に到りて謝せり、 工 ル、 アケントなるランネの ○午後外国事務官コンシ マ 3 1 ル ŧ Ì ル 并に

更になし、○翌朝に至り使節等ハ全権等来防の返礼と

-ルスに残し置巴勤の都に達したるにより、義なくてマルセ巴勤の都に達したるにより、 日朝、 泊せる許多の船舶にハ、実に吃驚せる様子也、 の色を顕さゞれとも、 車同伴して見物に出たり、 ンセルロル、 使節并に附属の官人等一同行するに堪へさる故、 ヲフ、 プラドより見たる光景と港内碇 セ コンシユラー 彼輩ハ見る物毎に格別感心 ١, 侯迎の役人 ファミ 〇日曜 ン 乗

廿**我** 八三月 皆此館前に群集して、 する事につき甚六ケしく差支の起たる由を告け、 総て便利宜く用意せり、 K, 使節ハ仏朗斯帝に謁見し、 各競て注目 ○是に依て都府の見物人等 뇬 条約を循守施 <u>,</u> 五月三 且貴

案内して大旅館に招待せり、

此逆旅ハ無数の室を設け、

る旨を述たり、此時帝の答に、欧羅巴洲中の全権等ハ国士官殺害に遇たる変事を謝すへきとの君命を奉した

へきハ必然の事也といふ、此詞甚た懇勤懇切にして、遠国に於て其自国の名誉利益となるへき事件を保全す

に獅子の来り遊ふ如し、きツ、、使節の貪看徘徊する有様ハ、恰も今日巴理斯と文際の礼節に違わす、○此都の繁華盛大の奇観に驚

日本外国事務宰相江

を絶んとする事ハ、元来外国ニ於て其国を服従し、或被申候通、貴国挙て外国人を恨ミ、依之交誼永続する候、亦其筋より 大君殿下江被致言上度候、足下毎々

ハ其国内に領地を得んとする之密計可有之哉ニ疑念有

国之一郡を奪掠シ、又全国と戦を開く之計略、実以無しむる為、追々兵威を以て糺さんと致痛心候、乍然其し、和親永続ニ相戻候事多し、依て彼の行状を変革せ節故、此旨を明白ニ申入置候、其国一諸侯条約を違背候得は、我政府之命を以て今両国之交誼ニ大懸念之時之候へ共、此方之政府ニ於て左様なる計策決して無之之候へ共、此方之政府ニ於て左様なる計策決して無之

得ハ、往々 大君殿下政府之権威を助成ニも可相成と之大名を不能討伐共、各国一同兵威を以て問罪を致候之間、其旨被心得度候、又 大君殿下ハ合力して犯罪

心得、其御国ニ関係する臨機応変之処置を一決したる存候間、足下之方ニ而ハ妨なき様致度候、此之趣旨を

書写を本文ニ相添、各国之国便より可申入と評定せり、五ヶ条を月日附約定書ニ書載せ、各々姓名を認め、其

向後如何様なる不意之変ニ及ふとも、日本国領を奪掠

候各国之一大事件ニ候間、早速足下其外老中方へ申入余等是段を取行度候、因て貴国ハ勿論、条約を取繕居

候由、

故略ス、

年二相成候得共

若も条約を違背し鎖港を好ゞ発砲狼藉する大名あらハ、 十分防禦する用意致居候様兼而喩置度候、其上若随意 おゐて条約を堅固ニ相守り候様、 名殿下熟覧被為在度候、乍然我其外西洋国々之政府 諸事所置申合候間

し百姓を毛頭も悩す事を厭ふ也、爰を以約定書を

大

左之通ニ結条約之極大切要ハ交易を主とす、是を妨く ふへく候、次ニ貴国第五月廿七日付之書翰ニ回答す、 と条約取繕たる国々銘々之兵勢を以て、彼等之罪を加 ニ兵端を開く至愚暗昧之大名あらハ、自ら迷惑ニ可成! 大君殿下之権威其悪党を討伐届兼候ハ、、 日本

候ニ付 大君殿下に対る謀反を起し、 国主之致置所ニして、敢て此行状を一向変改せす、又 大君と和平を破候、此暴惨之所業ハ既ニーケ 政府之使人を暗殺いたし

る為下関差防き、長崎廻船不通ニ相成候、是全く長州

写懸候処、 右、此書はアレキサントルことサトーの草稿を内々 同人帰宅いたし候ニ付、半分ニ而止め

バ

ラッ

量せり、

◇第六四号 (子七月カ)報告 [『玉里島津家史料三』]

臨時日本新聞紙

三百四十三号

千八百六十四年八月第十日 (水曜日)

去月第二十一日#六月此地を出帆せるハ、ブ、 本邦元治元年七月九日 ムス、バ

希望せる心を聊か飽しむべし、

我輩聞所の事を記して、当地の諸人、日々彼地の新聞を

ロッサ船及ひコルモラント船、今敵地より帰り来れ

ŋ

彼船、二十七日(火曜日水曜日ノ誤)の日暮、長門の首府、我六月廿四日 同行せる日本人の医服を着せる者弐人を上陸せしめたり、 「ハギ」を距る事三十里許の「ヒメシマ」と云所に着し、

之時の事を大に恐懼せり、 彼茲より三拾里の旅行を為に、 前途の浪人と彼地へ到着

狭路に進み、海峡之両側に築造せる夥多の新砦を歴観し、 月曜日六月廿九日、蒸気を起し、 サ船はヒマシマと港口の間に碇泊し、 コルモラント船ハ港口之

此日ハ無事にして、別に記すへき事なしと雖

其浅深を測

其後日曜日七月六日、は、コルモラント船再たび港口 の

狭路に進み観るに、 一週の間に諸砦の准備大ニ増し、 大

砲の数も以前観し時よりは多し、

船陸地に近迫せる時、

日本人横さまに此狭路ニ実丸及ひ柘榴丸を射掛たり、

此日イルロイロナリ彼弐人の日本人ヒマシマに帰来し、長門(メー) 侯の返答を伝へたり、 其真事ハ我輩より聞を得すと雖不

幸事なる事を評せり、

弐人の日本人別るゝ時、

長門侯、

当に少時間に此狭路を

此行命之人ハ甚た無礼なる者にて、口から我船の茲を出いす。 開くへしと云へり、

を欲すと云、更に我国人を無用なる者とせり、

彼等又長門にハ定額之兵二万六千人之外一万六千の浪人

附属すといへり

横浜臨時新聞紙印刻釈

英国蒸気軍艦(バ 九日当湊出帆、長州表へ探索として趣しか、今九日四半 ロサコルモレント)舟号の二艘、(ママ) 去ル

当湊ニ帰帆せり、

去十三日夕刻姫島ニ至到着す、

行を為さしめんか為に上陸せしめたり、 連行きし所の日本人弐人ヲ医者の姿ニ変し、三十里の旅 此辺は萩よりイギリス里法ニ而三十里隔り、 此間中浪士充満 こゝに於て、

すと雖も漸々無事ニ着する事を得たり、

去ル九日(コルモレンド)船蒸気を起して瀬戸口へ進し

碇を卸し、其辺の測量を為せしか、変事なく事もなかり と見へたり、(バロサ)船姫島と瀬戸口との間の中央に か、近つくるに従て瀬戸の両岸に新築の砲台数ヶ所守ル

を起して瀬戸口ニ至りしか、日数僅ニ七日の間に、以前 し、然ルニ七月六日ニ至り(コルモレント)船再ひ蒸気

よりも大砲の数を増し人数を増したるを見たり

空丸を発し、船の前を通過せしめたり、 此(コルモレント)瀬戸口に近くや否や砲台より実丸・ 同日に弐人の

る事なりと、此弐人の日本人、此島より我舟を列れ去 余等いまた委しく聞かすと雖も、風聞には何か宜からさ 本人、長州侯の返翰を持帰り来れり、此返翰の其意味

時云々、 長州侯ハ近日今此瀬戸の通行を開くと、

我か舟に接したる人々甚た無礼の振舞ニ而、只々言曰、

今速ニ茲を去て再ひ此地に来る事勿れと、

且云し、長門ニも国兵弐万六千の外当抱へたる浪人一万

六千あると、

◇第六五号 (子七月カ)報告〔『玉里島津家史料三』

横浜貿易評判第四号

と云、

日本神奈川開版

横浜貿易評判第四号

西曆一千八百六十四年第八月十三日

我邦元治元甲子年七月十二日

過日、 なる二隻の蒸気軍艦、当港帰着之事を記載す、 来、今茲に英国女王殿下のバロツサ及コルモラント号 余等オ・フルランド紙!一種新聞を布告せし以 此事ニ

付てハ、余等曽而看官に告たる以後、いまた一の説を

速に此処を走せ去るにあらざりせば、必す諸砲砦一斉 発砲せしに、其弾丸は空く舳上を横ニ飛過たり、若し に発砲せしに至りしなるへし、 も洩す事なかりし、日本人ヨロヘ、コルモラントに向ひ

より、我等断然として可伐の意を決し、速に船隊を送 長州の太守に贈りたる結局の書翰を彼レ差戻したるに

都而国務に関渉せる事件を告知するは日本ニ而尤厳密 なり、故に我等も又意を用ひて之を聞糺したり、希く は諸君我等の記載せる条に聊も疑を起し給ふ事勿かれ

らん事を定む、

日本人は風説を聞得る事を甚好めり、此程戦争の話盛

に流布す、我等其始末を許多聞得たれとも、確証を得

さるによりて、只二三説を挙て看官に告る而已、

銃手数隊を引卒して江戸より進発せられたりと、又幕 き余り、ヒトツバシは帝の守護として大砲手八隊・小 京師の事甚危急切迫してミカドの恐怖し給ふ事尤甚し

下の大名の勇猛なる兵士等は、長州藩ロウニンの放火

地処々に分派し、所在に於て一揆蜂起せしめ、其隙に太守の策は、麾下の兵士を数小隊に別ち、日本国の内洛中より馳せ集りたり、戦争の起りしより以来、長州乱妨を防禦し、且内裏を守衛し奉らんとて、各々争て

兵士等常に以為らく、大君政府の力ハ能く我軍を制す乗して北地を略せん事を謀れるなりと云、然るに、此

に、大君政府の役人等は実に彼の輩と抗するに足らざ等は大君政府を覆さんとの悪逆を企たり、我等考ふるるに足らず、況や我軍を害するを得んやと、如此く彼

る欤、既に官軍の戦始りたりと聞得り、

日本人は官軍

るなるべし

ニ至らば、官軍戦争の極度、即国中一般の騒動となり用すべくして、又驚くべき話説を我等記載して示す期乞求るに至んとす、○日々流布する風聞の内、僅カ信を見下す事、今迄の如くならざるべし、遂ひに其援をの戦争に付恐るべき僅カの実験を得て、是より外国人の戦争に付恐るべき僅カの実験を得て、是より外国人

する事能わさると見へたり、若し大君政府外国人と親大君政府は或法を設けて、許多の倨傲なる大名を制服

たりと知るべし、

の懇切なる助力を頼め、遅く欤早く欤、是非取扱がな白に告けよ、又国の静謐に復さん事を欲せば、外国人

ければならぬ也、

支那の事跡を能く研究学問せし人ハ、方今日本の形勢

は殆んと彼国と同政を行ひ、果して其覆轍に陥らんと

分なる兵力を用ひて、其為す所を遂け、聊も用捨せざ亜政府を或事より発怒せしむる事あらば、彼必らず十する事を一寸と見渡しの付なるべし、○若し貌利太尼

大君より国内の商人等江厳令を布けるに因れりと云、からざる商法ニ而、荷物取引する事を各心痛嗟嘆せり、悸々すへき風聞のある事なし、○外国商人等は揃てし「横浜ハ当時表向静謐の姿にして、居留人等少しも恟々

なり、併し大ひに其了簡違ひなる事を察する期あるへ利益なるに、ヶ様なる所置は自ら其利益を嫌ひ遠かるを成る丈ヶ縮めんとの策なるへし、一体貿易ハ其国の

是物品乏少の訳より起りたるにあらず、全く外国貿易

睦ならん事を願ひなば、政府の実に艱難なる有様を明

或ハ四元なり、

両三日前より気候酷熱にして、室内に掛たる寒暖計九

Ļ

十度に至れり、 但居留人は皆壮健なり、又兵卒等の勇

気ハ益鋭し、

に因る、夫故輸入の荷物も名計りニ而、 商人等の元手金不足なるにより、 日本商人市場江持込の産物少して、貿易の形状甚衰徴 輸出の物品随て少し、○輸入も又衰たり、 或ハ政府の故障せる 纔の取引をす 是日本

る日もあり、 ―凡三百苞の荷物前週到着せり、 又せざる日もあり

たり、 但シ大概約束の分ニして、内四十苞程ハ売払ひになり 一ピコールに付、五百五十元の相場なり、

当時合衆国ニ而茶運上の増たる報告ありしにより、 国商人は買ず、又英国よりも好からぬ評判を告越した 一時好期会ありて、荷物沢山集りたり、然るに 亜

るによりて、 直段格別下落しぬ、一ピコールニ付三元

我れ先日報告せし以来、荷物随分ありて直段

も先ッ坐りなり、

買手ハ少し扣目なり、

上等の質少し、

相場は二十七元より二十八元位迄なり、

先頃荷物の仕入沢山ありし上に、又々欧羅巴

輸入——

当時元手乏敷、又国内騒乱なるにより捌方宜からず、 落して実ニ言ふに堪ざる程なり、 及ひ支那地方より多分の荷物着したるにより、 然るに日本商人等、 相場下

○英国女王殿下の蒸気軍艦ヨルヤロスに於て、 日+軍艦の指揮官悉く会合して軍議を為せり、 昨日北 如何

といへとも、当港碇泊の軍艦を近日江戸に廻す欤、中 る策を評し、 如何なる事を議せし哉、 伺ひ知るを得ず な

為にハ、盛大なる兵備を残し、留守中の防禦とす、又 国海に送る欤の二ッをば出ざるへし、 ルヤロス船ニ而最後の軍議を為せし時、指揮官等再 扨居留人保護

向て発すへしと同意決定せりと云

ひ会合列坐之上、

不残の軍艦当月廿四

日世三日南方ニ

3

仏蘭西• 水師提督ジョールスは、長者なるを以て、 和蘭三国の上将となりて船隊の命令を司る事

貌利太尼亜

に決せり、又英国蒸気軍艦コンクェ Ī 口 ル及ひ合衆国

の小軍艦ジャメストンは横浜居留地の防禦として残り

立へしと云て立帰れり、此時既に日暮なりし、 程なく役人弐人船中ニ来り問曰く、何用ありて渡来せ 碇泊所ありて、東岸に小村の見ゆる海湾江走り入たり、 なりたるにより、凡北緯線三十四度の間に於て、好キ 崎に至らんするに、洋中ニ而難風に遇ひ且薪水に乏く るを悟りたる様子ニて、又曰く、然らば我等頭役江申 但代料は受納すべしと、此時役人は初て亜米利加船な 薪炭・水・食料を欠きたれば給されん事を願ふなり、 る哉、荷主及ひ甲比丹対曰く、不幸ニして難風ニ逢ひ モニトル各号蒸気船、七月三日晦日箱館を発して長 モニトル号なる亜米利加蒸気船襲ひ打れたる風説

> ○モニトル船ハ二十四ポンドのパルロツト砲二挺を備 至り、始て安堵する事を得たりと云、此船の打たるは 後船は此海湾を去りて、対馬島に航渡し、其地江上陸 并村中江打込ミたれば、忽ち両所に猛火起りたり、此 居たれば、此方よりも二十六ケの破裂丸を第一の台場 場、砲を開て頻りに射撃せり、是又一の功をもなさず、 処を速に走せ出たり、此時南方ニある大砲六挺備の台 又手負の者もある事なし、扨船は蒸気の立や否や、其 して自ら薪を伐り、危く虎口を逃れて、遂ひに長崎に

◇第六六号 (表紙) (子八月末カ)報告 [風説書]

子八月

長門の海湾なり、

説

風

今火光の燎々たるに依て敵陣を占ひ見るに、村の前面

事を務む、彼是する内台場より打出す弾丸益烈し、○ に於て船中のもの精力を竭し、成丈ヶ早く蒸気を立ん 砲を備たる台場より、第一番の弾丸を打出したり、茲 いまだ日光の全く消ざる際に、村の傍にある四挺の大

に楯を並へ立て、其陰に兵卒等隠れ居て、猶廿四箇の

弾丸を船中に打込たり、併幸ひにして船中僅カの損害、

子八月二日頃風聞書写

麻布龍土町長州中屋敷御警衛青山峯之助様•岩城左京

御門外陸軍所明屋敷ニ移替被 相認有之候由、早速帳類町奉行所へ引渡ニ相成、夫よ 之、且一〇公之御名前之書付も有之、其外不容易大事 帳面数多出候付相改候処、野州之賊徒之往返之留記有 赤坂新町新五郎と申井戸職之者呼寄、井中探らせ候処、 井中ニ帳面体之物懸り有之候ニ付、不審ニ存其趣申出、 可相成之風説も有之候 りして外桜田屋敷之長藩士厳重之御取締ニ而、 大夫様人数之内、青山家足軽風と古井戸を睍キ候処、 身分之者へ御引渡ニ相成候趣、 仰付候由、尤妻子之分 長藩士は御吟味ニも 神田橋

子八月十二日御預人入置候囲手薄ニ付被差出候書付

右帳面一条は朔日頃之由、

覚速奉存候、万一脱走之者も御座候而は、警固之者 御預人之面々何れも主家滅亡之際録々囲人と相成居候 逃出候様之義御座候ハ、、百人余之者不残召捕候儀無 薄之御取締ニ候得は、 申出候、尤警固之義は兼而厳重申付置候得共、右様手 念之余り一同密謀如何成所行も難計義ト甚心配仕候趣 警衛仕、御預人之動静も不相分義ニ御座候得は、 御預人百十七人合同ニ被差置、警衛之者は御締外ニ 所へ小貫ヲ打付、締ヲ付候迄ニ而甚手薄ニ有之、其上 数差出警衛為仕置候処、警固之者共追々見聞仕候ニ、 佐渡守・太田総次郎家来へ警衛被 甚残懐之様子ニ相見得候処、 暗夜等ニー同力ヲ合御締ヲ破り 同所御取締之義は場 仰付、 三家より人 各残 而

下度奉存候、不顧恐此段申上候、 際厳重之御締被為在、不慮之変等無之様厚御手配被成 公辺之御威光ニ茂相響可申哉ト心配仕候、 以上、 依之何卒一

同不相立は勿論之儀、

乍恐自然

上杉弾正大弼内 人

八月十二日

| 長州家来陸軍所ニ御移ニ相成、上杉弾正大弼・小笠原(ニ61)

神田六太夫 小笠原佐渡守内

太田総次郎内

藤太市郎ト申者、留守居役相勤候由、同人より歎願之一松平大膳大夫様御家来多人数今度御預被「仰付候内遠(二の2)

も不苦儀ニ御座候哉、此段無急度御問合申上候、以上、人之儀ニは御座候得共、歎願書受取私共より差出候而義書取を以申上度旨取次差上呉候様申聞候、右体御預

七月晦日

太田総次郎内

御書取八月二日御渡(ニの3)

書面之趣不苦事

直ニ左之通書面出候由、本文水野和泉守様へ差出候処、御付札相済候付同日(ニの4)

候、詰居候者一同奉恐入然候処、主人父子之宿志一此度主人居屋敷ヲ始被召上、急度慎罷在候様被 仰出

巷説相聞疑惑不少、主人之本意素より変替仕候儀は有共其意と服膺罷在候処、過ル十九日京都表之変動追々天朝江忠節 幕府江信義相尽度段兼而申聞候ニ付、私

成候儀、今更歎願之筋御聞届難相成候間、一ト先当邸様御手之衆へ歎願書取次相頼差出候処、一旦御沙汰相候間、龍土邸より直ニ国元へ引取度段、酒井左衛門尉世六日御達之趣一入当惑仕候、何分国元之様子不被安情実確報茂無之苦心煩念仕、日夜不安眠食罷在候折柄、土門敷、何欤行違自然事を醸し候儀にも可有之哉、其

江引移之上何分又々歎願仕へく由被仰聞候付、詰居候

可はEL2成意冬:「月日、益旬をら曽し丁目戻け、者種々議論も有之候得共、此上過激之挙動万一有之候

慎而御差図を守り、一日茂早く罷帰り国元之様子見届而は主人之誠意終ニ不明白、益御疑も増し可申候付、

候様鎮静之心配且ク行届申候、然処前断詰居之者江申

可然と、詰居候者へ種々理解申聞、穏便ニ当邸へ引移

管奉歎願候、臣子之情御憐察被成下、格別之御詮議寛聞置候理解之趣も有之候間、此上は無他事帰国之儀只

大之御所置ヲ以、国許へ御差返し被下候様、其御筋へ

被 仰立被下度、此段伏而奉願候、以上、

武器

陸軍所へ廻ル

書物類

同所へ

江川太郎左衛門殿屋敷へ御廻しニ相成ル、

材木類•長

右之通引払ニ相成、其上家作道具之儀は、悉く新銭座

屋こわし候木品共、

市中湯屋へ被下ニ相成候積由

菊桐葵御紋付之品々

陸軍所へ廻ル

七月廿九日

遠藤太市郎 松平大膳大夫内

本文歎願書差出候得共御沙汰無之、其侭ニ相成居候

电

外桜田長州屋敷ニ有之品々、左之通

Ξ

四文銭拾六貫四百文

玄米五百六拾俵

一百文銭七貫文

龍土中屋敷之分

玄米千弐百五俵并端米壱ツ

白米八拾壱俵并端米壱ツ

叺入七ッ

金子千両 銀壱両包弐ッ

銀弐拾五匁七分包壱ッ

一百文銭三百弐十壱貫四百文

右町会所へ御引渡ニ相成候由)

小銭拾弐貫四百六拾文

銅 御勘定奉行方へ廻ル

四

七月晦日附浪華来之状内写

松平大膳大夫

仰出候趣ニ付而は、 蔵屋敷詰之者不残早々

毛 利 左京 亮

引払可申候'

京都より被

利 淡路守

毛

家来共

本家大膳大夫家来、

別紙之通申渡候付而は、

両家蔵屋

敷之儀門出入差止謹慎可罷在候、

吉 Ш 監 物

323

右同文言

一松平大膳大夫家来より差出候書付写三通五

(五の1)

覚

一米弐万三千八百四拾六俵 但し俵別三斗四升入

同七斗六升

右土佐堀蔵入之分

同弐万四千五拾三俵 但し右同断

同壱石弐斗四升四合六勺六才

右富島蔵屋敷入之分

乄四万五千弐百九拾九俵弐石四合六勺六才

但右合高

内四万三千六百三拾五俵

但切手形を以売渡米ニ相成分預り米

残而四千六百三拾四俵弐石四合六勺六才

同五千百弐拾五俵 同六千百弐拾六俵 但し俵別四斗二升八合入 但し四斗四升入

メ壱万千弐百五拾壱俵

石ニシテ四千八百七拾六石九斗弐升八合

内三千六百三拾九石弐斗五升四合

残而千弐百三拾七石弐斗七升四合

但し用達之者其外へ合力米、其払渡之分預り米

右之通御座候、以上、

七月廿三日

松平大膳大夫内

本文蔵米町人預り米ニ候共、長州屋敷内ニ有之候上

相成候間、不残京地へ相廻候様、町奉行より可申渡

は一切町人共へ相渡候之儀不相成、京地御救御用ニ

旨、廿五日美濃守殿より御城代松平伊豆守へ御差図

有之候之由

一土佐堀屋敷地・建家・土蔵共(五の2)

江戸堀同断建家共

富嶋蔵地• 土蔵共

右之通御引渡仕候、以上、

七月廿三日

(五の3) 覚

大膳大夫家来共蔵屋敷詰之者、只今不残引払申候、

此

美可被下侯、若隠置、

他より顕候ハ、朝敵同罪たる

候、且潜伏落人と見当り候者、早速ニ申出候ハ、御褒

禁闕江発砲之逆罪明白ニ而追討被

仰付候、

若信用致

し候者も前非悔改心候者は、

御宥免可相成候間可申出

き事、

元治元年子七月

奉行

七月廿三日

段御届申上候、

以上、

六

此度長州人恐多も自ら兵端開、

犯

京師兵火ニ付市中御触之趣

松平大膳大夫内

t

浜田様より御用番和泉守殿江差出ス

旧冬已来外夷長州へ襲来之風聞有之候処、 当節ニ至り、

藩此節より援兵可差遣置之風聞も御座候、 左候得は実

弥甚敷英仏襲来旦夕ニ迫り候趣ニ候、

就而は近国之諸

皇国之御一大事、古今後来之

州復讐之名義之趣ニ候得共、若虚唱を以威し候哉、 御栄辱之関係可仕義勿論之儀と奉存候、然ル処彼レ長

皇国を併吞せんと欲する儀ニ有之、守衛仕候より

実

は

外ニ有之間敷、又長・防・芸・石之境目彼レ分明ニ存 知居候哉、譬承知致候とも併呑之志ニ候ハ、、 近国江

可浸入も難計候、就而は領海防禦筋之儀、

候得共、右様之儀は決而無之候間、

致候、将又妄りニ焼払候抔と浮説を唱候輩茂有之哉 残賊も追々召捕取鎮ニ相成候間、逃去候者安堵帰任可 禁闕不容易之騒動ニ相成、諸人之難儀も不一方候処、

銘々職業を勉、

立

騒申間敷事、

元来長藩人、 名勤

王託し種々手段ヲ設ヶ人心を感候故、

信用致居候者茂

有之候得とも、

325

日夜焦思仕

中ニも浜田城之儀も北海ニ築出し有之候而、左右共軍 候得共、 小藩微力ニ而万端意外ニ届兼、 不堪憂苦ニ候、

申処、 不便之城地ニ付、応兵端等開候ハ、牛角之戦出来兼可 艦を以砲発候得は必定本丸江も相達可申、其外防戦甚 当領分之義は幸多山ニ付、 険ニ寄種々軍謀を以

時節ニ相成候間、 論見罷在候処、不容易儀ニ付追々及延引候処、 防戦いたし可申心得ニ付、 ニ所謂堅固之地ニ付、 領分那賀郡七条村小笹村之儀は兵家 不取敢城形其外共取建、老君 海岸を退き致城築度兼而 急迫之

建之儀は追而奉願度奉存候、 様次第、 婦女子等右場所へ相片付置、万一之節は砲台戦争之模 是迄城地自焼致し戦地ニ可仕候、依而本城取 此段兼而御届申上置候

六月廿 一日在所候付

松平右近将監

子八月六日松平美濃守様より被差出候写

Л

美濃守忰下野守義、 異艦襲来候は応援も可被仰付、若右襲来之船開港之場 京地発足前建白指上候内、 長州

> 所へ乗廻船致修復等候而 は

りとも及掃攘候様相成、自然其節碇泊之商船彼ニ致応 御国体不相建義ニ付、襲来之船ニは仮令開港之場所た

打合候処、同意之事ニ御座候、右之趣御採用被成下、 達相成度旨申上置候、 右存意之趣帰国之上美濃守江も 援候は、是又同様打払被仰付度、此段外夷へ屹度御厳

外夷へ御達ニ相成たる義に御座候哉、

先達而より長州

へ異船襲来之風聞切迫ニ有之候ニ付、 且右御決議否之趣未拝承不仕内自然襲来等仕候ハ、、 聢と居り相定置

家来共より奉伺候処、 毎事建白書之通取計候心得ニ御座候段、 御帰府之上御挨拶可被成との趣、 於京地在京之

委細 申候而は居相も立兼、且隣国江打合等運ひ兼候条、 御沙汰之趣国許へ申越候処、速ニ御指図相成不 猶

於爰許奉伺候様申越候付、 処長州表へ夷船数艘相廻候由風聞仕候、 先日も委細申上置候、 弥以同表へ致 然ル

越度奉存候ニ付、尚又奉伺候、以上、 渡来候は、於国許之取計振ニ付別而苦心仕候儀ト奉存 何卒早々御差図被成下度、 左候は速ニ国許へ申

候間、

永田直次郎松平美濃守内

八月六日

(九の1 八月廿三日

九

豊後守殿御渡

大目付江

毛利大膳父子始為 御征伐

御進発被遊候ニ付而は、 御征伐之日数素より難見定

候得共、大凡五六ヶ月程之見定を以、御扶持方直相渡

見込之品相用不苦候事

甲冑持越候儀は可成丈手軽ニ致し、従者共衣服は其人

得物之義ハ御行列ニ加り候節は可成丈相携、其外は銘々

相携候儀勝手次第之事

但従者同断之事、

衣服之義、具足・下着・陣羽織・裁付、或は伊賀袴相

尤道中は割羽織取交不苦候事、

用、 但新規調候分ハ、総而相用候節之陣笠相用候事、

事、

徒若党之衣類、胴服・裁付、或は半天・股引相用不苦

武具•馬具、虎皮相用候儀無用之事、

火事具・礼服等は用意ニ不及候事、

御道中雨天之節は桐油・蓑取交相用不苦候事、

但従者同断之事、

右之趣御供之面々江可相達候

(九の2) 御同人御渡

大目付へ

一毛利大膳父子為

御征伐

上覧可被 御進発之節、御供之面々来月中旬行軍 遊旨被 仰出候間、来月十日迄諸事相整置

之御供之面々早々可被達候

候様可致候、講武所・奉行・大番頭其外万石以上以下

八月

子八月廿三日加州様より御近親方江左之奉札到来之一〇

禁闕不容易及挙動候節、筑前守儀不一通病気とは乍申以善手紙致啓上候、然は前月十九日、長藩之者共奉対

被引取候仕末、奉対

逗留先き江慎方之儀中納言殿より被申懸候間、慎中都朝廷、既ニー公辺江迷惑至極ニ付、先不取敢筑前守儀

而勤向等扣被申候、此段各樣迄云々、

----様

様

太田勘左衛門

広瀬五十五郎

(一) 野州常州行之面々一覧

子七月廿六日田沼玄蕃頭殿御渡御書付写

官軍は惣勢并人足等ニ至迄発揮と可相分合印可用候、

御番士は猶更組々夫々ニ聢と取極置可申事、

陣中夜討朝懸ヶ別而可心附事、

但同所迄混雑不致様、宿々江振分休泊之事、

| 諸家之人数へ御徒目付・御小人目付之内より壱人ッ、| 援兵之諸家場所割寄日限之儀は敵中へ不洩様可被極事、

可差出事、

水戸殿領分出入口之内別而府中•竹原•片倉•宍戸厳

重心得へき事、

斗樽・柄酌・手桶・鋤・鍬・掛矢・蛇用意、陣所々々松明・草鞋・篝・真木・筵・笘・縄・竹木・明俵・四

陣中不用之諸荷物可相省事、

江持運候様、戦場最寄村々江触宛置へく候事、

陣中間者 • 紛敷者、厳重可相改事

陣押之節、順路物見之者無怠愠可差出候事、

諸勢通行之節、於村々吞水等差出、夜中は篝火等焚置

へく旨触置事、

諸家城下は勿論、在町ニ而猥ニ武器其外玉薬之類売捌

追討中は御代官最寄村々御領私領共無差別繁々見廻候間敷旨相触置候事、

官軍之内道中筋其外ニおゐて我雜之所業有之哉ニ相聞様申渡置事、

候間、不取締之儀無之様、頭支配より厳重申渡可有之

侯事、

石田 田洞中下

小北 田条

ナ シ塚 筑波山口々御持場(11の2) 江戸表ニ而軍儀相決候上は惣勢持場を定、 逆徒形跡を陣中へ忍入義顕、召捕候分ハ為見懲其場ニキノマ、 兵士農民共逆徒差押候欤、又討留等有之節、金子ハ多 一旦徒ニ加り候共、先非を侮自訴等致し候分咎之沙汰 別進発有之候ハヽ、道中筋混雑も少く道筋捗取候弁理 於て死刑ニ可被行事、 ニ不及、於場所御賞挙可有之事、 少を不論兵具・馬等ニ至迄分捕可申付事、 ニ可有之候事、 七月 街道筋ニ引

下館結城之内

下館

真壁

風田峠

御玄 御小神 御御 持蕃 徒十保 先小 野 頭頭 頭人山 手性 越 中守様 其様 頭城 組 守 番 頭 殿

外

右之通御座候

久世謙吉

Ξ

同文言、

井上河内守

候間可被申合候

は手余り候ハ、討捨不苦候、井上河内守へも同様相達 付、迅速人数差出搦捕候様可被致候、尤手向候欤、又 掛次第村々より新イ宿御固場所并関宿表へ訴出候筈 暴行、金銭掠奪致し、右最寄徘徊いたし候趣ニ付、見 浮浪之徒、下総国葛飾郡流山村并野田村・上花輪村辺

Ξ

浪人

池田光三郎

戸歩 鳥歩 板 田兵 居兵 倉 内 越隊 丹隊 膳 波 前 正 守 守 様 様 様

臼井

沼田

土 屋 采 女正様

石

Л

若

狭守様

丹羽左京大夫様

329

冮 幡 子十九才 十九才

子十八才 清之助

取押込、鑓•長刀等数多奪取、其外品々悪行有之趣相 右之者共下総国八幡町最寄村々立廻り、寺院又は富家

聞、難捨置旨、関東御取締増山権助美濃守領分下総国 木下河岸百姓兵左衛門方ニ而召捕申候、依之掛合之上 大森村役場へ掛合候付、詰合之人数差出、去十一日夜

中ニ付家来之者より御届申上候事 増山権助へ引渡申候段、右同所役場より申越候、在京

右八月十三日稲葉美濃守様より御届ニ相成候

松平右京亮

八月七日助御用番和泉守様より御達之由(一四の1)

佐原村へ人数差出、取締向厳重行届候様可被致候、尤 水戸殿領分同国潮来村最寄へ集屯致し候由ニ付、早々 常州筑波山ニ集屯罷在候浮浪之徒、此程下山いたし、

八月

相達候間可被申合候

| 右京亮人数下総国佐原村へ早々差出候様、水野和泉守(| 四02) 儀当八日御同所様へ一応申上置候、然ル処右京亮領分 様より御達之処、野州出張之人数帰着不仕、御猶予之

州潮来村ニ罷在候浪人竹内百太郎・小林幸八・畑筑山・ 加部木左右介と申者より米金取集早々可積送と之書状、

同国銚子之儀追々騒敷、筑波山役所之よし肩書ニ而常

去ル四日荒野村役人迄差越、只今宮村・野尻村百姓共

差留挨拶不為致候ニ付、定而風聞之通近日乱妨•放火 右潮来村迄罷出候様申越候旨、夫々訴出候付、何れも

候、尤追々人数差遣候得共、前顕之次第ニ付当節佐原 等可致哉、心配手当仕居候段、同所詰家来共より申越

様より御達之持場内より人数差出置、同村江急変之節 御拝領ニ付而は、右京亮方援兵之心得ニ而兼而御代官 村へ出勢難行届、且同村は此程村替ニ而堀田相模守様 暴行等及ひ候ハ、速ニ追討可被致候、堀田相模守江茂

詰人数より援兵有之候様、 応援仕度、 領分銚子之方異変之節も相模様より佐原村 兼而御沙汰被成下度、 此段

八月十一日

御内意申上奉歎願侯、以上、

松平右京亮家来

五 御用番備前守殿へ南部美濃守家来を以差出候書付写

今般美濃守国許江以

召連出府候樣可致旨被 仰出候、 上使、常州辺浮浪之徒致暴行候ニ付為御警衛早々人数

御懇之 上意相蒙り候旨申来候、 此段御届申上候、 以

上

八月廿一日

南部美濃守内

先達而中より八幡船橋辺江屯罷在候浪士又は水府勢、

八月四日風説書写

イ宿町・松戸宿・金町村辺ニ屯致し居候浪士共と一手 七月廿九日•晦日両日ニ同所出立、 小金町江罷越、 新

> 武田伊賀守・同彦右衛門等も、 由御座候、尤只今小金町ニ農兵計四五拾人程も残し置 ニ相成、当月朔日頃同所出立、 前同様御国許へ罷越候 水戸御国許へ罷越候由、

候由

聞書之侭申上候、当七月廿五日朝、 田沼侯未古河御逗留、御目付様各兵等結城辺御止宿? 武田某討死、此度は朝比奈方大手柄と申事ニ御座候、 十七人と申候由、右廿三人之内千種太郎・木村又蔵・ 炮相掛候付、悉く散乱いたし、即死廿三人・怪我人三 将朝比奈弥太郎ニ而、必火事ハ謀事ニ而横道より参候 ト考へ、勢を伏侍居候処へ天狗組押寄来り、其節大小 より水戸表姦者組を討取申へく積之処、姦者組ニは大 口紺屋町と申所へ、水戸天狗組より火ヲ付焼立、横道 土浦侯・笠間侯・壬生侯いまた御人数出張も無之由、 水戸江江戸より入

t

子八月十一日御用番牧野備前守様へ被差出

越候飛脚之者より承り候事

此後必出陣ニ付、色々に風致し居候由、水戸海辺迄罷

331

|兼而申上候通、此程浮浪之徒、大平山・筑波山・小金||七の1|| 私領分沖須村郷土森作猪太郎ト申者宅へ、右小川館取 加入仕候者も御座候哉之趣に御座候、然ル処去六日、 ニ而往復仕、此程ニ至候而は凡三千人程相集、日増ニ 館・潮来館ニ多人数屯集罷在、私陣屋差挟※夷形之体 通追々退散致し、府中辺并水戸殿御領分小川館・玉造

候由ニ御座候間、武器之義金穀之内たり共決而難相成 図ニは無御座候得共、金穀ニ而も御尽力被下度趣申聞 兵器而已ニ有之、右等茂難相成候ハ、、稲之右衛門差 相願間敷、左候ハ、強而可及劫奪候、併今日之急務は 節切迫之場合故武具借用仕度、御小家之義不相調候ハ、 永井彦太郎・吉田房五郎と申者差出為及面会候処、 と申者罷越候由、注進申出候ニ付、早速藤井左右馬 当

> 屋類焼之節武器類焼失仕、其後追々武器類取集十分ニ 方は多人数之事故、及戦争候而は甚以心痛当惑仕候、 を極メ防戦仕候心底ニ御座候得共、少人数之儀、浪士 行届兼候得共、此程之場合ニ相成候而は家中一統必死

段奉願候、以上、

依而は従

公辺御加勢御人数御差図被下候様仕度、此

八月八日在所日付

締田丸稲之右衛門病気ニ付、名代遊軍副将藤田小四郎

新庄駿河守

同十六日御附札(一七の2)

書面加勢人数御差向可被相成候間、玄蕃頭出張先

早々注進可被致候

子七月晦日水野和泉守様より家来御呼出御書付御渡ハ

当表不容易折柄帰国之儀被相願兼候ニ付、為名代其方 水戸表不穏候ニ付、水戸殿被致帰国取締可被申付候処、 へ差下し取締方被致度段被仰立候ニ付、其方儀恖

御免御暇被下候間、早々出立候様可被致候

共、小家之儀且安政三辰年正月中御届申上候通り、陣 戦可相成義ト奉存間、家来共夫々厳重手配申付置候得

同八日厳敷為及断候、就而は定而早々人数差向接

座候

子八月十二日常州より来状之写

一昨七日九半時頃、宍戸様稲吉宿御通行ニ相成、 き水戸大身并小金詰農兵迄凡三千人余壱概ニ通行ニ而 引続

様ニは府中御小休ニ而、夜分竹原宿迄御通行竹原御泊 宿内大混雑いたし候得共、無滯継立ニ相成申候、宍戸

相成候哉、扨々騒々敷事ニ御座候、浮浪共は矢張府中 之由、然ル処諸生方ニは今以竹原ニ御逗留、此上如何

前文略ス、先日田中愿蔵徒組長田某、百五拾人程 三而

ニ集り居申候、

大ニ起り、互ニ鉄炮打合候処、田中組大ニ敗し衂いた本/マト し、逃際ニ土師村へ火ヲ掛侯処、四十軒計の村稍四軒 水戸在野口より府中へ参り懸ケ、鯉渕土師辺ニ而土兵

府中へ逃入候節は余程怪我人有之由、田中愿蔵事土師 戦前水戸ニ而生捕ニ相成候由、多分実説ト申事ニ御

残り、田中組大敗軍ニ而、金子入候長持等不残打捨、

水戸殿庶流松平大炊頭一類之内并水戸殿家老ニ可渡 八月十六日夜被仰渡

書付

但大目付京極越前守席江出候事、

(1)(001)

大炊頭父 大炊頭父

隠居之身分ニ而彼是不容易事共ニ関係致し、其外

水戸殿より

御直ニ被仰上候次第も有之候間、

永蟄居被

仰付之、

別紙之通被

仰出候間、

其方共罷越可相達候、

就而者

取締之儀重役共江申談厳重可被取計候

(IIO@2)

水戸殿家老へ

大 炊 頭 父

同文言

右之通被 仰出候間、 此段可被申上候、 就而は取締之

儀、水戸殿より厳重御取計被成候様可被申上候、

八月十六日

八月十八日夜常州より足軽飛脚着来状之内

水戸大身小金詰之組ト双方へ相分り、日夜合戦之用意、水戸大身小金詰之組ト双方へ相分り、日夜合戦之用意、一突戸様水戸城下近所迄御通行之節、水戸書生組出向ひ、戸様水戸城下近所迄御通行之節、水戸書生組出向ひ、戸様水戸城下近所迄御通行之節、水戸書生組出向ひ、戸様水戸城下が原・片倉・宍倉・小川辺旅宿、翌十日宍戸様其外水戸大身方小金詰農兵迄都合三千人程、九(二)の1)

情相分り兼申候、

数人探索申付所々へ差出候得共、何共虚説而已ニ而実。
ニ而所々奔走いたし居候由、右之様子聢と不相分候間、

より府中迄逃来候処、大将より一戦ニも不及逃帰り不者、五六十人(公儀御人数筑波西麓迄押来候付、筑波一昨十三日朝、筑波山是迄残り居候浮浪飯田群蔵ト申

今日抔府中辺ニは浮浪何程茂居不申、大躰水戸近所へ覚之由叱りを請、同夜又々筑波山上へ引返申候、

集候由ニ御座候、

出張無之候、将又浮浪組千人程茂有之候処、此節ニ至、公儀御人数筑波山西麓迄御着陣之由、未タ山東江は御

右之水戸大身小金詰之組と合並ニ相成候様子ニ而、

以勢ぐしけ不申、追々如何相成候哉、未相分り不申候、

八月十五日

(三の2)

屋村を早足ニ而罷通り候間、皆々ニ而高見へ参り遠見近候と申由承り、十三日早朝ニ府中ニ逃下り申候、染人数五六拾人程居候由、御人数御操出し追々筑波山へは供謝方口々江御手分ニ而御取掛之由、此節筑波山ニは僅諸方口々江御手分ニ而御取掛之由、此節筑波山ニは僅諸の、公儀御人数茂古河宿を十一日頃より筑波江向ケ、

見逃参り筑波山を捨ものニいたし候は、臆病之由ニ而の御人数多勢ニ而押来り候ニもいたせ、敵之籏色茂不

いたし、然ル処府中ニ而大将之申候ニは、譬へ(公儀)

Ξ

八月十七日風聞書写

僅差渡ニ而目之下へ見へ申候、余程心配ニ御座候、 其外片野も昨今ハ皆立退ニかゝり居候由、是ニ限らす 物取片付諸方縁者之方へ運ひ、又ハ山中へ逃入候由、 成は染屋・片野辺穏ニ致度、府中抔も宿内町家ニ而荷 借用いたし度由、若染屋村之寺へ参り逗留相成候得は、 野辺江十五六人位遠見として詰居候、染屋村之方寺等 片野・小幡辺迄罷越、夫より筑波山へ這入り候由、 叱りを請、 同夜右人数又々筑波山へ罷登り候積りニ而 片 可

小金原通辺へ浪浪屯いたし居、旅人之金子借用致度趣 申聞候よしニ御座候、其外諸所へ屯いたし居候由、 風

事ニ御座候

いくらも立退候村方宿々御座候而、

誠ニ目も当られぬ

申候

聞仕候 書状之由、宍戸様ト御座候は松平大炊頭様御事ニ御 本文右は本堂内膳様御在所よりの足軽飛脚持参り候

> 欤申川へ新規之橋御取建ニ付、此職方江戸小網町より 日より御仕寄之処攻口御不都合ニ有之、筑波近辺何 常州筑波山江屯集之浮浪徒為御追討御役々様、 去十四

ハ銘々家族引取葬候由、 拾五人即死、此者共頭之毛を切、 浮浪共より不意ニ大砲打かけ打崩候ニ付、 人足五拾人程兼而罷越、 実説之由風聞、 右場所へ橋掛渡取懸り候処、 小網町江差送候、是 右打崩し候勢 職方之内弐

ニ乗し、御役々御人数へ打向襲来候処、 たし候趣、 専ら風聞ニ候得共、 此段虚実聢と相分り不 御人数敗走い

Ξ 八月十七日夜牧野備前守様より土屋采女正様御家来

一領分警衛等厳重手当いたし置、(二三の1) 御呼出左之御書付御渡

致し候ハ、差留置取計相伺候様可仕候、 水戸殿御領分之者通行

尤不法之所業

ニ及ひ候ハ、打捨候共不苦候事

(11102) 口達之覚

335

別紙之通相達候儀は、松平大炊頭人数之内ニも浮浪之

可申候、若不法之儀等有之候ハ、切捨候様可仕候事、 而水戸表より罷登候者ハ、仮令重役之者たり共差留置 徒、其外如何之者共も打交り居候趣ニ付、右之心得ニ

八月十九日夜同所御呼出ニ而御達

共、御同家飛脚ニ限リ通行為致候様可仕候事 領分土浦水戸殿家来通行之儀は、一切差留候趣ニ候得

五五

(二五の1) 同日御達

加納官一郎

野州辺江屯集浪浪之徒、当節水戸殿領分潮来村へ相集

陸地罷通候者共見懸次第、無酙酌討取方厳重可被取計(醫力) 辺江早々人数差出、同所江備置川筋船ニ而通行、又ハ 居、最寄村々金銀其外強談等いたし候趣ニ付、木下内 堀田相模守・久世鎌吉江も打合不相洩可被取計

依之御府内昼夜廻り被成御免候

(二五の2)

野州辺ニ屯集浮浪之徒、当節水戸殿領分潮来村へ相集 山口長次郎

居、近村暴行等ニ及ひ候付、其方在所在合之人数早々

第討取、水戸殿領分且館内等迄も附入、無酙酌十分ニ 差出、追討可被致候、尤右輩は暴行有無ニ不拘見掛次

討取候様可被致候、右之趣近領諸家江も相達候間、

可

被得其意候

松平大蔵少輔

内田騎一郎

井上筑後 守

同文言、

八月廿六日御届二六

| 私在所常州新治郡志筑陣屋領内共、兼而御達之通手配(三六の1) 浪浪共、俄二他領染吉村江致放火、 申付置候処、今廿四日朝五ツ時頃、 所々より忽火煙立 府中宿二集屯仕候

登り火勢盛ニ相成候頃、浪徒後詰之人数茂押行候由

二付、早速同所詰家来人数立合及戦争、敵方弐人討取

致後詰及炮戦候処、浮浪致敗走候哉、黒煙ニ紛悉く逃 去候間、午之刻過一ト先二手之人数引揚申候、 数十発打掛候ニ付、 人数よりも早速大炮打掛、二之手人数も差出置候間、 同村へ兼而出張屯集罷在候一隊之 兼而出

凡弐百五十人程ニ而及乱暴、尚私領分栗田村江向大炮

配申付候、此段不取敢御届申上候、以上、 御座候得共、私人数之内怪我無御座候、尚夫々厳重手 出張御座候、尤発砲中浪徒之内余程怪我有之候様子ニ 公辺御人数多勢并鳥居丹波守人数も凡四百人程同所

八月廿四日

本堂内膳

| 私領分常陸国新治郡村々へ先達而中より度々浮浪之者(三六02) 浪士躰之者凡五拾人程押寄、 罷在候処、去十八日亥之刻頃、右源右衛門門前へ俄ニ 村名主真家源右衛門宅へ為取締家来之者人数召連出張 立入及難儀候ニ付、兼而被仰出も御座候間、 門之窓打破炮発及乱入候 同郡真家

> 其余散乱逃去申候、尤両人鉢巻ニ千種太郎・鬼沢幸助 着具其外場所ニ而取上候品、 ト記有之、右死骸は最寄寺院へ仮埋申付置候旨、両人 人数之内足軽弐人手負申候旨、 別紙之通御座候、且家来 在所表より申越候、 此

八月廿三日

山口長次郎

段御届申上候、以上、

張之一隊は同所ニ相固罷在候、其後

(三六の3)

覚

千種太郎

着具

白縮緬簡胴着 小柳万筋襠高袴

琥珀竪縞帯 黒八丈脚半

紺足袋

白縮緬鉢巻 但千種太郎平義照子年弐拾四才ト記有之、 刀 一腰 身長サ二尺五寸、銘谷定家近

麾一本

短刀青波燧袋付、内一朱銀一分壱朱小鍵入、短刀身長サ九寸、銘吉家、

鬼沢幸助

白木綿筒胴着 一浅黄紺小倉竪縞袴

白木綿鉢巻但し鬼沢幸助ト記有之、

紺呉絽帯 一紺足袋

一刀 一腰身長サ二尺五寸、銘相州住正、 脇差身長サー尺六寸、銘和泉守国定、

外ニ拾有之品

大炮車台計 鉄炮壱挺玉目三匁五分 一拵付刀一

腰

右之通御座候、以上

◇第六七号 (子八、九月頃カ)報告

[『玉里島津家史料三』]

「第四百五十八号」

新 聞

紙

翻訳

横浜新聞ー(の1)

半横浜に着せり、 墨利堅船ターキヤン、十六日下ノ関出帆して同廿一日夜 同船載せ来りし新聞によりて、左の事

去ル九日和儀を結ふの後、新聞に列すへき事件なし、但

件を知れり、

出る所ニして、此際各国列官より談判に及ふ所の返翰也、 シ米船の出帆前午後萩より両人の士官約速書を持来り、 各国の官に示せり、此約書は正しく松平大膳大夫の手に

○其日に曰く、各国と既に和儀を取結ふの後、交際日々 に親陸なることを欲す、且ツ下ノ関に於て盛に商港を闢

せす、当港通航の時、薪・水等の欠乏あらは、其請に随

くことハ素より我か願望也、其他各国の軍艦・商船を論

費を補ふ為、贖金ハ倉廩府庫を尽して各国の意に応すへ ひ運給すへし、但シ此度和睦を冀ふ上ハ、其労を謝し其

暮の命ニ従ひ攘夷の為に備へたり、然るに今既に和儀を し、○従来当港ニ於て許多の台場を装置せることハ、朝バく

めたり、

其節英船コケッテは後より来り、数多の軍艦に

崩壊せるものは復治せす、 而して新地に造築する等の事

結ふの時に当てハ、無用の額備なるへし、之に因て已に

、決して之を廃絶せり、

中国海戦争新聞(一の2)

西曆一千八百六十四年第九月廿一日我元治元年八月廿

日

神奈川刊行の新聞紙より訳出す、

已に十八日開版の別段

を発する用意を成さしめ、

進て第一番台場の前に半円状

別人の文通ニ而下の関の戦争に就て、左の説を得たり、 新聞に載たる文は之を略ス、参考して此評略の異同を斟 当日の光景を相像すへし、 訳者の語

浜を出帆し、 ア・クープル君の指揮せる軍艦第八月廿九日我七月 第九月二日 月日ニ当るハ注を下サス に姫島 に横

書翰の写

軍艦ペルシウスは既に石炭船と共に此所ニ在て待受たれ 到着し、前以て定置たる場所ニ至り碇泊をせしに、 直に軍艦に石炭を積込、四日に碇を揚け下之関へ進 英国

共

軍艦チュ・フレイ、 を発し、 加ハりて諸共に進発せり、右軍船は晩第六時騎に蒸気 は英国軍艦船号タルタル(甲比丹ハイエス)、 より二三里離れたる所に碇泊し、翌朝ニ至て水師提督に ンビ号令を伝へ、昼後第一時時に第一番台場に向ひ炮 (甲比丹トウェル)、 第九時夜五時 に下之関へ到着し、 和蘭軍艦メタリスコロイス并にヂ レオパルト (甲比丹レキー)、 第一番に台場 バ ロッ 仏国

り砲発せさる様ニ取計ハんと言掛たれハ、提督は是に応 越えんとする時刻を告られなハ、長州侯ニ申述、 ユス船に乗り、水師提督に面会し、軍艦下の関の海狭を に列したり、但シ其已前日本役人弐人来りてイウリヤ 台場よ

列したる節必定彼方より炮を発スへしと考へ待構へたれ 方よりは砲撃すへしと答へたる故に、 する事なし、但シ汝か方より砲を打掛る事なくとも、 我軍艦台場の前に 我

時台場よりも之に応し一度に炮を我方に向ひ打出したれ 時過に至て、イウリヤリユス舶より砲発を始めたり、ハギに至て、イウリヤリユス舶より砲発を始めたり、 一弾丸をも発する事あらされハ、昼後第三時廿分 其

の進ミて弾丸の達すへき所に到りし頃まてにハ、既ニ三共、其弾丸多くハ我軍艦に達する者なく水上に落、我船

ヽ、七分易より包含よし、塩ー寺上我「時呈り引ょるヽし、個の台場にある敵の炮手を追払ひたり、○考ふる所にて

第一番台場ハ大炮十門を備へたり、但此第三の台場ハ海ハ、此台場より炮発せしハ僅一時半改一時程の間なるへし、

へたる大炮の大きサハ一様ならす、多くハ青銅にて造れ

浜にある者にして、洲の袋にて造りたる者也、台場に備

得たるのミ、

り、吾船中にて之を熟見せハ、更ニ其精密なる記載を君

上に載たる軍艦台場の前面にて戦ふ間に、ペルシウス船

に送らんと欲す、

面へ頻ニ打掛たるを以て、日本人は之を畏れ一時半程メチュサ船・コケッテ船及ひ炮艇ブンセルより台場の側

ハ全く之を打静めたり、○其夜ペルシウス船の指揮官兵我方より四個の台場に向ひ砲を発し、晩第六時頃幕穴に逃去れり、

士を率ひて上陸し、大炮十門に釘を打附け、諸方へ火を

に中り、

仏郎亜人二三人を殺し、其外の者をも傷けたり、

りし様子也、思へらく、初日の戦は之を終とす、○吾ハ共無益に住家抔を焼払ひ土人害を蒙らしめたる事ハ無かなるに因て火燄盛に燃上り、明なる事白昼の如し、然れ

終る用事多く、只僅の間暇を得て之を君に告知らす事を(終日々)りし様子也、思へらく、初日の戦は之を終とす、〇吾ハりし様子也、思へらく、初日の戦は之を終とす、〇吾ハ

其近所にて破裂弾の発したるを以て五六人の怪我あり、吾此日の死傷を記す事を忘却したり、○タルタル船ハ、

パルト船ハ、実弾の為に艫を打砕かれ甲板を打抜かれ、バロッサ船ハ、タルタル船と同し程の怪我人あり、レオ

る者なし、メタリスコロイス船・ヂャンビ船も船中にて船身に大なる損害を請けたれ共、幸に一人も疵を蒙りた

易二龍へ宜い、免こは)に第三番合易に)とけぐレト公九月六日六月の前夜の間、日本人暗に乗し再ひ大炮を台

破裂したる弾丸の為に少しの死傷あり、

戦の第二日即第

イ船へ打掛たりしか、始めて打出したる弾チュフレイ船へ打掛ケ、第四番台場よりハ、タルタル船及ひヂュブレ場に備へ直し、晩に至りて第三番台場よりレオバルト船

暗夜

懸たるを以て、第一第二の台場及ひ人家も焼出し、

られ骨に傷を請け、 り、 ₹ て我船に害を成し、 ١ からすと雖も、 就中第一 シ ブ メン 甲必舟の命に従ひ船中に 等流底南ブロ 第四番の台場より打出したる弾 ፤ タ ۲ ル シッ タ ゥ ル船にてハ第一等流底南并に プ ン メンは足に二ヶ所の傷を 口 ゥ 其外七人の怪 は其股の内を剝き取 我 ハ 別 人 あ L

○此日に台場より砲を放ちたるの時刻、

前

日に比すれ

サ 朝飯頃ニは已に上陸すへきの号令を出し、 上 一に記載したるか如く、 ۴ ル の指揮せる青揃の兵二コンペニ 台場より永く発炮する事能 ー隊及ひ海軍兵 甲比丹アレ ハす、 丰

蒙れり、

敷有様ニ而上陸せ 上陸するを援へるの備を成し、 ŋ] 丰 ヤン船 ŋ ٠ ○英・ コ ケ ッ 蘭 テ船にて海岸 終二昼前十時四 仏三ヶ国 っ へ曳き寄せ、 青揃 時 に の 勇 兵 士 々

を載せたる小舟をペ

ル

シ

ゥ

ス

船・

7

ル

ギ ユス船

•

X

ヂ

ユ

を尽く上陸せしむるの用意をなせり、

上陸すへき兵

尘

놘

るを以て我兵大に損傷を蒙り、

士官の内にも傷を請

を奪ひ 混 将校の指揮を請け、 して台場ニ押立たる故ニ、 取りし か 英国の旗と仏国 度ニ小き丘江登り、 何れ の か先登なるを知り難 旗とを殆 第 ۲ 番 同 時 の台場 = 相

> 其後第二乃第三番の台場を取りたりと雖も、 故ニ、海軍兵士及ひ青揃の兵士を別々 向ひ防戦する事なし、 又第四番の台場 の ハ余程距離多 路より差向 敵少しも之

か K

既二 たりし 且其車台を焼き捨たり、 四ヶ所の台場を奪ひ取りしか か、 余ハ英国の旗を第 ○其間に流底南羅拏シュテ に 押し 兵士速に砲を卸 立るを見たり、 ル か

逃隠れたれハ漸く晩ニ至りて日本兵士の屯したる陣所 葡杶弾或ハ小弾丸を夥しく我兵ニ向ひて正面より打ち出 ひ野戦炮を備へたる台場を求め出せり、 率ひたる海軍兵士国内に入り敵を捜し求めたれとも、 ○此台場より 及

る者多し、

比丹ア イウリ V ャ キサ ij ユ ント ス 船 ル 足に傷を請る、

甲

に傷を請、 ₹ ۴ ・シウ プタン壱人前 同 断 流底 南

ァ ŀ

ヮ ル

ッ

海中兵士隊中にて

底南イ ン グリ ス右同断 比丹チ・

コ

ゥ

iv

 ν

ì

流 甲

> 傷を蒙 i 0 活板の誤字なるべしに作候は同人也、いつれも按に別段新聞にデ・コンリ

船へ帰 晩ニ至り始てアル 潮となりて未曳出すことを得さる場合なれハ、 余り海浜に近寄り、 合戦の最中画師べ 台場及ひ炮の車台等は皆打崩し、 不都合なりし難儀ハ、 に大小損害を請くへ 立直し、 其野戦炮を奪ひ取るに非れ りたるハ此日の戦争中の最も烈しき合戦にして、 ニ入りて傷人を最近き船へ送らんと決せしかハ、 此時ニ方りてペ ス船及ひレオパ ハ、夜中其火盛ニ燃上り候を見たり、 シ 'n ゥ ス 我かペル 船を曳き出す事を得たり、 先ハ是まてニ而其日の合戦全く終れ Ī ギユス船・レ ル ル シ ۲ ŀ かりしか、 終ニ沙上に乗り掛けしに、 ウス船に向ひ発炮すべし、 シ 写真鏡にて図を製し、 只此船を曳出す一事のミ也、 ゥ 船の二艘へ分ち送りたり、 ス 船上陸 八、 ォ 嗚呼幸なる哉、 敵兵夜の間に再ひ其備 兵士の屯所に火を掛け パ の兵士を援くる為に、 ルド 此度の合戦中最 船の力に依り、 其後我兵悉く 倫敦新聞 ŋ ○翌日 此炮の為 折悪く干 若し然ら 若終 ○敵 ア 〇此 〇夜 ル

Ġ

浜辺に引出し、

船へ積込むの用意を成せ

の

り、 る由 七日、 て 打出す事なし、 \Box 船の碇泊したる所迄見えたり、 台場ニ向ひ炮を放ち、 1 タ ル ○タンクレ の堅固なる台場を攻めたれとも、 ス船碇を上ケ、 る画工ウヰル タ ○此日ハ軍艦多く休息したりと雖も、 ル 船 ٠ 其余 デュプレイ Ī F ダマンとい 船は の軍艦にては前日奪ひ取 海峡に溯り、 且市中に火を掛けたれハ、其烟 い 船 ホ府按に図ニハ ふもの、 ○六日の事実大略此 ヂ 大炮四十五門を備へ ヤ ン 敵方より多く砲 ۲ 戦争の 船 まて進ぇ、 • ŋ X 昼後ニ 様子写し たる砲 ダ 'n の如 至 ス ŋ 其 コ

以て、 八日、 しに、 ンドルド、 斤と之意なりと言ひしかハ、 炮ニハ長門侯の紋を鐫付け、 ニ進ミ兵士を上陸せしめ、 /を正とすれハ砲の大サに適々似たれとも、五十六ホンドルドウエイト5六百七十二貫欠許なり、然るに四十八斤と定る事疑ふべし、又四十八 **我船に在りし支那人に之を読ましめ** 英寸十一寸、 ○ペルシウス船は昨夜十二時後に碇を挙け、 ウヱイト即ち殆四十八斤なり按にホンドルドウェイ 口径六寸の炮二門炮の類象 敵より奪ひ取りたる砲を運 其重サを量りしに五十六 且其上に漢字を書したるを した、 あり、 四拾 海 此

ギ

の

K

此時総計死人八人、傷者二三拾人あり、

○此台場を攻取

を

Ļ

九日、

○余今朝目の覚たる時、

ターキャン船既ニ何方へ

あるにや、姑の其侭訳するの※ 又其外長サ十四尺にして口径と定ると莫大の相違也、原文誤り 又其外長サ十四尺にして口を の甚大なる者もあり、 何れも皆青銅なり、

昼時頃に日本役人イウリヤリユス船中に来りしか、 り一時程畔過て右本船の檣頭に休戦の籏を揚けたるに依 夫よ

くハ下の関の台場に一個の炮をも残し置かさる意也と云 炮を歇むへき旨を申越したるに、水師提督答て曰く、 全

の評判あり、

て、

諸船共に暫時戦を歇むる事を知れり、○是に於て一

日、長門侯より戦争既ニ十分なれハ最早発

る事を得へし、 ひしに、船中ニ来れる日本人曰、若ハ炮を残らす奪ひ取 我方にては決して少しも之に敵対をなさ

すと云へりと、

督決して長州より言出せる事を承引する事なかるへしと 此日の評判にては、 又一説にハ、 長門侯自身に船中へ来るに非すん 両三月の内に再ひ大戦起る可しと云 ハ提

や知る可からす、 云へり、 故ニ此日の様子にては此後如何なる事ニ成行く 明日ニ至らハ少しく之を知る事を得へ

其他変りたる事なし、

か出帆したる由を聞けり、

此船先達而横浜へ趣きたるな

らんといふ評判也、 各其指揮する所の軍艦を率る海峡を溯れり、

但しコ

ヶ

会せし様子之レなし、 テ船ハ少し後れて進めり、 提督ハ諸事を決する事なく早く長 ○長州侯未た諸水師提督に面

に備へし大砲ハ、大低木炮にて、其内七門を我船へ運ひ 州侯に面会せん事を望める由也、 ○台場の内或る一ヶ所

君より長州侯へ書翰を以て、 日の評判全く虚説なりしを知る、 中国海を通行する外国舟 今日の評判にては 大 ○ターキヤン船は姫島に到りて今日帰り来れり、

故に昨

入れたり、

悉く打払ふへきの命を下されたる由也、若し実に此のこ

積込ミ来着したるに依り、軍艦へ尽く石炭を積入たり、 上海よりベムブロー・ケサイルと号する船石炭を多量に とき書あらは、大君我輩を欺きたる事明白也

○今日茂其外変したる事無し、

Ļ 十一日、○今日も猶軍艦へ石炭を積※入るゝの外他事な イウリヤリユス船・セミラミ船・ メ タ ノリス コ 1

船は皆海峡を溯りたるまゝなり、〇今日昼後コルモラン船・ヂヤンヒ船・ヂュブレイ船・タルタル船・コケツテ

今日の処にてハ此外新聞を得る事無し、今日横浜江出帆ト船も海峡を遡りれり、

幸便あるを以て、

前件の新聞を君に告知らす、

英国議政堂に於て日本貿易新聞第七十一号即教元治元年子八月十四日(一の3)

と雖、此事ハ政府にて決定すへき道理なれハ、議政にてエールゲレー氏ハ日本との条約中に変化すへき箇条あり

し、日本人の方にてハ都合よき変化を為す事なれハ、決取繕ひ、諸国別ニして仏蘭西国とく熟談して事を計ふへ日本との条約を改正せんとするにハ、他の日本と条約を之を決する事を為さずといひ、左の説を加へたり、

如き法ハ開化せる国にてハ行ひ難き事にして、若シハフ里内にてハ決して日本政府の裁判を請けさる事也、此の第一に余か最不都合なるハ、英吉利人日本の港より三十

配請る事なく、但其国のコンシュルの指揮を請くるのミプール名なる大港にある仏米の船人、皆其都府役人の支

ン都府の名 或ハ紐育にある英吉利の舟人、或ハリフン仏蘭西国の或ハ紐育にある英吉利の舟人、或ハリフ

ある英人の指揮を相当に行ひ、厳重に法律を守らしめん支那及ひ日本人にてハ我本国より甚遠きを以て、其国にならハ、此等の諸港ハ一日も安静なるを得ざるへし、〇酥諸る事なく。但其国の______の推揮を請くるのミ

本内地に入込むを妨くる意なし、已にπルチューン氏及難き事也とす、○余ハ此の如く云ふと雖、英吉利人の日とするにハ、此二ヶ国を全く我所轄の地と為されハ、其

本人を信実に親ミて、決して不礼を行ふ事あらされハ、

本人に丁寧なる取扱を蒙りたれは、

総て商人たりとも日

ひ其外学術の事に係りて、

日本内地へ入込ミたる者

八日

港にてハ我国よりポライシを送りて取締を為さすと雖、日本人も之に報して丁寧なる取扱を為すへし、○日本の

ふ事なしと雖、但一ツの見込たる所を説かんとす、先ツして議政堂にある事にあらされハ、別段之を主張して云

を変すへき任ハ政府にある事にして、議して不承知を云ふ事あるましき道理也、

議政堂にある事に

○条約中の箇条

日く、 に服せられんを畏れて、よく之に備へたりと、○此の如 アの教長たる者が云へる日本の説を以て其証と為すへし、 のミならす、日本人の心ニ疑念を生すへし、○ヒクトリ ○此の如く大なる兵勢を備へ置くは、 先ッ日本政府をして条約を守らしめ、我方にて兵勢を用 は其他云ふへき事多しと雖、若輩を余り永く疲労せしむ て、別して在住する者の指揮を厳重に為す能ハす、○余 終に全国を奪領したるか如くに、日本も終に英人の暴威 加へ本国より支那へ千人程の兵士を送らんとする形勢也、 備ある英国軍艦三十五艘にして、且已に巨大なる陸軍に にある巨大の兵勢を滅する事也、○当今支那及ひ日本に ふる害を除かんとするには、当時の条約中の箇条を減す るを嫌へハ、下の一事を云ふを以て結尾と為すへし、 様子也、 英人ハ元来商人として貿易せんが為に印度へ趣き、 又其外我国の為に切要也とするハ、支那及ひ日本 日本人ハ皆英人の印度を所領と為したる由来を知 且又諸国のコンシウル輩互に相悪の心あるを以 我国の費莫大なる

> 隙を生するに及へり、 知るへし、日本に巨大なる兵勢を備へたるに因り、 易を止めんとする好機会を求めんと願ふべし、 く両国の間に親睦の意なく、 を呼戻し、軍艦の数を減すへき事也、已に千八百四十六 人に対し失礼なる事を行ふを以て、此の如く両国の間 に在住せる英吉利人ハ之を頼ミとして暴威を行ひ、 るへし、○余が親友(エール)リユセルを指すへも善く 国と和親するの益を知り、 め、且其疑心を解かしむれハ、日本政府并に其臣下も外 に反して日本人に貿易ハ双方共に有益の事たるを知らし 故ニ当時の最急務は日本より兵士 貿易に障碍を起す事を為さる 互に疑心を生したれは、 然れ共之 日本 日本 貿

の港にある異国人ハ皆法律を守る事なく、至而乱雑なる

政府の命を待たす疎暴の処置を取計ひたる罪を責め、

且

面々の承知にて、

余より香港の鎮台に早速書翰を送り、

差向けたるの使を得たり、其節貴君並ニ其他の宰臣たる支那人或罪を犯したるを以て、之を罪せんか為に軍艦を

年に貴君(リユセル)と余と共に当時の官に昇れる後、

後、再ヒ香港の兵士を増したるに因り、香港の鎮台再ヒ 争闘に及ふ事なかりしに、我国魯西亜との戦争静まれる

支那人と争論を起し、終ニ大戦となるに至れり、余此等

○若し政府にて余か説に従ひ日本との条約を変する事あ を知ると雖、一説をも仕候者なきは実ニ歎息すへき事也、 政府を誹謗する事を為さす、然れ共議政堂ニ而此等之事 の事謹て女王殿下へ明白に言上せんとす、○余ハ決して

ふ事を得へし(以上ゲレイの説 らハ、貿易に係りて利益あるのミならす、天の正道に称

余か親友(ケレイ)の云へる長説の内に、日本と我国

との交際を如何なる手段にて宜からしむるやを云ふ事な く之を廃せんと望めるか如し、○元来支那と天津条約を 謀策を云ハす、但シ当時の処置を顕に誹謗し、終ニハ全 し、○彼は日本との貿易を盛ならしめんと願ふと雖、 其

云ふハ大に誤たる説とすべし、○ロルトエルチンの日本 国友たるゲレイ氏ハ日本と条約を結ひたるも之に均しと 結へるは、大兵を以て北河に溯りたるを以て也と雖、 我

へ趣きたる節は、蒸気フレガツト船一隻・炮艇二艘のミ

なれハ、日本人を畏怖せしむるに足るへき兵勢にあらす、

以て却したるにて為し得たるに非す、若シ又兵勢を以て 本と条約を取結ひたるは、決して日本人を無理に兵勢を 又英国のミあらす、他国も皆此の如く別して瑞士国の日

易したるの益如何程也哉、答曰、已に日本ニ而ハ外国 て少し、○爰に数多の自問自答を記さんとす、日本と貿 迫りたるにも、英国の兵勢ハ他国の兵勢に比すれハ極め

也、我親友ハ何等の故を以て此の如き親睦なる条約を廃 品物を外国人より求め得んとするか為に取結ひたる条約 約とは如何なる者也哉、答て曰く、日本人ハ其要用なる と七百万ポントの貿易を為したり、又問て曰、親睦の条

繕ひたりと云ひ、且英吉利人は日本政府の裁判を受る事 りと誹りたり、然れ共我国にて東方諸国就中支那及ひ土 なく日本国中の或郡にて自由に通行するを無理ニ取極た せんと欲する哉、彼か説にてハ、日本人は無拠条約を取

耳基と交通する仕方、皆此の如くなれハ、日本のミに限 に従て罰するを得る能わさるへし、○君輩熟考すへし、 り新に其法を変し、英吉利人の犯せる罪過を日本の法律

許し、三百年前より我国にて東方諸国と交るに付定めた 我国人支那へ貿易の為に趣きたる者、支那人を卑め不礼 しからす、余已ニフブリユーセ君より送来れる書中ニ、 爰を以て考ふれハ、ゲレイ氏の説も正しといふを得す、 を得す、故ニゲレー氏の説に従ひ、此法を変する事あら 利人の或る罪を犯したる時、此者を日本役人へ引渡す事 罪を行へる事あらハ、我方ニて直ニ此者を捕へ、日本役 る好法を廃するを得へきや、○日本人より我国人に対し 罪過の為ニ日本の法ニ従ひて甚しき責を請け、或ハ死罪 せたるを見たり、又日本及ひ其外東方諸国ニ在住する者 なる事を行ふ事甚しけれハ、我国の恥辱となるへしと載 も悪癖多く、総て東方諸国ニ在住せる者ハ其身持方甚宜 ○又日本と貿易し大なる利益ありと雖、英吉利人の方に ハ大害を起し、却而日本との間に隙を生する事あるへし、 人へ引渡し、日本の法に従ひ裁判を行ハしむと雖、 迄殺戮さるゝ事あるへし、 或ハ腸を引出され、其上横浜ニ在る其親戚たる者 此の如く見るに忍ひざる事を 英吉

又

結ひたる

一人ハ家来二十万人程もありて、其人も莫大なる由 は、二三百年前より大なる権威を握れる者にして、其内 て其意を成す事を得す、○薩摩侯及ひ長門侯の如き大名 らしめ、貿易を盛ニせんとすると雖、 改まらむを希ふ、○大君政府ハ務めて両国の交際を好か らすと雖、日本と盛ニ貿易する間に我国人の悪風漸くに ○余ハ今如何なる新法を立て以て此害を除くへきやを知 る国の臣下たるを頼ミて暴威を振ふを拒んとするのミ、 之を訟へ出るとも承引する事なく、英吉利の如き強大な ルコツク氏の為せる如く、 皆此の如くなるへし、 御門と云へる法教の頭たる者あり、其外ニ条約を取 故に当今余か行はんとするハアー 英人自悪行ありて難義を引請、 国中に騒乱多くし

日本の法律ハ最残忍なる者也、

故ニ英吉利の如き商人或

御門は力を合せ大君の権威を奪ひ、外国貿易にて利を得 領地の港ニは決して外国人を入るゝを許さす、 英吉利人の出入する港を定め、大なる利益を得、大名の 鎮むるを得す、○大名の説にてハ 大君の方にて気侭ニ 故ニ大名

る者の中ニて争論を起すを、我方ニ而仲人を為し之を取

大君と称する者あり、此の如く数多の権威あ

悪の心より起れる事にして、英吉利人の為に起れる事ニ日本国中にて戦争起るへし、然りと雖、日本人の互に相んと欲するハ当然之事也と称すへし、○此形勢なれハ必

大君政府のミを罪し、我敵たる大名を罰する事なきは甚あらす、○余か貴友ゲレー氏ハ英吉利政府と我親友たる

君政府ハ往還にて大名に外国人を殺害するを許したれ悪しき所置也と云と雖、余か説ハ大に之に反せり、〇大

ハ、其償金ハ出さしめたれ共、大名の方へも罪人を求出

) もゝ口」、各則上をつ奴十と言れこうとになるころのこ、し、且償金の一部分を出すへきを命しけり、故に吾朋友

出さしめたるハ正理に背きたりと云ふと雖、余ハ此の如○又我貴友ハリチヤルドソン殺害ニ付、吾方より償金をの説か如く、格別片落の取計を行ひたりと云ふニあらす、

自由に通行するを許したる道路ニて、強大なる大名に出名(但シ其内一人ハ女也)政府より馬ニ而も歩行ニ而も

き事あるましと思へり、先其様子を尋るに、英吉利人四

て横浜へ遁帰れり、余思らく、此の如き乱妨を為したるに襲ひ掛られ、一人ハ殺害され、其他の者ハ創傷を蒙り逢ひしかバ、路の側ニ寄り控へたるに、急に此大名同勢

たれ共、薩摩侯は之を聞入るゝ事をなきを以て、終に其らす、且又殺害したる者を尋出へし、其罪を糺さんとし

○へ己こ戌舟と為广へき日と戸旨し、旨も言しりて息い償を為せり、○薩摩侯ハ人命を失ふを憂ひ、前以て城下

城下の港へ軍艦を差送り、其船二艘を奪取り、当然なる

及ひ紙にて造りたれハ、火忽人家に移り、城下ハ多分焼打破りしかハ、折節大風吹きたるを以て、日本の家ハ木――

失したり、〇此戦ニ而台場にある敵の兵士中に死したる

なる禍殃を掛けたる事なし、○此一戦に因て薩摩人英人ハ速に建直りしかば、我貴友の説の如く、日本へ左程大木ありと雖、無益に人民の生命を害する事なく、又城下

の強きを知り、其後外国人と親む意を起せり、然るに我

に因り償金を出さしめ、国の正理ニ背きたると云ふへか 38

ァ 思へり、○余又仏蘭西に係りたる事を云ふへし、 するを得るの説あり、 船乗を入れ、 船を買ひ、外国の乗組ミ人船より出るや否直に日本人の ある人民にして、薩摩侯ハ已に数度蒸気船を買ひ、 に均しき有様也、 其罪を謝せり、 と云ふと雖、日本人は其過を悔ひ使節を仏蘭西へ差遣し、 悉く台場を打破り、大炮にハ皆釘を打たり、 を損したるに依り、 船狭き海峡を通行せる時、 而罪を糺す事なく捨置かバ、必兵端を開くに至るへしと る交を結ふの原由となり、 至るへしと云ふと雖、 にてハ、之よりして日本と仏蘭西との間に大戦起るへし へき命を下し、之ニ向て発炮し、 'n ムスト 口 ング砲及ひウイウオルト砲の功を誉めしが、 自器械を用ひ蒸気を焼き、自由に船を運転 余か薩摩侯の事ニ付誹謗されたるも亦之 ○貴友の説の如く、日本人ハ大に材智 仏蘭西アトミラールハ台場ニ打掛る 又或時日本士官二人我船中へ来り、 余は此一戦にて却而日本と親睦 英人を殺害したる者を其侭ニ 長門侯不意ニ之を打ち大に船 日本兵士を追散らし、 吾貴友の説 仏蘭西 外国

貴友の説にてハ、此一戦の為に日本と終に兵端を開くに

畏れ、余義なく条約を変し親睦を求むるの心也と考ふへ 造らんと云ひ送らは、 至る迄の政府の所置を誹るのミにて、 我政府ニ而之を取用ふへしと雖、 貿易の益多けれハ其響漸々衰へ、終ニ安泰の親む事を得 方ニハ外国と交はるを嫌ふ者ありと雖、遠雷の響の如く、 如何ニも此炮の製造を細密に知りたる様子也、○我政府 て数多の難事を除き去るへきやを云ハす、 とする謀策を聞かん事を希ふ、○ゲレイ氏の謀策あらハ 本と親ミ双方共ニ利益多く貿易せんと欲す、又日本人の へし、○余ハゲレイ氏より日本との交際を宜からしめん 日本と交るを止め、 今政府より日本政府へ今迄の条約を変し新ニ条約を 日本政府ニ而は英人戦争を為すを 戦争ニ及ハんとする意なく、 彼ハ唯先年より当今ニ 如何なる手段ニ依 君輩熟考すへ 益

を為す事ありと雖、

間に親睦なる交ありて、

アール コ

ッ ク

氏ハ大君政府

へ対

当時我政府と日本政府と我ミニストル大君宰臣との

して丁寧なる取計を為し、英人罪を行へる者あらハ早速

り、 海陸軍共ニ強きを知り、疎忽なる事を為す者なし、○我 但我国へ害を為すを自屓せり、然れ共他ニ而英国ハ

其内の一ハ攘夷を行ハんとする説の由也、若シ日本より 兵勢を備置く事切要也、○当時日本ニ而数多之徒党起り、 云へり、然れ共余か説にてハ、日本海へ相応ニ巨大なる 貴友の説にてハ、我国日本への処置国の大理に背けりと

兵端を開き始むる事あらハ、必人命を損するに至るへし

と雖、 両国共ニ大益を生すへき主意を打捨て、空しく日

ひ、 本より退帰するを得さるべし、○余ハ諸事を当然に取計 日本人無法之害を蒙らハ、早速我方より其償を出す

へし、又英人無法の害を蒙らハ、日本人より其償を出さ

しむへし、○当今の形勢にてハ、日本との交際追々親睦

る者なれハ、我政府にて寛恕すへき事甚多し、然れ共両 人民ニ而、千八百五十八年に始めて英国と条約を結ひた と也得ると雖、日本人ハ久しく外国人と相接する事なき

るに付、諸国にて種々の難事起りたる事あれハ、日本ニ

貿易を好む意明白也、○英国ハ地上の各上ニ至り貿易す 李を輸出したり、之を以て推計れハ、日本人ハ外国との

むる事を為すへからす、○昨年已に日本ニ而両港を開く 而も少しの難事必起るへしと雖、決して当時の条約を改 へき所なれ共、日本人の願ニ応し七年の間其期を延ばし

○上に載せたる諸事を考ふれハ、当今の条約を改め、 たる事あり、又其外ニも日本人の意ニ従ひたる事多し、 日

本のミ他の東方の諸国と異なりたる処置を行ふハ、実に

好しとすへき事ニあらす(以上リユセルの説) (第九月十二日横浜貿易風説書より抄出す)

堅新聞を持来れり、○蒸気船アイランド・クイーン名号 第七月十日迄の欧羅巴新聞及ひ第六月二十八日迄の米利 英国蒸気船カゲス名号船は、去月三十一日当港へ来着し

余今諸国軍艦中国海へ趣きたる事を告知すへし、但シ英 新聞及ひ同月二十五日の伝信機新聞を持来れり、 は当月十一日に当港へ来着し、第七月十七日迄の仏朗西

国の主意は、近頃中国海岸に領地ある大名 大君の命に

日本ニ而ハ条約を取結ひたる後四年の間ニ絹二万五千行 結ひたるより後四年の間に、絹二万行李輸出したりしが、 国の間の貿易ハ大に盛也、先ツ支那にてハ南京条約を取

度英国軍艦と共ニ中国海へ趣きたり、 ひたるを聞糺し、其罪を問わんか為なるへし、○又他の な請けたるに依り、 大君政府に之を訴へたりと雖も、 を請けたるに依り、 大君政府に之を訴へたりと雖も、 を請けたるに依り、 大君政府に之を訴へたりと雖も、 は之を好まさるや、何にもせよ速に決着せさるが故ニ此 は之を好まさるや、何にもせよ速に決着せさるが故ニ此 は之を好まさるや、何にもせよ速に決着せさるが故ニ此

反し外国船に炮発したれとも、元来中国海は自由ニ航海

て其備を怠るへからす、○当時横浜に備へたる兵勢にて不意ニ襲掛る者なきの評判なりと雖も、決して之を信しなる便りを得ん事を待てり、○横浜は至て静謐にして、なる便りを得ん事を待てり、○横浜は至て静謐にして、 軍艦の出帆以後少しも其評判を聞く事なく、又日本人の軍艦の出帆以後少しも其評判を聞く事なく、又日本人の

の貿易大に衰弱し、輸出入共に少しも之ある事を聞かす、住の者及ひ兵士は皆健康なる様子也、十四日前より当港先日中より数度驟雨降りたる故に、気候清涼となり、在

在住の者を警衛するに足れり、

此の如く貿易衰弱したるハ如何なる故なるや、又何故ニ

府は殆て最重立たる品物を輸出するを禁し、終ニ全く質得多く起りたる事ニ付数多の説ありと雖も、「大君政府碍多く起りたる事ニ付数多の説ありと雖も、「大君政府は其障碍の源たる事明か也、○政府より外国人と自由ニ貿易するを嫌ふは、大名のミ也と言送りたれとも、当今貿易するを嫌ふは、大名のミ也と言送りたれとも、当今以上の事を得すと言ふ説あれい、実い大君政府にて外国人と自由に貿易するを嫌ふの意疑ひなし、必さるや、○答日本に在る外国人の有様を更ニ好からしめさるや、○答日本に在る外国人の有様を更ニ好からしめさるや、○答日本に在る外国人の有様を更ニ好からしめさるや、○答

状を往復し談判するを得るは、ミニストル輩のミなりと種々の障碍を除かんとするニ付き、当時(大君政府と書

易を廃せんとするなるへし、

りも更ニ大切なる事件にて心労したるを知り、今日に至まさるにあらされとも、当今はミニストル輩貿易の事よ出すへし、然らすんハ当港ニ在る商人は皆無心の者也と出すへし、然らすルハ当港ニ在る商人は皆無心の者也と

る迄諸様の不都合なる命令を堪忍し、一言も歎する事な

けれハ、大に之を賞誉すへし、八日に烈しく旋風起り、

横浜は其中心ニ当れり、

烈しく、九日の朝十一時頃迄強く暴風たりしが、此時ニ〇八日の夜中頃より南東の風烈しく也、翌朝ニ至りて益

至りて急に歇ミて一時の間静謐なりしが、風急ニ北西ニ

く日暮ニ至て全く歇ミたり、○此時晴雨儀ハ如何程下り変り、暫時の間雨なく、実ニ驚くへき暴風となりて、漸

たるや知らすと雖も、港内に在る船皆蒸気を焼き出した

る程なれハ、極めて余程下りたるへし、

大なる害を豪り、小船ハ海岸へ打上られたり、○朝第九港内ニ在る船にて損害なしと雖も、ボンド及ひ波戸場は

が暫時の間にて歇ミたり、時より第十時の間に風の勢最烈しく時、軽き地震ありし

も、未実説を聞くことなし、フンダ名号船破船して、何へか見失ひたるの評判あれと

第七十一号附録(一の4)

第八月十一日に蒸気船アイランド・クイーン名号来着し、

曼会盟の両国(奥地利及ひ普魯士を云ふ)と第七月三十切なる事件を載せたり○此新聞に依れハ、大尼国と日耳

日まて休戦の条約を取結ひたる由也、

大尼国は此度の戦争にて大に害を蒙りたれハ、早く和睦

を取繕ひ泰平となるを希に、

米利堅戦争は未た歇むことなく、近日の戦には南部の方

稍々勝利を得たる評判あり、○セクレタリー役たるチェー

スと云へる者退任し、林硜の命にて緬邦のヘワセンデン

之に代れり、余は本国より送来る書中より左の事を抄出

′`

大尼国日耳曼と戦争の事件

大尼国政府より普魯士及ひ奥地利へ戦を歇め、

和睦条約

よりコロネル・カウフマンを普魯士兵の陣所へ差送り、を取結ハんとせり、○此れか為に第七月十二日に大尼国

戦争を歇むるを乞へり、○同月同日フレンスビユルケよ且其夜大尼国の船休戦の旗章を以てスワイモンデ江至り、

りの告知にては、ゼネラール、ハルケンステインが指揮

352

第七月二十五日新聞を持来れり、但し此新聞は極めて大

其後ニ備へたる南部の兵数多益増したれハ甚危難なる有

する普魯士兵リム・ヒヨルド入海の如を越へたり、

名第

たれとも、同人ハ之を嫌ひたるを以て、緬邦のセナトル、て、林硜の命にて阿海阿邦の鎮台トワドを其代りに命しセクリテリー役たるチュースと云へる者退任したるを以

ひたりしか、終ニ其意を得す、○メーデはウイルソンを至る鉄路のビームと云へる蒸気車会所にて大に戦ふたり、部の兵に出逢ひ、ウエルドンよりペートルスビュルグへ部の兵に出逢ひ、ウエルドンよりペートルスビュルグへのセンデンに言付たり、○ウイルソンか指揮せる騎兵へツセンデンに言付たり、○ウイルソンか指揮せる騎兵へのセンデンに言付たり、○ウイルソンか指揮せる騎兵へのセンデンに言付たり、○ウイルソンが指揮せる騎兵へのセンデンに言付たり、○ウイルソンが指揮せる騎兵へのたりしか、終ニ其意を得す、○メーデはウイルソンを

事を得さるへし、○セルマンの兵ハ其食料を絶切られ、ハ、余程大なる援兵を得るにあらされは再ひ兵を進むるルクに在る南部兵隊を襲ふ事なく、官府への報告に拠れり、○カラントは二十二日の敗軍以来、ペートルスビュリ

援けんか為に、第六番兵隊及ひ第二番兵隊を送りたり、

るなるへし、

様にて、巳ニ此度の戦にてセルマンは二万人許を失ひた

最新報告

(第七月十六日)

○大統領ハ紐育邦より一万二千人、ペンシルハニア邦よ合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日経済なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日経済なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月七日経済なり、○公会は四日に其会議を止合衆国第七月11日に対している。

以て其政度を行ふに至れり、敵を追帰さんとせり、○ケンチユツキー邦も全く軍律を敵を追帰さんとせり、○ケンチユツキー邦も全く軍律をり一万二千人マワサキユセツツ邦五千人の兵士を募り、

大尼日耳曼の戦争、○今日ウイーンナより告知す所にて

承知せり、○又普澳両国の方より大尼の使に告けて曰く、 日まて休戦を願ふの使を送りしが、日耳曼の方にて之を 大尼国より普魯士及ひ襖地利国朝廷へ第七月三十一

する事あれハ、再ひ大尼国より使を差送るへしと、仏郎 以前の如く互ニ永久に親睦するの和議条約を取結ハんと

西○比利時王はウェチイへ至り、 四十八時の間仏国帝

の国内事件を預れる宰臣と米利堅役人ロウエット、 シモ

面会せり、○木曜日のモニトールと云へる新聞に、

仏国

に伝信機を通する事を決定せる帝命を記せり、 西斑第〇

トルの三名と相議し、仏蘭西と米利堅との間

۲ . ロッ

十四日のエポカと云へる新聞紙ニ左の事を載せたり、

当月六日に政府よりマトリツトにて騒動起らんとするに む者の方にては、マドリツトにて騒乱起りたる由を告知 備るの用意を為せり、全く無用ならすして已ニ騒乱を好

飛脚、 らせ、 ミラール、ビンソンより政府へ送りたる書翰を持ちたる 巴拏馬にて執へられ、其書翰を奪取られたるの評 国中の所々に騒乱を始めんとする勢也、○又アド

判あり、

日本貿易新聞第七十二号(一の五)

我元治元年八月二十一日 西曆一千八百六十四年第九月二十一日

第七月二十六日の英吉利新聞紙余に達したれとも、 最大

切要と称すへき事なし、

たれハ、終ニ其意を達し得べし、〇スレイスウイツキと 大尼人ハ務めて澳地利及ひ普魯士と和議を取繕

ハんとし

間に此両地の事件に就き争論起り、已に戦争にも及ハん ホルステインとの間に争論起り、又襖地利と普魯士との

とする形勢なる由也

米利堅戦争は未タ歇む事なく、 当時は南部の方勝利多き

の由也、

頓より六里の所迄進ミしが、此府を攻むる事なく十四日 南部セネラール、リーか率ひたる大軍は、 に再ひポトマツク河を渡り退きたる由也、 然るに其後の 十一日に華盛

城砦を攻め、 第七月十六日の新聞紙には、 数多の分取を成し、 南部の兵ステヘンと云へる 十四日に華盛頓近傍よ

り退きたり、○大統領林硜は再ひ五十万余の兵士を募ら

部共に少しも和議を取繕んとするの心なけれハ、此度のての約束にて五千万元を借入んとせり、○米利堅の南北争の費用に供せんか為に、紐育替せ座より第九月一日まんとし、又セクレタリー、ヘツセンデンは紐育へ趣き戦

戦何れの日に至て歇むへきや、未タ知り難し、

近頃印度に備へたる陸軍の将校の内にて大なる争論起り、

なれとも、但し哀むへきハ死傷の者余程有之の一事也、下の関海峡よりの告知にては、軍艦大に功を立てたる由

られたり、〇一の奇談あり、曰、大名並ニ役人ハ勇気あ其炮を善く使用したりと雖も、我軍艦の為に速に打静め余ハ傷を蒙りたる者無難に全快せん事を希ふ、日本人ハ

りて、敵より奪取りたる大炮七八噸なる者を我砲艇へ運る士を引連れ退きたる後、日本の商人及ひ農民等数多来

人を仇敵なりと思ふは、役人及ひ大名の家来のミなり、る者ハ皆異国人を悪むの意なかるへし、〇日本ニて異国

ひ入るゝを助けたり、之を以て考ふれハ、日本の下賤な

○若し此度中国海の事件全く相済ミ、長州侯より下の関

国人へ対し信義なき事並ニ貿易に障碍を為すの過ちを糺国人へ示す事あらハ、軍艦直ニ江戸へ廻り、「大君の外を通行する異国船は皆打払ふへしと云へる大君の命を外

問すへし、

◇第六八号

(表紙)

肥後七左衛門差出

(子九月カ)報告 [『玉里島津家史料三』]

日本貿易新聞 第七十三号

九月十日訳成 我元治元年甲子八月廿八日 西洋一千八百六十四年第九月廿八日

日本貿易新聞の第七十三号

我元治元年甲子八月廿八日 神奈川開版西暦一千八百六十四年第九月廿八日

大君政府所置の情偽に就て、疑惑を為す可き事あり、仮

大君より提督へ告げられたる事の如き、是なり、其辞に、 令へバ、今度下ノ関へ向け軍艦の当港を発する前に、

元来中国海の儀は、万国の人通航勝手次第たるべきに、

若し暴戻なる諸侯ありて猥りに其船を砲撃する等の事、

其処に台場を築く事能はざる様に自から復讐をなす可し これあるに於てハ、直チに其船より十分打返して、以後

り、船隊下ノ関海峡へ乗入りたる時、諸台場には山の如

と云へり、然るに長門太守の趣意は、此意と大に齟齬せ

く大砲を備へ、兵士夥しく集屯し、進ミ寄らバ打払はん

と待ち構へたりしに、我か提督ハ此有様を見るや否ヤ、

台場の前面江十分船を乗り寄せ、一斉に発砲せしめたり、

白旗を揚け、貌利太尼亜提督江誤状を差越すに至れり、 是より激烈の攻戦始り、僅一時間時半にして全く諸台場 を打すくめたり、此勝戦によりて、長門の太守は降参の

輩の深く望む処なり、

はん為に、軍艦帰港せし上へ、次て江戸へ進まん事、我

る而已、即今我是を悔悟嗟嘆する事、実に切なり、冀く 其文曰、外国船を砲撃せしは、全く我存意より好て仕成 したる業にあらず、只 大君よりの令を奉じて斯く為せ

は憫恕を垂玉わん事をと、且云く、日本の法則にて

御

其節 対面する事を得ず、若し以後対面の好期を得るに至らば、 大君より太守江送られたる下関海峡を通船する諸

船を砲撃せよとの合状を提督の面前へ捧け示すべし、 松平大膳大夫の言ふ所に拠れば、彼は進ゞ抽でて能其働

べき也、茲に至て、一の六ヶ敷箇条将に起らんとせり、 君政府の外国ミニストルを欺たる事共を厳敷責問に及ぶ を為せりと言ふ可し、猶其事実を聢と突留たるに、

大

は勿語、其他の市街又ハ首府、或は政府より鎮台を置け(鰡が) **我全権の威勢を張らしめ、十分に貿易の道を開き、江戸**

る所へ相応の外国ミニストル館を建設せられん事を取計

出格なるミニストルは に出入し、且日本帝国の人民と実に懇親なる交を為し、 大君の城下へ公務によりて自由

何処へも勝手次第に旅行す可き免許を得て、 共に貿易繁

盛の幸を受けん事、我等永く企て希ふ処なり、

門の許容あらざる内ハ、太守たるもの提督江礼節を設け

大君へ薩州より建白せる書面の翻訳

長州は日本国と外国との事件、方今の形勢に相成候を彼 一己の利と相歓ひ、攘夷は最緊要なる趣を以て

ひ申て讒奏し奉り、去年八月以来、引續き大事を為し 天子へ押て奏聞を遂げ、却て 大君の御所置を悪様に誣 (外国船を砲撃せし事なるへし)、遂に種々の騒乱を引起

せし事訳者云、是は八月十八日七卿、

為を以て、 已之に畏服せず、加之ならず重役の者共をして夥多の兵 我皇国は天威を尊奉する国なるに、今に方りて唯彼れ而 士を率ひ、軍装にして京都に欄入せしめ、傍若無人の所 天子へ対し自侭の願を要請し奉ると雖も、

ば、

然る可し、

却て 候処、終に己か隠謀を陽はして、 る条、真に我邦古今未曽有の朝敵なり、是事は全く正 朝廷に於ては堪忍被為在、只管慰諭の御意被為成 禁裏へ対し闘戦に及

彼は国民の為をも顧ミず、又何の見留もあらざるに、 告せらる可き事、

理に反裏せし悪逆無道の罪なれば、

速に天下の人民へ布

り攘夷を主張し、 大君の威令を蔑にして、恣に外国船 独

> 四国・九州・中国の大名、其命令を奉し行ふ期にいたら 家を滅却し、外国人へ彼の為せる罪過を謝し給ふ可し、 ざるへけん哉、彼の罪条如此く夥大なる上は、速に其一 人の庇力を得るに至りて、如何なる大事と雖も企て為さ き悪逆を謀る者共を速に厳刑に所せずんば、自今又外国 謀にして、其他又京師に於て許多の逆謀を為せり、 し最大なる恥辱を残たりと云フへきなり、是即ち彼の密 に金銀を送りて和睦を願わんとせり、是実に我皇国へ対 剰へ若し軍艦数艘渡来せば、直に其兵威に怯怖して、 を砲撃し、数度見るに堪べからさる恥辱の敗北を取り、 帝の詔書を得、 且つ一橋を大将に任し給わん義、尤 如此 密

し給ふ可し とす、故にヶ様の輩に至りてハ、其本領に復する事を許 自ら其罪科を悔ひて降参を願ふ人々の如きは理に叶へり

以上、 七月

大君より布告せらるゝ触書之由、 翻訳

松平大膳大夫家来、猥りに干戈を以て 天子を劫し奉り、

大虐の罪を犯せしに拠り、速に

大君御征伐可被為成候,

依之万石以上の諸大名へ討手被仰付、大将として尾張前 大納言、副将として松平越前守へ被為命候間、用意可有

之候、

拋ち候様、 総御籏本衆に於ては、各其支配へ属し、君の為に一命を 兼て覚悟可有之候、此君命を心中に勇ましく

存可し、

右の命令は、軍務に関せる者而已にあらず、猶其事に関

せざる者迄も速に触知ら令む可し、 上に記せる書付に、長州討手の大名廿一家の目録を

ある国々)の大名なる由知られたり、

添たり、此輩は九州・四国及ひ中国(長門の周囲に

松平修理大夫

薩摩

立花飛弾守

筑後 筑後

松平隠 岐 守 伊予 有馬中務大輔

亀井隠岐守 内 蔵 頭 石見 肥前 伊 松平右近将監 達遠江守 石見 伊予

松平

松平 肥 前 守

肥前

松平

出 模 羽 守 守

因幡 出雲

備後

筑前

松平

美 主

守

松平相

小笠原大膳大夫豊前

奥平大膳大夫

守 阿波

松 呵

平

阿

波

部

計 濃

頭

豊前

松平三河 脇 坂 淡

路

守

守

美作

備中

守

松

平

安芸守

安芸 播磨

板

倉

防

以上、

細

Л 越 周

中

守

肥後

廻状

神奈川貌利太尼亜コンシュ ル役所

横浜に於ける貌利太尼亜人惣体へ

権なるミニストル、ロゼルホルトアールコック君より今

下に名を記たる吾日本在留貌利太尼亜女王殿下の公使全

日急廻状差越されたるに付、 同承知の為め相廻し申

候

千八百六十四年第九月廿四日 (我八月廿四日)

◇第六九号

(子九月カ)報告 [『玉里島津家史料三』]

(表紙)

肥後七左衛門差出ス

大貌利太尼亜コンシュル

チャルレス、エ、ウヰンチュストル

日本貿易新聞

第七十四号

千八百六十四年九月廿四日 大貌利太尼亜の横浜全権

日本在留大貌利太尼亜のコンシュル江

知すべき事を望む **我今汝の支配する貌利太尼亜人等に次件之趣を汝より触**

去る頃より長州太守の故障して、自由の通航を許さゞ

りし中国海の海峡を、自今以後勝手次第商船等通行

す可き事、

П ゼ ルホルトア Ì ル コ ッ ŋ

エ、ウインチェストル殿江

神奈川在留貌利太尼亜国のコンシュ

チャルレス、エ、ウヰンチヱストル花押

渡辺一郎訳

日本貿易新聞

第七十四号

西曆一千八百六十四年第十月五日

我元治元年九月五日

を得たり訳者按に、是れ八月十六日、

第一款 ふ可し、且石炭・薪・水・食料等の物品を買入るゝ事を 以後下ノ関を通行する各国の船々を懇切に取扱

免許す可し、

此下ノ関の港ハ常に暴風・逆浪の多けれハ、若し此の如

第二款 下ノ関の市街ハ、最初外国船に向ひ砲発したる き天気の折々、勝手次第に上陸するを差許す可し

幸にして焼け残りたれハ、今其欠金を差出す可し、其他 地なれは、其復讐の為メに焼払はれん事勿論なれとも、

359

我等下ノ関海峡を開く一条に付、左の如き書付訳文の写

神奈川開版

此度の戦争の費も亦償ふ可きなり、此両事件に於てハ、

江戸に在る各国<u>※ニストル</u>の決断に任せて、聊も違背す

る事なかる可し、

き事に聊も関係する事なきなり、 日本政府と外国ミニストルと長州の事に付て、定議す可 右の事件ハ、此度の戦争を止むる迄の約定にして、敢て

元治元年八月

慶(親カ)

松平大膳大夫

告及び第七月三十日世七月までの紐育報告載せて、当月 蒸気船船号カディス、第八月十日丸日までの英吉利報

右の報告中、 格別必要なる事件なし、只左の一二件を猶 二日当港に来着せり、

記す、

なるを得ず、尚不平の意を含めり、就中嗹国人に於てハ

不快の由なり、

亜墨利加戦争未だ連続して、方今ハ南党の兵勢大に増加

本国の報告に引続きて、左の略説を茲に記載する事、 して、北部領の所々へ攻め入り、何れも勝戦なる由、

の如し、

大に困苦し、就中和蘭船ハ頗る困難を受けたる由なり、 の渡海中、洋面或ハ海岸近き所にて度々暴風雨に出逢ひ、 日本中国海より船隊の到着にて聞き得たるに、彼の諸船

過日来着せし船々の話にてハ、先頃十二日の間暴風雨引

続きて、諸船皆日本の近海にて難儀せし由なり、

当港に於て疱瘡流行するにより、我等これを予防するの

策を設くる事要す、

海軍兵士、昨日コンケー ロル舶より上陸して、上手の上

帆せんとする様子なり、

に在る陣屋に趣きたり、

彼船隊多くハ近日江戸に向て出

江戸よりの告知にハ、目今 に数多の兵器を用意し、これを大名及び其他の者に命じ 大君長州を征伐せんが為メ

て京都に送る由なり、

に於ても速に其貿易の仕法を改め、且其物品を充分に国 長崎より近頃の報告にハ、下ノ関戦争以後ハ、当長崎港

左

ぺ 7

ル

ルギ

_ ル

ス

海より帰帆・中国

コ

ルモラン シウス

١

ども此報告の頃までハ、沢山に物品を輸出する事未だこ 内より輸出せしめて、盛ンに貿易せん事を望めり、 を聞き、直ちにこれを退けたる由なり、 を備へたりしが、各国軍船の長州に於て大勝を得たる事 れ無き由なり、又長崎港の入口に在る諸台場に数多の砲 然れ プン コ スト Ì ロマンデル 朩 セ ッ ル ν ル 滞留 机线 滞留が見より以来 帯留 前月より以来 海より帰帆今月朔日、中国

石橋鎗次郎 訳

附

当時横浜在留各国軍船々号表

イウリヤリュス

海より帰帆・中国

亜国軍 仏国軍船 船

ドプレイ

セ ミヲミ

同

同

ャーメストウン 海より帰帆今月朔日、 滞留前月より以来

和蘭国軍船

X

ヂュ

同

タリスコロイス

以上

海より帰帆・中国

アムストルダ

A

(麦紙)

タルタ

ル]

海より帰帆・ 帯留前月より以来

中国

◇第七○号

(子九月カ)報告 [『玉里島津家史料三』]

ォ

パ

海より帰帆今月二日、中国

コ

ン

ル

u

ル ヶ 1

ス u

滞留 前月帰帆後 中国

日本貿易新聞

第七十五号

海より帰帆・

国海より来着去月三十日、中

オスプレイ

九月廿三日訳成

日本貿易新聞 第七十五号

我元治元年甲子九月十二日 神奈川開版西暦一千八百六十四年第十月十二日 神奈川開版

都合宜しき処置をなせり、扨諸国の事務宰相は一両日江国の事務宰相との会議穏カに相済ミ、後来の為メに甚た宰相の江戸に発途せし一事なり、是に於て、御老中と各宰相の新聞紙出版以後、記載す可き事件は、中国海より前週の新聞紙出版以後、記載す可き事件は、中国海より

戸に滞留し、再ひ当港に帰帆せり、

英国全権使臣の功勲亦大なりと謂フ可し、吾等亦此の如種々の混雑せる事件を十分満足の取扱にて仕負せたれバ吾等思ふに、右の如く成たる上は、此度の結局に於て、

ら其過を知り、貿易に関係する諸の障碍を除く可き旨、恐怖を懐きし様子に見へたり、其証拠は、政府の有司自各国船隊の江戸海に入たるに由て、日本政府にては大にき好機会に依て貿易の再ひ隆盛に復するを祝す、

於て蒸気船・帆船共に通航便宜の地なる故に、兼てよりは、固より長州侯の素志なりし由、且彼ノ港は中国海にの報告に依て、下ノ関を開きて外国貿易の場所となす事

速に一致の返答をなせしに依て明なり、又英船バロッサ

※、応接相済ミて、其内八艘は八日、二艘は十日に按するに、諸国の軍船十艘、今月六日江戸海に乗込貿易の望ありし事を知れり、

横浜に帰れり、

軍勢差向ケの評判を追録す、

○英吉利本国に於て、第七月十九日∜月日本へ

ヒツゼラルド、オントルセクレタリー官なる貴族某

サ船は砲撃せられたる償金十三万元を請け取る可きなり、

に問て日、此度リュゼ ルホル、 ۲, アール コッ ク君の望

トの兵は、戦争に用ふるが為メなりヤ、若し然らバ、 に依て、香港より日本に進発を命せられたる一レジメン 如

何なる目的にて、如なる時これを用ふ可きや、(何既々)

ハルチングトン侯曰、此度の進発はゼネラールブロウン

内の残りの中隊を日本に送る可き旨、 の請持にて、香港在留第廿番のレジメントの第二大隊の アールコック君の

望に依て同人に命ぜられたり、 アールコック君の望ミは、 此軍卒到着せバ直に満足 ブロウンの言ふ所に拠れ

に及ぶ可しと云へり、

らる可きや、請ふ其説を聞かん、 ヒツゼラルド日、 何等の目的にて此人数を日本に送

て差起りたる事件に付て、入用の趣を申越したり、 ルチングトン侯日、 アールコック君は唯当時日本に於

ジ、ペキントン問日、 幾何の人数進発す可きや、

ルチングトン侯日、 、六中、(隊脱ヵ)

Hまで延引する事を上政院の人々に相談し、且政府の目 ロルドナースは日本の処置に付ての会議を第廿二日第六

的如何と問へり、

コブラン日、 幾多の人数を横浜に送る可き欤、

詳に知る

事能わす、 ルチングトン侯も亦人数の多少を細密に説話する事能

且残りの軍勢は六中隊にして、蓋し八百余人なる可きを わすと雖も、彼レは横浜に既に二中隊の兵ある事を知り、

察せり、

ス、 て日、著き海軍兵の日本へ進発すべき由を命ぜられたる ۲ ツゼラルド、 又水師提督附属のセクレタリーに問

は実事なりや、

シ、パゼットは答ふる事無かりしが、 蓋し廿一日 代八月

を俟ちて答んとの意なるべし、

廿一日、ヒツゼラルド不在の時、

ロルドナース、右の

七

クレ タリーに問て日、 **我国より日本に海軍隊は送られし**

ヤ、 且其人数は幾何なりしや

に発向し、横浜警衛の為メに彼地に滞留せり、 ケー ラヤルト日、去年第十二月廿一日我十一月に、 ロル定人数乗組の外、 五百の海軍兵卒を載せて日本 官船コン

按に、 コンケーロルは螺旋蒸気第二等の大軍船にして 且戦争をなし、兵威を以て土地を掠略する事は、

八百馬力の蒸機を用ひ、左の如き砲を備ふ

砲三十六門 各口径八寸 重サ六千五百斤 長九尺

砲三十六門 各口径三十二斤 重五千八百斤 或五千六百斤

長九尺半

砲廿八門 各口径三十二斤 重四千二百斤 長八尺

通計砲一百零一門・乗組人数九百五十人と云へり、 又一門 口径六十八斤 重九千五百斤 長一丈

笑を発せり、

す、ユウリヤリュス船は砲五十一門・組五百四十人(乗闘) 近来横浜に入津せる英船にては、是を其大なる者と

にして第四等の船なり、 レオパルド船は砲十八門・

乗組三百十人にして第五等の船なり、偶英国軍艦表

を閲す、其見るに随て付記し、以て看官の参考に備

ロルドル、モンタグ日、海陸二軍の兵士を日本に送りし

同 同

ロリユ

ギ 2 ふるのミ

命令に出すと云はゞ、令を出す者固より事理を明弁す可 は誰の所為なるや、吾これを問はんと欲す、若し政院の

し、若し否すんば、下等官員の命に依て送りし者なるヤ、

同 同

タルタル

ル ル ありての事なるやを知らんと欲す、

叶ふや否や、又ゼネラールブロウンの進発は慥なる見込

ロルドパルメルトン日、兵士を香港より日本に送りしは

彼レも望ミを達して満足なる可しと云ひて、莞爾として 全くアールコック君の望に依ての事なれハ、最早今頃は

ならすと雖も、前七十号・七十一号に倫敦会議庁の 訳者曰、此一段過去の事にして、問答の終其意分明

評論を載せたる余波と見ゆれバ、鶏肋捨て難きの意

あり、看官宜く之を酌量せよ、

附録

英船レオパル 今月五日往;江戸;八日帰;横浜

シウス ス英国ミニストル / 六日 ス亜国ミニストル " " " " " 八日 " "

" " " "

正理に

蘭船アム 英船バロ 仏船タンクレード 同 仏船 同 其他商船の出入、之を略す、 蘭船ヂヤンビ 出帆・入津の日附を前月以来の新聞紙に屡々掲出せ 右に挙たる諸船は、中国海戦争に関係せし者にして、 ドプレイ し故に、爰にも亦之を抄訳するのミ、 メ セミラミ タリ l ーッサ スト和蘭ミニストル ホ スコロ ッ -アドミラール乗込仏国ミニストル及 ーイス 今月九日下ノ関ヨリ帰帆 " " " " " " 十日中国海より帰帆 " " " " " 中国海より帰帆 " " 十日帰;横浜 " " "

改揚座敷へ差遣ス

脇屋卯三郎

毛利大膳家来

組頭神奈川奉行支配

◇第七一号

(子九月カ)報告 [『玉里島津家史料三』]

八月廿七日

封廻状

昨日於評定所寺社奉行酒井若狭守・水野出羽守、揚り屋江差遺ス 同 (遠藤太市郎下通尋之上 同 (奥平数馬

右、

守・有馬出雲守、御目付小笠原刑部立合、出羽守申渡之、町奉行松平石見守・池田播磨守、御勘定奉行根岸肥前

右卯三郎は、元寄合跡部甲斐守小侍相勤、右一条風聞左ニ、

を買請組ニ入、夫より御徒目付相勤、

365

夫より当時五拾

御徒之株式

審之儀有之、関門ニ而飛脚之者被召捕候由、宿所牛込納いたし、此度密状を長州江飛脚ヲ以送り候処、御不而、攘夷之儀ニ付而は此者長州江手引致し、賄路を受価、攘夷之儀ニ付而は此者長州江手引致し、賄路を受

御取上ケ、但、当番ニ罷出候節御召捕相成候由、書物惣而

御徒町横、家内諸書付類御取上ヶ封印宅番付有之趣

又一説ニは、

脇屋卯三郎儀証拠之内有之故、成行相分り、揚座敷へ成、右ニ付長州家来弐人も於評定所一ト通御吟味之所、相成候処、右之内へ手紙等も有之候付、早々御召捕相麻布龍土長州屋敷御取上ニ相成候節、諸書物等も御調

三(の1)

被差遣候由御座候

居、近村及暴行候ニ付、為追討其方人数明日中出立、野州辺ニ屯集浮浪之徒、当節水戸殿領分潮来村江相集

松平周防守

江可被談候、依之御府内昼夜廻りは「御免被成候、役々差添被遣候間、得其意、委細之儀は五介・伊予守右ニ付為取締御目付戸田五介、歩兵頭河野伊予守并ニ小金より府中辺江為出張、右討取方厳重可被取計候、

八月

| 日昼後より夕方迄ニ江戸出立いたし申候、|| 河野伊予守始役々、小炮組并歩兵共〆四百人余、同廿(三の2)

四

ニ付、物見船差出候処、領内白之江村太刀之浦沖江為去四日昼九ツ時頃、異国蒸気船十八艘上筋より乗来候去四日昼九ツ時頃、異国蒸気船十八艘上筋より乗来候

聞候ニ付、一ト通相宥候得共不致承引、委細は政府へ為復仇長州へ軍艦差向候段、仏国提督より申立候旨申

乗込、相糺候処英仏亜蘭四ヶ国之船ニ而、

昨年已来之

立段申張、承服之躰も無之候ニ付、役人共無余儀引取機器・土地共ニ政府へ御返し不申上候而は、国威難相申立置候間、明朝より及炮発、赤間関破却、諸台場之

押寄候処、

同所台場より地雷火相発し、

候様子相見得、

同刻過異人数百人上陸、

烈敷炮発、異人少々損

加

ケ候異船、

外船二而致救援浮申候、弟子松浦辺迄繫船

申候、

見得、猶又檀之浦台場へ為致放発、暫く闘戦、及薄暮仕、台場々々相崩、陣屋をも焼立、異人上陸之様子相付、台場々々相崩、陣屋をも焼立、異人上陸之様子相が出台場ニ向致炮発候処、彼方よりも炮発、互ニ炮発一翌五日夕八時過頃、右異船領内田之浦沖へ乗込、長州

其節異人両三人端舟ニ乗赤間関引辺之方へ流居候処、壱艘赤間関八軒屋前へ乗込、同所へ向ヶ致炮発出火候、同所沖瀬へ乗懸、相傾進退不叶様子御座候、外ニ異船陸、据置候右炮不残奪取、本船へ引取、外ニ異船壱艘炮発、双方討合、頓而異人共端船ニ乗組、右台場江上

六日九ツ時過、

異船又々前田村江乗込、

同所台場江向

異人本船江引取、直ニ沖合ニ立戻、其侭致碇泊候

打掛ケ、異人共海陸三方より厳敷炮発、追々陸地より彼方よりも少々炮発、今夕七半時頃陸地より小銃数発座候、且又元田浦ニも異船弐艘繋船、頻ニ炮発致し、長藩之者船弐艘ニ而追懸、竹洲之方へ漕返し候様子御其節異人両三人端舟ニ乗赤間関引辺之方へ流居候処、

之異人共夫々本船へ引取、右本船は領内田之浦沖・雨候哉燃立、夫より前田村人家六七軒燃立、及暮近上陸而聢と難相分、炮声之響のミ相聞、無程同所陣屋ニも之者と申陣屋辺ニおゐて接戦之様子ニ候得共、山陰ニ

同七日異船其侭繋船、前田・檀之浦等へ折々致炮発候、致候、

一同八日朝、領内門司浦沖江繋船之異船より長州弟子松即刻元船江引取申候、

保村領田と申所へ山際ヲ掘穿、

死骸埋葬致置、右相建領内楠原村・楠・大久

同日九ツ時頃異人端船ニ乗組、

上陸前より沖瀬へ乗掛、

頻りニ本船浮方致候様子有之、

し、赤間関辺繋、又々弟子松へ乗戻候得共、於彼方応と申所へ台場を向大炮打始、夫々追々瀬戸之方江乗廻

炮一向無之、尤近辺据付置候大炮最早取片付候様子ニ

領内大懸川沖迄乗下り申候、且亦最寄前田沖瀬江乗掛付、炮発無之義可有之、右異船之内三艘昼九ッ時前頃、

今以折々大炮打掛候段、追々注進申出候 之異船之内より異人共端船ニ而三艘程も乗寄致上陸、

も御座候間、卒爾之儀精々相制し、兼而手当之人数穏 右之通諸蛮襲来不容易形勢ニ候得共、最前御差図之趣

届申上候、以上、 便二用意仕浦々江差出候様指揮仕置候、此段不取敢御

八月十八日

小笠原左京大夫

◇第七二号 (子九月カ)報告 [『玉里島津家史料三』]

(付箋) 「第九十一号」

諸艦此港ニ到着ノ後、日アラスシテ外国全権官等艦数隻

日本貿易新聞六十四年第十月十二日七十五号

ヲ率ヒテ江戸ニ抵リ、「ミニストル」等御老中ト議シ、

相談整フタリ、故ニ「ミニストル」等江戸ニ暫時留ッ 諸事論判ノ後、 親切ニ結尾シ、以来ノ事マテモ十分ニ

テ横浜ニ帰レリ、

右ノ如ク談判十分ニ整頓セルカ故ニ、貿易ニハ此後妨ケ

ナカルヘシ、

条約ニハ「ミカド」及議論一致セサル数員ノ大名ノ花押

ヲ加フヘキコト、ナル、又長州大守ハ償金二百万元ヲ

出シ、大君政府ハ一百万元ヲ出スコト、ナル、又荷蘭

ルコト、ナレリ、此ノ如クニ談判十分穏ニ済ミタルハ ハ「メヂュサ」糸ニ発砲ノ償金トシテ十三万元ヲ受取

英全権カ功ナリ、再ヒ貿易ノ興ランコト近日ニ在リ、

為二最モ駭キタリト見ユ、其故ハ総テ望ミタルコトヲ

数国ノ艦隊江戸ノ湾中ニ在リタルヲ以テ、日本政府是カ

允諾シ、貿易ノ障妨ヲ除カント云ヘリ、○「バロッサ」

名中ノ話ニ**、長州ハ外国貿易ノ為ニ下関ヲ開カンコト** ヲ願ヘリ、此処ハ舶碇泊ノ便アレハ、我等最モ宜シカ

ラント思ヘリ、

「(付箋)「第三百十三号」(表紙)

◇第七三号

(子九月カ)報告 [風説書]

敵方は殊之外はびこり、 畳ニ三人位之手当ニ候、

水戸城下上町•下町、右下町 誠混雑筆紙ニ尽しかたく候、 風 説

書

揆ニ付小筒組差図役下役木村友輔より之文通

略ス、

八月廿八日

唯今出張と申候付差急キ候間、又々可申上候、中々急 其後廿七日ニも下町江出張戦有之、怪我人無御座、又々

ニは帰りも相成間敷奉存候、敵茂咄よりは余程大ニ候、

不残敵地ニ而、毎日之戦大炮打合、

町数は御城か漸七 接戦之様子ニ候、

八町位ニ而、

実ニ御城危く相見得、

常州一

写

前略、 扨古河表ニ而差出候書状、 其表江相届候哉、 其

後古河宿より結城宿、右之二宿より元次郎之方は下館

元次郎方は洞下より筑波山江攻登り、 表へ出張、私方は大宝宿江出張、是ニ而落合、夫より ナシ峠より水戸

下町江攻出候積、 宿江、八月廿五日常州水戸御城内弘道館と申江戸ニ而 私方は夫より廿二日下館表より笠間

講武所同様之場所江、歩兵頭城織部•松平左門•万年

真三郎、御目付髙木宮内・小出順之助、其外歩兵大隊

都合千八百人入込申候、 小筒方一中隊大炮六門、 道中よりして野陣同様ニ而 御作事方•御勘定方其外役々、

脇差一 腰

同下役

刀二腰

鑓一筋

分捕之品

差図役

鉢鉄一ツ

馬一疋

且討死手負、左之通、 九月二日常州鹿島郡鉾田村浮浪追討首級并分捕之品

頭取

佐 橋 乱之助

首級五

坂 井 八 太 郎

井 恒 蔵

坂

相 原 吉 太 郎

狩野 金 三 郎

頭取	右之通、白井手江討取分捕之事一明荷一ツ但中ニ種々有之、未品數	一鉢鉄一ツ 。陣笠一ツ 。刀身一本	一首級一 。矢四筋 。陣馬織	拾弐人	斥候番外歩兵組	松田由次郎	五味鉄太郎	同下役	白井耕作	差図役	右之手ニ而討取分捕之品々	八拾人	小川町中隊歩兵	杉野半三郎	メ 中西錦	一金弐分弐朱 山田 銀
		。脇差身二本	。馬壱疋												次郎	次郎
二番歩兵	死死 善五郎(計1) 六番小隊歩兵	深手			右八田手江分捕之事			笹河鐘之進			数多二而未調由、但器械•武器、其外	内品 交 一高類船 壱艘	一鉄砲製造道具	一合薬三箱	一鉄弾数不知	一硝石鉄炮二挺
		仁兵衛	太助	五番小隊歩兵		八拾人	撤兵中隊		沢木勇次郎	竹内半一郎	池田峯蔵	横田勝之助	宇都野鉄之助	河東愛之助	差図役	八田篤蔵

候、

時候御見舞旁申上候、当月中ニは帰府ニも相成へ

く之由ニ御座候、

外略ス、

討死 藤 七

右之通御座候

九月

九月四日常州江罷越居候京橋鉄炮師新兵衛弟子

Ξ

乙次郎より之書状写

之よし、味方ニは相知レ不申、 二丁目より押寄、五丁目ニ而夕方炮戦甚敷、廿九日早 前略、私義一同無事罷在候付、御安事被下間敷候、 天狗組は不残祝町辺江走り候趣、敵方百人余茂死人有 朝より彼地へ押掛、 町二丁目ニ而接戦、廿六日同断、廿七日同断、廿八日 去ル廿四日水戸様御城内弘道館江着仕、廿五日下町新 同五時少過神勢館ト申所を乗取、 炮戦真最中は玉之音ニ 扨

議両三日中御出陣被為在候趣ニ而、 組之潜所ニ而御座候、湊辺江は二里半も有之由、 而生居候心地無之、御推察可被下候、神勢館とハ天狗 今日御用便之御座 尤 大≉

一九月二日夜、佐倉様佐原出張之御人数、四 同夜ハッ時頃

九月四日

之者共此火を消候様子、又々壱簡放候処、 時頃、潮来加藤渡と申処迄乗入、大砲打掛候処、 より沢之宮江出陣、夫より船手之人数を揃へ、暁七ツ 同様相見得

壱筒ツ、放し候処、天狗組共二拾人計相見へ候処、是 夫より船ニ而廻り見致し候処、館等は壱人も居不申、 を目懸打放候処、此玉先へ当り人数不洩即死、又々外 目懸打込候処、 天狗組人多く怪我等可有之相分り兼

天狗組共更ニ見当り不申、其内二葉屋・松本屋抔目掛

等不残焼払候風聞有之由

大勢鹿島浦之方へ船ニ而立退候由、六日頃ニは潮来館

風聞書

本文、堀田相模守様御人数ニ而下総潮来館へ出張之

五

一拙者在所奥州白川郡於白坂宿、(五01) 月十日御用番備前守様江豊後守様より御届御調書 去五日撫付髪ニ而怪敷

下り、 并福島藩加藤十蔵、都合七人ニ而、去月三日筑波山を 蕃花房庄三郎・葉山太郎・大和米三郎・増山茂外一人 雄と申、当子廿才罷成、当六月上旬筑波集屯之内、 身分柄相尋候処、水戸殿元家来内匠次男ニ而阿久津秀 躰之者罷通候ニ付、家来共相改候上、同所本陣江召連、 水戸殿領分高浜ト申所より乗船、京都を志し罷

之、其上疑敷様子も有之候間、右秀雄は在所より江戸

登候積り之処、船都合不宜候ニ付、無拠仙台江罷越、

船を頼候心得ニ而罷下り候途中、十蔵儀は福島家来よ

行所荒浜江到着致候処、同所江茂追々 公辺より之御 り懸合有之、無余儀指置、跡六人ニ而仙台伊達右京知

制度厳敷、何分乗船相成兼、無是非立戻、宿城四ヶ谷 ト申所江立帰り、北越江罷越候心組ニ而一同申談、秀

雄は同所近辺湯之沢と申温泉江両日入湯、外五人之者 は同所ニ而相分れ、夫より須加川宿江一泊、今泉ト申

所迄罷越候得共、会津領茂旅人改方厳敷、不能其儀

変約を右徒之内江詫し、 一ト先水戸表江罷帰り、手寄を求め、筑波山同盟 再ひ登山之心組ニ而白坂宿通

り懸候処、改を請厄介ニ相成候段、猶此上厄介成候而

は気之毒ニ付、右領分迄送り出し呉候様申出候得共、

右取計は相成兼、且白坂宿は城下より手遠ニ付、白川

宿江召連手当申付候、右等之儀ニ付被 仰出之趣茂有

右同人到着之積ニ付、 屋敷江家来共附添差越候段、在所役人共より申越候、 着之上は如何取計可申哉、此段

相伺申候、以上、

八月廿日

阿部豊後守

町奉行江引渡候様可被致候事、(五02)

府中へ操込 八月廿八日野州より差越候書付写 戸田

六

壬生

越

前

守

大隊

松平周防 守

御目付

土浦より府中へ操込

戸

田 五. 助 九月朔日、 筑波固 潮水館館 小幡梯沼辺 水戸御城内江繰込 笠間先陣 狭三討 南部美濃守様御人数廿七人、江戸出立常州 御目付 御目付 御目付 石 板 歩 堀 松 歩 宮 設 歩 田 鳥 歩 日根野藤之助 丹羽左京大夫 倉内 Ш 兵一大隊 田 平右京 兵 兵 沼 居 兵一大隊 木 楽 若 相 一大隊 玄 丹 宮 弾 狭守 膳 模 番 藩 波 守 亮 正 隊 内 正 頭 守 t 常州染谷村ニ有之候本堂内膳様御陣屋、当月廿五日頃 水戸黒沢善助・樽善吉・山川源吾・和知藤三郎・山川 武田魁助、当月廿二日頃水戸下町おゐて市川方ニ而 候由風聞仕候 天狗組飯田総蔵•渡辺半助、当月廿日水戸町戦之節、 田沼玄蕃頭様并御人数、八月廿七八日頃結城表より水 御代官木村董平様手付山黒直之進·松村忠四郎外ニ手 行 方ニ致逗留居候処、 市蔵、外ニ名前不知弐人、去ル廿四日より新宿町藤屋 天狗組之者共火を掛候由 殺候由風聞 市川三左衛門方江生捕ニ相成、水戸城下ニ而入牢致居 戸御城内へ御操込ニ相成候由 代其外、常州江兵粮方として出立、 八月晦日野州風聞書写 右之通申上候、以上、 水戸殿小石川屋敷より廿九日夜五

打

ッ時頃、金銭交りニ而右五人之者江為手当莚包壱ツ被

差送候由、事柄相分り不申由風聞、

州追討為御用今日出立、一南部美濃守様・平岡石見守様御人数大勢、長持其外野

八

野州風説書写

も罷越候ニ付、書生方より使番壱人・目付大井某壱人一八月十日八半時頃、敵方台町坂下迄人数全千五百人計

町近江やニ扣居候者ハ大炊頭ニ有之候間、鉄炮打候儀

は不相成旨申之手振致し候ニ付、

列士進:出間近く相

敵方へ罷出居、列士三十人藤尾迄出候処、

敵方之者台

成候処、敵方より鉄炮打出し候ニ付、列士方よりも打

跡弐人も命ニ拘り候程ニは無之由、敵方之大将壱人討掛候処、味方之者ニは手負四人、外弐人は少々之疵、

炮打、即死九人・手負弐拾人計有之候、

取、書生方にて大筒壱挺打候処、怪我人無之、猶又大

| 書生市川三左衛門は七軒町江出陣、人数七拾人位、| 敵方ニ而は、小炮百挺程も明神森より打掛ケ申侯、

戦

之節荒神橋迄操出し候由、

出候処、打合ニ相成候ニ付、供方之者七八人は逃去候書生天野伊豆、十日朝より大炊頭様為見届吉田村迄罷れく買予や補送抄出し修由

敵方吉田明神并八光院江引取、十日之戦は是迄之儀ニ評定所へ引取候、

得共、伊豆も被逃候ニ付、

明神森ニ隠れ居、十二日夜

一同十二日、六百五拾人北郷より列士罷出、御座候趣、八月十一日休、

新道通り

逃去候、是は敵方ニ而は夜討ニ逢候哉ト心得候哉、其武尊之近所ニ而夜四ツ時頃時之声を揚候ニ付、敵勢驚

場ニ捨置候品、左之通、

長棒駕籠 五挺は内を挺は簾も黒く有之、是玉 九俵 玉目百目 二百目 五百目

雑兵鎧 弐荷石数不分 の棒駕籠 九挺 。鎧 三荷

小筒 拾挺計

大小類其外合羽籠乗下之類数不知、馬ニ而七拾駄も有

敵方ニ而大炊頭ニ有之候間、鉄炮打なと声懸ケ、先方 塩ヶ崎と申所ニ而、 右之品捨、八百人位ニ而、台町・岩井町・磯之浜道 書士方三拾人程ニ而打合、其節も

より打懸、味方之内弐人即死、敵方之内生捕弐人、首

を頼ミ船を出し、無職浜江上り、其日ハ終る、 ッ打取、評定所江差出、夫より島田村ト申所ニ而

鈴木石見は御城詰、

佐藤図書并朝比奈弥太郎、

当十五

女

市川は書生之頭ニ有之、家中之内ニ而切米取少高取之 日湊江操出しニ相成、

大高取衆は某書生ト相唱候由

者并在方之者を右書生ト相唱候由

八月十三日、磯之浜江押寄書生方は五人、外ニ百姓勢 夫より陣破れ候 ツ横を打、猶一ツハ敵へ打込ミ、其節は手負等数不知、 三拾人程も有之、大炮壱ツ放候処、雲へ打上ケ、又一 三付、 書生伊 藤 辰 蔵 Ш 上 一兄弟

兄ハ不知。右三人ニ而多人数切破り、第八富之助右三人ニ而多人数切破り、 引取申し候、 敵方岩井町之湊江

同十四日は敵方之内弐人甲冑・兜ニ而川越し罷在候ニ

評定所江相送り、此弐人は大将分ニ有之旨風聞 川上富之助壱人ニ而右両人を切取、 討取し侭ニ而

付、

書生湊御殿江詰居、只今双方より小鉄炮計打居候、

御

殿詰当時三百人計も有之由

八月十五日、鯉渕勢小鶴ニ而首 是は千葉小太郎ニも可有之哉之由、 笹輪どふ之紋、高張弐ツ同様、其外挑灯桐油も数不知 一ツ討取、 外ニ首一ツ討取候 陣羽織之紋

落人日々召捕侯儀数不知、是ハ百姓等之由 申 早々鯉渕江注進有之候

長岡宿々江天狗組百五拾人程も有之候由、 ニ而追討罷在候由、 向川限二十四ヶ村打寄(概2) 昨 日 鯉渕勢

十二日、宿井町岩松山願入寺を焼払候由、是も天狗組 小鶴橋際少々火ヲ懸、 右寺ニ而買入置候米百俵奪取、外ニ磯之御台場ニ而 是も天狗組、 奥の谷も焼候由、

書生方江は、 武田は磯ニ罷在候由、 天狗組二而岩井町御台場二而鉄炮三挺取候由 村々より致加勢度旨申出候 其外国山喜八郎も罷在候由、

拾俵程取られ候由

書生、 おしかつ村其外より兵粮・塩・味噌等多分相送

天狗組ニ而かん屋村并島田村より兵粮を取出し候由 是ハ北条新蔵・曽我五郎左衛門江入念之村方ニ有之、

大炊頭ニは松川へ出張ニ相成候風聞も有之、 江は出張無之風聞も有之、相分り不申侯、 又は松川

此村方を固メ候ハ、兵粮差支候由

子八月十日夜

九 九月二日御用番因幡守様江鳥居丹波守様より被差出

候届書

先達而御届申上候丹波守人数、常州洞下田中江差出候 場所替相成、筑波山へ相登り宿陣罷在候処、 脱山

仕候浮浪輩、府中其外所々江屯集仕居候ニ付、右為追

迄茂可被成御越候間、 討田沼玄蕃頭様笠間迄御出張、時宜ニ寄水戸様御領分 右人数も笠間迄操込候様可仕旨、

仰達候ニ付、則下山出立仕候、猶追々御届可申上候得

去月廿三日田沼玄蕃頭様より出張家来之者江以書付被

此段御届可申上旨、 在所表より申越候、

共、

九月二日

野崎仙右衛門鳥居丹波守家来

0

九月四日 酒井但馬守

同日御用番様江被差出候届書

役両人為附添被差遣候間、

可被得其意候

野州辺江被差遺候付、

御使番池田鎗三郎并関東取締出

| 今般浮浪之徒為追討私人数差出、去月廿九日府中へ向(二一の1) 戦争之心得ニ而出張仕候処、其以前同所屯所罷在候者

共逃去侯付、市中探索仕、 潜伏罷在候徒党之内、矢口

候、其後当月朔日小川村江押寄、 平右衛門・山本吉蔵・同吉三郎・鈴木勇斎等捕押、御 目付戸田五助差図を以、関東取締役木村樹蔵へ引渡申 私家来先陣ニ相進※、

居候賊徒も有之候趣は御座候得共、是又逃去行衛相知 大砲打掛候之処、右発砲ニ而小川館焼失仕候、 尤相残

以上、

右之通御座候、

以上、

(一一の2) 掛物 莚蓙 短刀 陣笠 医師道具箱 薬箪笥 葵御紋付箱 雜物入箱 至誠之文字有之籏 段御届申上候、以上、 数後援仕候、右之趣出張家来之者より申越候ニ付、 不申候、 江押寄、是亦発炮ニ而玉造館も焼失仕候、其節は私人 より取出し申候、右相済、直ニ三兵隊先陣ニ而玉造村 四 九月四日 枚 其節取残し置候書類其外品々、 ○三ッ道具 ○挑灯 ○木綿風呂色 ○判木板 一 〇西洋太鼓 ○弘道館御筆掛物 ○稽医館額 ○書物箱 Ŧ. 五 一式 松平周防守 三拾八 別紙之通火中 ○鳶口 ○雨傘 ○火鉢 ○木炮 四本 七本 三挺 此 (-==01) Ξ |当八月中旬頃筑波山根五十三ヶ村申合、浮浪之徒討取||二の2| 願度、 可申上旨二而、農兵凡三千人程常州新治郡柿岡村辺江 喰留可申旨申諭候処、 出、自然浮浪共押行候ハヽ、兼而手配いたし置候間 揮役差出候儀ハ難及挨拶、其村々御領主御地頭江可申 相集、竹鑓其外用意蜂起仕候、浪徒押来候ハ、加勢相 人為指揮出張之儀、右村々総代之者より願出候処、指 御沙汰ニ候' 御聴候処、常々申付方宜故、一同不惜生命相働候条! 仰付候処、早速人数差出格別相働候段、 今般野州辺浮浪之徒追討被 段之事ニ候、此由可申聞旨 殊二多人数相集候得共区々故、内膳家来之内壱 九月五日 同承知仕引取、 松平周防守 同十九日頃よ

竜神山

り右人数字松下ト申所江一組、浅間山江一組、

出置候得共、猶又増人数も出張為仕候処、弥気勢宜御 江一組、 之手へ捕押連行、其後行衛相知不申候処、此程は弥五 座候、且又当六月、御用番牧野備前守様江申上置候領 趣相聞申候、右模様内膳領分栗田村江急而人数一隊差 斥候三騎徘徊仕候ニ付、追駈候処、三騎共漸逃帰り候 分下稲吉村組頭弥五右衛門、用弁罷在候途中ニ而浮浪 同廿日朝、浮浪壱人土兵共生捕、 村々合印を付、 雨中ニも簑笠之侭昼夜屯仕候 翌廿一日、 浮浪

件、

九月五日

候、以上、

者多人数相集不容易儀ニ付、一応此段申上候様申付越

右衛門逃帰申候旨、

村役人申出候、前書五十三ヶ村之

本堂内膳家来

当月廿四日夕七時頃、一二の3) 成候付、 り御出張、夫より浮浪共相集罷在候府中宿江御討入被 字松平ト申所筑波山根村々土兵屯衛江、常州柿岡村よ 内膳より茂援兵人数差出候様、 野州真岡御代官山内源七郎様 領分栗田村江

> 等江御旅宿、翌廿五日夕源七郎様御人数御引率御出立、 内手配厳重仕置候旨申上候処、被成御承知、直ニ御同 仕候間、迚茂他領迄人数差出候義難行届断申上、尤領 府中表は内膳領分江は極間近ニ付、乍少人数領内手配 兼而出張仕候人数屯所江被仰越、早速人数可差出候処、 廿七日朝鳥居丹波守様御人数出立仕候、右府中宿近領 大雨ニ而御引返シ相成、内膳領分上志筑村・中志筑村 二而、領内手当方無余儀援兵御断申上候、此段申上置 人様御人数并鳥居丹波守様御人数、府中へ御出張之処、 陣屋内固ょ人数も差置、自衛之手配ニも差支当惑

九月五日 本堂内膳家来

叶

候様申付越候、以上、

八月十三日常州岩間より申来ル風聞書

Ξ

小川館本陣二重門、 将は田丸稲之右衛門、 外は木炮弐挺・同小筒三拾挺、 日々所々江使番出ス由 大

黒沢甚三郎

注進有之由

使番

栗 田 新 + 郎 郎

守護

熊 谷 誠

金 山 某

刑 崎 新 平

朝 倉 友 信

竹 内 青 雨

平 尾桃 雲 斎

書記

服 部平兵 衠

三 橋 半 六 〆凡人数弐百人程

人数五拾人程

小幡出張

宇都宮左衛門

府中出張

人数右同断

水戸江之先陣壱番手林忠左衛門・武田伊賀守、 小川館

潮来館戦後吉田明神へ陣ヲ取、

先陣即死弐拾人、怪我人三十人余、武田三人之内一人 大炮ニ而怪我有之、名前不相分、合戦場より小川館江

此度松平大炊頭樣水府御越二付、水戸御家来方夫々先 真壁町江茂百人余固として詰居候、 筑波山下椎尾固として牧野越中守様御人数弐百人、外

登り、今十三日追々引払候旨小川館へ申来ル、

筑波勢は百人程ト申候、昨日小川館より使番筑波山江

格別之事ニも無之、小川館へ申来ル、

陣屋へ御入、同日ハツ時頃武田勢ト書生ト異軍有之、 十二日朝四半時頃大炊頭様密々薬王院御出立、松川御

触有之候処、小幡宿より三度迄三度迄差戻、大炊頭様(術カ)

片倉ト小幡ト之間ニて、山中薬師ト申所江百性大勢相 分ハ無滯継送、其内浪人共府中より片倉迄之内充満致 し、凡七千人ト流言致し勢ひ盛ニ相成候、然ル処是迄

共引払、往還並木切倒、松杉を取片付、小鶴橋を切落 集、片倉を押居候得共、浪人之勢ニ恐懼之体ニ而百性

付、宍戸領村々より人足弐百人被仰付、十日暁大炊頭

シ候ヲ掛、通行差支無之模様、併宿々人足継立不申ニ

竹田三人を始小川館之者御先へ操出、小幡駅迄罷越候 様片倉御発駕、水府御入城之積ニ而、既ニ御先触有之、

379

鯉渕勢と申ハ、是迄水戸郡奉行より御内沙汰有之、 処、 倉与八郎江文通、 候者は無拠調達金も可致趣之処、 金詰粮米手当等被仰付、積米致し置、其外相応ニ相暮 之響岩間迄相聞得候、 日附送り候干飯ニ而御凌御滞留有之趣御座候、右大炮 申 不相分、大炮之音の※人足共ハ恐怖ニ而諸所へ逃来候 は不被成、 江御入駕、 大炮相響、 頭様吉田明神前御通行之節、先は余程台町を過候処 館右大砲ヲ引、尋常之支度ニ無之趣、夕七半時過大炊 番小金詰是ハ水戸郷、 町迄御出、 も差上候様ニも不相成、 大炊頭様并御人数兵粮ニ差支、 同所ニ而問屋役人小前迄も壱人も不出、御茶一 先勢戦ニ相成候ニ付、大炊頭様直様薬玉院 小川勢・武田勢死人・手負夥敷趣ニ候得共 同所ニ而御備ヲ被立候得共、更ニ御発炮等 一番小川館・二番武田・三番大炊頭様・ 玉薬之事より内密相顕、 小荷駄を挟み五番三木、其後小川 追々此事件探索之上可申上候 夫々ニ而長岡御通行、 右奉行川和田某• 宍戸御陣屋より前 書生組ニ 水戸台 小 殺 高 四 ッ

村々申合人足不相勤旨ニ相聞得候

余組致し、其内ハ宍戸御領村々も大凡組入ニ相成、 此度浪人之儀ニ付而は、 主人様御大変ニ付、 相成候付、力を得、夫より追々御領内申合、 江**差出候所、** 中愿藏钦、 柄ニ付一騒いたし、早速五七村申談ニ相成居候処、 旨被仰達、夫故鯉渕村弐千石、小前是迄難渋ニ不忍折 府中宿へ通行之浪人弐人召捕、 鯉勢殊之外称美被致、鉄炮· 玉薬御下 厳重人足被仰付候へ共、 村々及候丈は取始末致し可申 水戸評定所 五拾ヶ村 難渋ニ而 御 田

合印は如此袖ニ付、又籏ニも用ひ申候、拾人三十人ツ、伏居、大炮弐三挺ツ、居置候、百姓共拾人三十人ツ、伏居、大炮弐三挺ツ、居置候、百姓五不残引落歩行渡不相成場所、柵を構ひ、其所ニ百姓五又涸治川筋宍戸より小鶴迄之間ニ橋五ツ有之候得共、

鯉仁、、、

村之小印へ頭字ヲ認ル、仮令ハ仁古田村之百姓如斯、

入之者也江百性共押込居家打倒、其後愿蔵野口館七月東禅寺乱江百性共押込居家打倒、其後愿蔵野口館七月康禅寺乱江644、中の東海が東京の東京の東洋の東京の東洋の東京の東京の東京の東洋の東京の東京の東京の東

害被致、

其後書生より奉行出来候間、先御内沙汰相止、

候由ニ御座候

今般浮浪之徒ニ付而は御達茂御座候ニ付、

門・亀や等、鯉勢より意趣相含、宍戸領百姓相交、 東郷ニ候哉、六拾ハヶ村申合、鯉勢之如く浪人取始末 姓共ト乍申勢盛ニ御座候、且又水戸御領之内石崎ト申 破、其旨御陣屋へ相届引取候旨、右之次第ニ而鯉勢百 役人案内ニ而前三人宅へ乱妨致シ、其上千種太郎館打 事故打洩候由、就夫宍戸町岡田屋忠次郎・柏屋三右衛 角来ニて封切候玉薬如何いたし候哉、用意出来案外之 渡り、土師村江鯉勢罷越、手取ニも可致勢之所、前日 戸表愿蔵出立府中へ通行之節、宍戸湯崎より涸治川を 宍戸江罷越候者ハ鯉勢不存居、其夜探索相付、晦日宍 壱人逃弐人逃散々に相成、逃去行衛見失候趣、 候ニ付、愿蔵玉薬打切、昼飯も不致夕刻迄対陣之処. いたし候趣、追々天狗組ニ出居候宅ニ乱妨破壊いたし 然ル処 町

> 候処、全誠心組ニ相加り居隅川記鼎ト申者之由、此度 所補理、 寄寺院へ仮埋申付置候、 不法申募候上致手當候ニ付、無拠打留申候、右死骸最 出候旨申立、其外甚怪敷儀茂有之、捕押可申之処、追々 奸諸生組増長ニ而、召捕方人数差向られ候由、窃ニ忍 番所脇浮浪体之者忍通候ニ付、早速追駈差留置、 家来差出警衛向無油断申付置候処、当二日、 尚取締向之儀は精々申付候、 相尋

弐千計ニ而愿蔵勢耕地ニ取巻、遠寄ニ致し八方へ手配

廿九日立、中妻郷之内角来耕地へ通り懸候処、

鯉勢凡

八月六日

此段御届申上候、以上、

大関肥後守

(一四の1) 八月十七日御用番牧野備前守様へ御届書写 松平大炊頭儀、水戸殿為御名代家老其外致出府居候者 下面会仕候、此段御届申上候、 城下止宿仕候処、此節柄故申談度儀茂御座候付、 共召連、水戸表へ罷下り候旨ニ而、去六日私在所土浦 八月八日 以上、

国那須郡黒羽領取締向は勿論、居所下町々へ茂見張番 私在所下野

一私儀、水戸殿為名代家老其外致出府居候者共召連、水(1四の2)

381

戸表へ罷下候ニ付、去六日常州土浦城下江致止宿候処、

土屋采女正より此節柄差当申談度儀も御座候趣ニ付、 於城下面会仕候、此段御届以使者申進候、以上,

五

松平大炊頭

八月八日

堀田相模守

張、右浮浪共暴行有無ニ不拘見掛次第打取、尤水戸殿 浮浪之徒、水戸殿領分潮来村江屯集致し居、最寄村々 金銀其外強談等致候趣ニ付、佐原村江差出置候人数出

領分且館内等迄も附入、無斟酌十分ニ打取候様可被致

并水戸殿江も相達候間、可得其意候、且又野州辺へ出 右之趣、近領諸家へも田沼玄蕃頭より相達候筈ニ有之、

張罷在候御目付御使番之内、被差遣追討方等諸事見分 致候儀も有之候間、是又可被得其意候、松平右京亮江

松平右京亮江

も同様相達候間可被申合候

一六

探索書写

当節府中表ニ多分人数止宿、尤小川館・猪倉・府中等

潮来館人数、去ル廿一日頃凡弐百五拾人位集 ニ立込候由、

水門館之義は不相分、但多分は人数無之由

元水戸殿家老

武

田伊賀守

惣大将

同人悴

同人孫

同 同 彦右衛門 万千代 所千代 所一 五十位

|田丸稲之右衛門 林 Ŧī. 郎三郎

元水戸町奉行

三館取締り

同人組下

水戸出

岡

部

Щ 島

国

分新太郎

鹿島社人

前歯二本無之常州富田村百姓、

笹

水戸出

前 木六

同文言

術者 奥州浪人之由、

剣

太

宰

清

左

衛

門

働候者、手ニ玉疵有之総国新具、右三ケ所ニ而并高輪東禅寺一件・下山水郎組桜田の名槌山小次郎組桜田の名をを持ている。

小

打死 ト申菓子や常州桑名宿越後屋 小荷駄奉行 三館客分 長 小 田 林 谷 忠 中

Ш

宮 内 主 馬

岩

谷

徳

郎

水 竹 内 半 百 六 太 郎 郎

畑 筑 太五 中 郎 位山

討死

百性長右衛門次男下総国神崎村南宿

木

内

久

二十二位八之 圣十二位

沢 辰 之 助

木 戸 村 軍

相 原 右 五十四五 四十八位

右凡頭分之由、

畑筑山 組 千

葉

小

太

郎

髙

田

外

記

大炮八九挺 。木大炮五拾挺

٥

張子中炮三百挺程

馬百疋程、内乗馬二十疋程 小筒五百挺 0 鑓余程有之 兵粮千石程 余程不足 其外武器人数より

弓百張程、右之外武器類無之由

金沢山ニ有之、尤小川館等ニ有之由

惣人数不相知

田

巻

右凡右之通り御座候由風聞

十七 常州より来状之写

泊り、 水戸様為御名代松平大炊頭様御下り、 人程附添、 同七日稲吉宿御通行ニ付、尤小金詰人数凡三千 前後三日程御通行、大混雑致し候得共、先 去六日夜土浦御

同日片倉宿御泊、 無滞相済申候、外ニ浮浪組之内為御迎府中宿辺江罷出 同八日九日同所御逗留、 同十日水戸

御移り之積、其節途中大野村塩ヶ崎村辺之所ニ而、小 炊頭様同寺ニ御逗留、同十二日大炊頭様磯之浜陣屋 利ニ而小金組敗軍、手負•死人有之由、 浮浪組ト一戦ニ相成、 御城下外台町迄御着之節、書生組大勢出迎、 小金組并

金詰ト書生組と合戦ニ相成、大野村寺々を焼払、塩ケ 同所薬王院ト申大寺へ御旅宿、尤右之一戦は書生組勝 大炊頭様ニも水戸御入城相成兼、 同十一日も大

戦ニは打勝候得共、所々之堅め都合十弐ヶ所ニ而、人 此那河湊ト申は水戸下町より弐里余之場所ニ而、 死有之候得共、遂に那河湊を乗取書生組ト入替り候由、 穀沢山ニ而肝要之場所ニ有之候処、 入船之大湊、水戸様之御殿も有之、 度浮浪組敗軍之由、 より那河湊江押行、 書生組ト血戦ニ及、浮浪組大勢討 同十六日浮浪組必死を極め、祝町 何分書生組毎度合 大炮· 玉薬其外金 諸国

> 水戸領鯉渕村最寄三十ヶ村程申合、 外竹鑓大小類銘々所持いたし、 岡村辺江相集り、大工二拾人程ニ而日夜木炮栫居、 合、浮浪見掛ケ次第打払可申旨ニ而、凡二千人程も柿 たし、其節大炊頭様御領上土師村焼打いたし、 大騒動ニ而御座候 田中愿蔵組追撃 村々申 其 lv

五人ニ而人数弐百人余致屯集申候由、 数大半水戸へ相向き進発いたし、 府中ニは赤誠組隊拾 尤赤誠組と申は

上州辺之死生不知無頼之悪徒共ニ而御座候

今日府中ニおゐて浮浪組評議一決之上、此辺屯集之人

惣勢は大貫村磯之浜村税町江押行、

同日関戸の渡し辺

四日同十五日小金詰ト書生方ト所々ニ而度々合戦、毎 ニて一戦有之、小金詰浪士組手負死人有之候由、同十 崎長福寺へ御宿陣、

同十三日大炊頭様大貫村へ御移り、

公辺より追討之御人数段々近寄候ニ付、 人程去ル十六日尽く引払、竹原宿へ引移申候、 筑波山残兵百 官軍之

様子は追々水戸表へ御出張相成趣ニ御座侯、

官軍此節烈敷被取詰有之候得は、 合并山根辺之土兵ニ而、迷惑致し居候間、必定忽滅亡 浮浪組水戸より之取

ニ可及と、

近領之風聞ニ御座候

前顕之通、 書生組悉く根を断葉を枯し退治可致ト申居候、此節之 水戸那河湊乗取浮浪組見込之通相成、 此上

残念二有之由二御座候!

数引足不申右之場所被乗取、

日ニ木村又蔵・高山隼人鉄砲先勢之百匁玉を請討死、

軍追討御延日相成候ハ、浮浪組勝利之程も難計、取々候迄ニ候、左候得は水戸御家中三ツニ分れ候ニ付、官柳組トハ別派ニ而、柳組は只々御城ヲ守り見物致し居体段々ニ承り候得は、小金組浮浪組合戦致し、書生組

数水戸表へ出張之先触参り、皆々大悦ニ御座候、後便一八月廿二日夜より(公辺御追討之御人数、其外諸家人)

風説仕居申候

八月廿二日

申上候様可仕候

九月三日日附来状之写

人、廿三日大合戦ニ相成、青柳ニ而武田勢打取手負十下十五六町へ五百人、枝川へ敵方二百人、青柳へ三百而水戸城下へ押寄、五時矢場新製館へ敵方操込、御城御殿打取り、十三日ニ右之勢押出し、大炊頭様大将ニ人水戸ニ而町奉行相勤申候、右人数壱度ニ押寄、御浜八、三百石三木源之助、筑波大将田丸稲之右衛門、此八、三百石三木の之間、

之助・東奉行佐々木頓八、皆敵方へ付、

八百石三木軍

方官軍勢先陣操込、直様大炮方御持小筒組一手ハ下町 四人、即死弐人、廿四日合戦、水戸方打負、下町九丁 目迄敵方押懸りあやうき所、廿四日夕六半時分、江戸 七丁目ニ操込合戦ニ相成、此手敵方壱丁計り引退き、 一手ハ御杉山へ操出し、夫より大炮打懸ヶ仕切なく責

候、廿八日小筒組鉄炮鑓せり合ニ相成り、其時奥州二 壱人も家ニ居候者無之、誠ニ前代未聞之大合戦ニ御座 廿五日朝より双方打合、矢玉之音烈敷、水戸町中

死人有之由、下町九丁目合戦ニ小筒せり合歩兵勝利 本松丹羽様御勢青柳ト申所へ操込、敵味方双方戦最中 ニ中山備前守様人数より大炮打懸ケ、其時敵方へ当り

相成申候、取急き右迄、 ニ相成、九月二日より磯ヶ浜湊江操出し、亦々合戦ニ 敵方ハ討死手負数不知、其夜不残逃去候事、軍暫く休 余は重便ニ可申上候、以上

九月三日

一九 紀伊殿より御使を以被差出候写

征長之儀ニ付、不肖之私江惣督可被一九の1) 仰出御沙汰有之、

> 仰出候段、同人儀は齢徳相備り候儀ニ付、 国之秋と相期シ候処、此度尾張前大納言へ右惣督被 実ニ其任ニ不堪候得共、家臣ニおゐてハ一統奮励致報 誠ニ御至当

一ニ尽力仕候心得ニは御座候得共

公方様ニも

御進発可被

遊旨被

仰出候事ニ付、

宜

之御事ト大慶仕候、右ニ付、此上浪華守衛之儀は、

第

之身ニ取不安次第、 敷守衛而已致罷在、 就而は家中之鋭気も相挫ケ、藩職 此度之御大挙ニ相洩候而は、 武門

と奉し候ニも差障、甚以残念之至ニ御座候付、何卒右棒ノマト

御親討被為

遊候節は、摂海守衛は厳重ニ備置、不腆

無之候共、一隊人数を差出し相応之任ニ相当り、三百 之弊賦を相尽し御供仕、 御先鉾をも奉畏度、 若御親討

吐露し俯而奉懇願候、 年来之鴻恩ニ奉報度、 以上、 滴溢之志願ニ御座候間、

肝胆を

八月

紀伊中納言

御用人

松平大膳大夫為御征伐

(一九の2)

御進発之節、中納言殿ニは御旗本後備御心得相成候

様被 仰出候間、 格別被究忠勤候様ニト之

上意候

八月廿一日

一私儀、当春二〇

御上洛御留守中出府罷在、太儀被

思召候得共、松平大膳大夫家来共、兵器を以奉却 朝廷不届至極ニ付、追討之儀諸家へ被仰付候得共、猶

引続為御征伐 御進発も可被 遊旨被 仰出候ニ付而は、御用之儀も

許発足出府可仕候、此段致御届候、以上、

有之候間、早々出府可仕由被

仰出候付、

来月九日国

八月

松平陸奥守

「(付箋)「第三百二十一号」(表紙)

◇第七四号

(子九月カ)報告 [風説書]

風 説

水戸殿家老江相達候書付 之写

元治元子年八月二日田沼玄蕃頭様御出張先被

仰渡

御上洛御留守中、野州大平山江浮浪之徒相集、其後常

方有之、且小金ヶ原江多人数屯集致し、右之者ハ浮浪 州筑波山江楯籠、民家江押入財を奪ひ、種々横行之致

波山之ものは水戸殿家来ニ而、浪人致し候もの多くは

之一味ニ而有之間敷候得共、不穏模様ニ相聞、就中筑

主謀と相成、攘夷之儀未成功ニ至らさるを心外ニいた

し候との儀ニもあるへく候得共、遠大之思慮無之、遂

右之通風聞書等承合申候間、此段申上候、以上

387

ニ無謀之攘夷ニ陥り候而は、

処、其儀ニ難堪屯集致し候は、是又可憎ニ無之候得共、勅命ニ背き恐多事ニ候、今ニ急務武備更張之外無之候

儀不相立而已ならす、其侭被差置おゐてハ幕府之 御水戸殿家来浮浪と等敷暴行有之候而は、水戸家之御名

其意味篤と相弁へ、官兵と俱ニ暴行之ものを討滅致し、職掌茂難相立儀ニ付、無拠御人数御差向ニ相成候条、儀不相立而已ならす、其侭被差置おゐてハ幕府之 御

政府ト一致ニ尽力社御親藩之臣と可申候、且又長藩之常野人民之害を除き、報国之赤心ヲ顕し

者共京師へ押入、恐多茂

御所近江乱入炮発致し、

朝敵之賊等退時ニ過半誅戮ニおよひ、凡

皇国ニ生るゝもの誰

カゝ

ハ甚可悪之、依之長州一藩討取可申段、京師より被尊王之道不知者ハ有之間敷、然ニ長州人之暴行之如き

仰出候間、是等之儀茂篤と相弁へ心得違無之様、精々

但本藩之家来は勿論、末家并他出罷在候者ニ至る迄、

御申諭被成候様可被申上候事、

急速本文之趣行届候樣可被致候、

常州より之来状之抜書

一七月廿五日六半時頃、賊近く押来ル注進有、

其内ニ水

戸城下下町十町計ニ薬王院と云有、此所ニ至ルの注進

て町木戸に当る、味方より打出す鉄炮悉く勝利、賊十出合、賊徒炮発す、味方ニ不当、百目玉二発空らニし急也、家老某出勢す、下町の入口紺屋町といふ所ニ而

人計打倒ス、賊徒是ニ恐れて敗走、味方追討んとせし

時、城下町続清水町放火いたし候、故ニ追討事能はす

引上ル、此時賊徒首拾弐・生捕四人、

但鑓太刀討之勝負なし、

鉄炮之打合而已、

暫時之間

度なり、眼にハ見ス、只ピウと音のするのミ、恐事ニして戦止む、此時陣中ニ而は鉄炮玉頭上を飛事幾

ニ御座候、

ひニて怪我なし、先手同心壱人疵、分捕も多し、負数多と見ゆ、首なきは姓名を隠すにや、味方ニは幸賊去て戦地を見ルに、首なき死骸十三、血ハ夥シ、手

帰り候もの多し、

小金ニ残りたるもの武田股肱の賊而

奉行の催促に随ふのミ、此節百姓之内にも発明して逃

出シ小金へ出張、百性は何之意といふ事を不知、

只郡

廿五日・晦日迄事無ニ似たれとも、 日々流言多く有之

寄百性二拾ケ村程打寄、賊ニ向には大炮あり、土兵ニ(ママン 晦日、城下より四五里上八手村辺ニ賊徒出たるを、 ハ小筒計にて戦ふ、戦六ツヶ敷なれとも大勢故ニ賊を 最

相知由 注進有之、兵を出ス、再注進有之、賊は諸所へ引揚不 賊八人討取由、村へ放火いたし引取、此時追々城下へ 追崩ス、賊徒遂ニ引取、此時百姓即死四人・手負不知

儀之由

竹原・府中・稲吉等の賊有、速ニ討事不相成、種々評

八月朔日、 家老戸田某男之よし、 組居合戦、 船中乗合八人討取、壱人召捕候由、宇都宮 湊村ニ小船三艘見へ、一艘着岸之処、 諸生

武田伊賀守慎隠居ニ而水戸江下タルに出奔し賊徒ニ加 郡奉行四人同意して、御領分村々江触させ、百姓を引 わり候、此時牢を開、罪人の丈夫なるものを撰て連立、

> 根なり、水戸勢是を討事を昼夜思ふといへとも、 とハ異なる事ニ思召候半もやと思ふ、是却而筑波の本 已、然るに遠き筑波ヲ き小金を被差置、水府之藩人又は百姓のミにて、 公辺ニ而御討被成、 御府内近 途中 筑波

去ル十日、松平大炊頭殿被相下候ニ付、小幡村より追々 差出候処、又々注進之趣は小川館・湊館等先ニ相見得、 注進有之、御同勢千人余御座候趣、余り多人数故目付

大炊頭殿ニは、御目代武田伊賀守等追々操込候様子旁(鰈) 右等之儀伺尚御迎として、若老天野伊内・目付土井幹

三郎・使番渡辺伊右衛門・松平内蔵助・小十人目付組

易候間、物見弐人差出候

且旗大炮も有之、人家等も打破候由、

実事ニ而は不容

助を以申来候間、 怪敷人物数多相見候間、諸生二組差遣候様、松平内蔵 仕、追々人数操込、無程大炊頭殿も着、 頭鈴木八右衛門・右筆大木善之進、台町薬王院迄出張 人数差出シ申候処、 已後御談判ニ

吉田明神山上何 389

取、鉄炮ニ而備候様子相見候間、此段市川某へ申通し 者とも不知三十人余り登り居候而、 白刃ニ而草木を苅

候処、 炮発は有之間敷候間、早々相詰候様達御座候間

驚引取申候、 知御座候所、三四拾挺炮発ニ及、案外之振舞ニ而一同 場へ鉄炮得物等持参致し、不届至極ニ付、打払候様下 成候様声々ニ呼候間、 相詰候処、右山上より大炊頭殿御加勢故早々御懸り相 承り罷越候処、大炊頭殿御出張

致し候事と存申候、 申候、全大炊頭殿ニは御存知無之、筑波等之賊兵共之 野伊内•大木善之進如何相成候哉、

右之通承及候丈申上候、以上、

成候間、 互ニ相止申候 猶又御迎ニ参り候もの鈴木八右衛門眼前ニ被取込、天 炮発及候もの共故、追々人数引上候処、怪我人五人、 相進ミ候者ハ後より打懸ケ候間、不得止 此方よりも大炮打掛ケ、夕暮ニ相 未タ更ニ相分り不

八月廿四日染谷村炮戦後ハ、水戸御領中へ相集候処、 九月九日常州志筑本堂内膳様衆より之来状之内書抜

Ξ

防守様御人数并歩兵組、玉造村より鉾田村迄御越、 官軍多人数ニ而追々御取詰ニ相成、当月二日、 同土夕刻浮浪一戦、浮浪大敗軍、歩兵三組へ首五ツ、 松平周 於

尤侍分計之由、其外余程討取候由、

委細之儀は相分不

当月二日頃より府中ニ而土兵起り立、凡千人余も相集 申候, り、是迄浮浪之旅宿致し又は懇意之者共之家相崩、 近

らし、昼夜大騒動、 所之山林へ浮浪隠れ居候哉、天狗狩と号し小鉄炮又は 木炮抔相発、銘々竹鑓抔持参、籏押立、太鼓・鉦打な 同五日頃より土兵共相鎮り、 府中

当御領分ニ而も、 最早浮浪之気遣茂有之間敷候、追々

方ニ而も追々見世を開、賈ひ仕初申候

聞有之候間、当方ニ而は先今暫之内夫々御手当、殊ニ 領内賊徒一両人或は三四人位も落武者隠れ忍候由、 鎮静之姿ニ而御領民共少々も安心致候由ニ候得共、 風 御

掛不申由日々申立有之候、右之通次第ニ而、先鎮静ニ 組宛先頃より之通廻村茂為致候得共、差して賊徒見

御座候

早速物見差出候処、夜明頃皆々帰り、右之手は片倉村 切相弁不申候、某内小銃之音相聞、 取合ニ相成候哉と遠見致候得共、折節大雨ニ而遠見一 始メ候を見届候段申立、其内府中町方之者抔懇意之方 無程五人共罷帰り、勝敗之次第申立、和泉町へ放火相 罷帰り注進申候、 汗ニ相成馳帰り、 四時位ト茂覚候頃、府中へ差遣置候物見之内三人、大 鼓ニて騒立、 心いたし、其上府中ニ而又々大炮折々相発、 日早朝よりは御領内弥厳敷手当、増人数も操出し置用 立腹いたし放火致候由、府中ニ而は、賊徒おどしの為 賊徒百五拾人程一飯之支度申付候を及断候ニ付、 候処、東北之方ニ当り、三四里も先ニ火之手相見候付' メ早半鐘ニ而土兵相集用心致候由、右ニ付於此方茂八 ニ而大炮六七発、 弥取合ニ相成候半、勝敗如何ト心配いたし候内、 五半時頃ニ至、 跡五人は勝敗見届罷帰り候趣申立候 府中杉並木二而取合相始候間、 早鐘・太鼓相聞候ニ付、 大炮烈敷相聞候二付、 時々声も相聞候ニ 遠見いたし 早鐘•太 直様 賊徒 若

死有之由

而町方三分一程茂焼失いたし候由、町方ニ而両人程即脱徒府中町へ乱入、家毎ニ致放火候得共、折節大雨ニ人程手負、賊徒之方ハ七八人即死、双方共崩立候頃、人程手負、賊徒之方ハ七八人即死、双方共崩立候頃、人程手負、賊徒之方ハ七八人即死、双方共崩立候頃、接戦ニ相成、府中御陣屋勢之内ニ而小林政次郎賊徒三接戦ニ相成、府中御陣屋勢之内ニ而小林政次郎賊徒三接戦ニ相成、府中御陣屋より凡八九甲状之様子は、賊徒六七拾人、府中御陣屋より凡八九甲状之様子は、賊徒六七拾人、府中御陣屋より凡八九甲状之様子は、城後の大路を

右之通追々鎮静ニ相成候処、一昨七日夜九時頃、

府中

所々より追々注進有之、 下志筑村より注進有之、右之口々気遣ニ付、 之方一隊差向申候、 を押喰ひ、 下志筑村より注進有之、無程茂土田村罷通候由、 江一隊ツ、差向候処、 焼討可致ト申風聞ニ付、 而は折柄神事ニ而、 早足ニ而罷通り候由注進有之候付、土田村 無程下佐谷村より賊徒四五拾人早 賊徒共市川村之方へ向ひ候由 にごり酒・甘酒・赤飯等有之候 夫々手配いたし候処、栗田村 府中より相始め志筑并土浦等 新規両村 同村

阿波之村江向罷通候段注進有之候ニ付、

足ニ而罷通り、

一最初府中戦争相始候付、勝敗不定候得共、土浦表へ急下佐谷村へも一隊差向、御陣屋内も無油断相固メ置候、

残賊壱人討取、其外品々取上申候、此時八時頃ニ有之自由、阿波之村迄追駈候得共間ニ合不申、尤途中ニ而差急候得共、何分賊共早足ニ而逃去、殊ニ大雨中討不便を以為知申遣、双方ニ而挾討ニ可致ト当方よりも精々

御人数は其侭固メ俄分計、是又今朝無異ニ引揚申候、陣取扣居、夜ニ入下佐谷村ニ而一宿、今朝俄ニ操出候、

候由、夫より山本村之境猿ヶ峯ト申処へ廻り、同処へ

哉、田都辺之渡ニ而追詰、兼而渡し船は引上ケ置候ニ其後土浦勢様子承り合候処、昨夕七半時頃ニも有之候名 (教) リース 東外野 コーラー

土浦勢は待受居候者も有之、又船壱艘相求メ六七人ツ、付、大雨ニ而水増候得共、賊皆々川へ飛入逃去候故、

打取可申処、何分道悪敷、大筒車之輪土中へ三分計め十一首打取候由、此ニ而も少々早く候得は、多分不残前後ニ而追付五人打取、猶又其先ニ而討取、都合首数相渡り、最初ニ渡候者早々追駈ケ挾討ニ、或は栗原村

り込、

進退自由不相成、人足も七八寸位ツ、土中へ入

に 点分寸正は当計別引真に)りはか取不申、追後レ申、一同甚残念之事ニ御座候、

一下佐谷村江は当月朔日頃より

公儀御人数兵粮米弐百石并三四百駄位も継立有之、鬼

座、今昼後一同引取申候、御人数差向置申候処、一同大切ニ固メ居、先別条無御積置候間、万一右之兵粮へ放火も難計心配ニ付、急速

村方人少之処、通行極取急候と相見得、所持之品々取一此度御領中無異ニ相済、賊徒当方之追手を恐れ、別而

府中よりも援兵申越候間、

人数銃隊共一組差出候

首ハ取可申処、残念之次第ニ御座候、落申候、今少し早く候得は取逃し候共、五ツ哉十ヲの

金子入候箱を前ニ置、金之栄幣を乗せ候而、其身は自此時之大将名前不相分候得共、土浦領藪之内へ逃入、

候、 殺致候を土浦勢首打取候趣ニ風聞御座候、聢とは不致

府中へ差出候援兵人数茂無異今日罷帰り候

五

九月廿三日御用番因幡守様

助川辺屯集之者共、平最寄江可立入も難計候間、

有合

当方人数、何れの組茂戦争無之、一組之方残賊壱人打 取候迄ニ而、怪我無之相済候事ニ御座候

様相達候処、

賊徒助川陣屋ニ打入、山野辺主水正家来

之人数を以兼而用意致し置、若立入候ハ、速ニ討取候

九月九日

同月十一日同所より之来状之内

而 昨九日御領分下佐谷村より注進ニ而、猿ヶ峯近辺ニ **浪賊壱人討取、** 熊谷四郎組下ニ而大久保倉蔵ト名乗

申候、懐中ニ金弐両三歩三朱有之候、

成井村注進ニ而御人数出張、浮浪共遠方ニ而見掛ヶ駈 向候得共、所々へ逃散相知不申、 取落物品々取上ヶ置

府中三村真家其外土兵共、所々二而浮浪取押、 打落し候趣、是等後ニ如何可有之哉、 相分不申候 勝は首

九日夕より、公辺御人数府中宿へ追々操込ニ相成候由、 先昨今少々穏ニ相成申候

四

数を以手綱近辺迄急速人数差向、 不容易形勢ニ付、官軍を以厳敷及追討候間、有合之人 茂同意致し、既ニ主水正官中中江逃入候次第ニ至り、 助川脱走之者共一人

茂不洩討取候様可仕候, 去ル十八日夜達御座候付、 右之趣常州笠間宿陣田沼玄蕃頭より私在所家来之者江 兼而御届申上置候領分植田

上候、以上

猶又人数差出候旨、

家来之者より申越候、此段御届申

村へ差出置候人数、直様操出し、植田村江ハ城内より

九月廿三日

安藤理三郎

一日ケ窪毛利左京亮・今井谷毛利淡路守・吉川監物、六 候趣、 三ヶ屋敷共当時閉門中、 御家来之者御預ヶ被 御家中人数等何分難見定候得共、 仰付候義ニも無御座由、 諸家様方御固メ等は無之、 毛利両家之分、 慎罷在

且 右

393

女子・小もの迄不残下屋敷ニ而凡五拾人程宛も有之候

又人数凡三拾人余も有之趣ニ御座候、 申 吉川家ハ不残勤番之ものニ而女子等は無之由、 右之外相替候儀 是

相聞不申、其筋近辺ニ而承り糺候由ニ御座候

九月十日

七

覚

九月廿二日御用番諏訪因幡守様へ銘々家来呼御達之

被成候

利 京

毛 左

禁闕発炮候条、 不恐 本家毛利大膳家来共、

先達而迫

不届之至ニ候、依之其方官位被 天朝次第、殊ニ父子之軍令条家来へ遣候始末、 召放、

居屋敷始被

禁闕発炮候条、

不恐

重

Þ

右之通可被申通候、

召上候旨被

仰出之、

右三人へ

候、委細之儀は御目付可被承合候、且又右上屋敷之 為慎置候様可被致候、尤途中警衛を始厳重可被申付 候家来并家族共一同申合、 屋敷内へ引取、是迄之通

義は御目付方立合、

御作事奉行へ引渡候様可被致候、

右三人へ

尤抱屋敷之分は御勘定奉行へ引渡候様可被致候、

白銀今里村同人上り屋敷、同所同人元抱屋敷共御預 麻布北日ヶ窪毛利左京上屋敷、同所同人元抱屋敷并

毛 利 淡 路

本家毛利大膳家来共、 先達而迫

天朝次第、殊二父子之軍令条家来へ遺候始末、 重

召上候旨被 仰出之、 不届之至ニ候、依之其方官位被

召放、居屋敷始被

召上候条、右屋敷内住居罷在

毛利左京居屋敷始被

右之通可被申通候、

右三人江

毛利淡路居屋敷始被 召上候ニ付、右屋敷内ニ住居

罷在候家来并家族共一同申合、

屋敷内へ引取、

是迄

之通為慎置候様可致候、 前同文言、

有 九月廿四日引取候由

右三人江

井村上り屋敷、 麻布今井村毛利淡路上り屋敷并高輪二本榎・赤坂今 且白銀今里村入会同人元抱屋敷御預

堀田摂津守江

被成候、

毛 讃

利 岐

本家毛利大膳家来共、 先達而迫

禁闕発炮候条、 不恐

天朝次第、殊ニ父子軍令状家来へ遺候始末、 重 マ不

候旨被 届之至ニ候、依之其方官位被召放、下屋敷被 仰出之、 召上

右之通可被申通候、

右両人へ

毛

利

讃

岐

下屋敷被召上候二付、 同申合屋敷内へ引取、是迄之通為慎置候様可被致 右屋敷住居之者茂有之候ハ、、

前同文言、

候、

麻布古川町毛利讃岐上り屋敷御預被成候

右両人へ

伊達遠江守江

毛 利 大 膳

迫

先達而家来共押而上京、 禁闕発炮候条、 天朝次第、殊ニ父子軍令条家来へ遺候始末、 不恐

重々不 召上

届之至ニ候、依之吉川監物所持之屋敷をも被

候旨被 仰出之、

右之通可被申通候

伊達遠江守江 松平土佐守 工守江

水野出羽守宗 対 馬 守

吉川監物屋敷被 召上候ニ付、右屋敷内ニ住居罷在

候家来共家族一同申合、 屋敷内へ是迄之通為慎置候

樣可致候、前同文言、

右五人へ

赤坂今井村元吉川監物抱屋敷共御預被成候、

竹腰龍若へ

毛利左京居屋敷始被 候家来并家族一同、 加藤出羽守·脇坂淡路守申合、 召上候条、右屋敷内住居罷在

屋敷内へ引取、

是迄之通為慎置候様可被致候、

右同人、

麻布日ヶ窪毛利左京上り屋敷・右同所同人抱屋敷并 被成候、 白銀今里村同人上り屋敷・同所同人元抱屋敷共御預 加藤出羽守江も同様相達候間可被申合候!

脇坂淡路守江 加藤出羽守江

毛利左京屋敷被召上候ニ付、

右屋敷内住居罷在候家

屋敷御預共、土屋采女正申合候様相達候処、

被成御免、 竹腰龍若へ相違候間可被申合候

為心得申達候,

水野出羽守同様相勤候様達候処、

同人被成御免候間、

毛利左京家来之分

十三人

拾五人

加藤様 脇坂様へ

十一人

竹腰様

毛利淡路家来之分

弐拾五人 秋元様

板倉様

関 様

拾壱人 十七人

毛利讃岐家来之分

木下様

弐拾人

396

同人義

来并家族共、屋敷内へ引取置候儀、且途中警衛上り

九

今般長州御征伐就被 仰出候、

長大隅守儀山陰道討手

九月八日御同所様

共、此度之就

養女ニ御座候処、 速ニ誅伐可仕様被

於其身無罪者ニ而も可有之哉ニ候得 仰付奉畏候、然は私妻右大膳大夫

御沙汰ニ、其侭差置候而は、 奉対

此上は所置如何可仕哉奉伺候、 公辺深恐入候次第ニ付、速ニ令離別城下住居為致置候 以上、

八月十五日

松平土佐守

以上、

八月

加賀中納言

吉川家来之分、 人数無之由 未相知不申候

٨

九月八日御用番諏訪因幡守様

御所被

仰出候ニ付、大坂表御固被

仰付候間、

軍備

厳重相立、

松平大膳大夫以下罷登候者共御座候ハ、、

長防追討之儀、

従

堀田様へ

被 仰付、先以忝仕合奉存候、夫々用意申付、

尽精力

格別相勤候様厚申渡、大隅守へ差添候人数、追々国許

発足為仕候、然ル処右討手之儀、江戸表より御達之儀 も有之候間、於京都山陰道討手之儀は取消候様、稲葉 仰渡候趣承知致し、 猶引続牧野備前

守殿江家来之者被召呼、長大隅守儀先出張不及旨、

御

美濃守殿より被

達御書付之趣致承知候、

就而は御沙汰之趣も有之候間、

共、朝敵追討之儀、於京都大隅守儀一旦被 支度相整次第国許発途、 無程出府之上委細可申上候得 仰付、

附

ニ相成候而は、 属之者は不及申一統奮発致罷在候処、 如何ニも武門之面目を失ひ候儀は勿論、 万一此侭御差省

大隅守へ申含置候次第も有之候ニ付、

此後ニ至り御沙

加被成下候様仕度、此段速ニ御許容之儀、偏ニ奉願候、 奉存候、是等之趣厚御汲取、熟之御手江成共討手御差 汰無御座候而は、 何分ニも更張之士気挫不本意之至り

Ō 九月十四日右御同所様へ

去ル十四日、毛利大膳使者在所表網干ト申地へ着船仕、 私江面会之儀申入候ニ付、在府中之旨申聞候処、 重役之者へ面会致し度旨申入候間、重役たり共 然は

書面共差戾堅及断、右之段復命可致旨、段々致説論; 又壱通之書面差出、大膳心底丈ヶ聞置呉様申聞候得共、 朝廷并公儀恐入候間、面会之儀相断候段申聞候処、 朝敵之名を蒙候大膳使者ト有之候而は、奉対 付御届申上候、以上、 直様帰帆為致候段、在所表より申越候、此節柄之儀ニ 猶

八月廿四日

脇坂淡路守

九月九日同所へ

| 毛利大膳・毛利長門并末家方吉川監物、急度慎之儀被(一゚の1) 仰出候ニ付而は、長州家へ右達方差支ニ付、遠江守方 田毛利大膳上り屋敷江重役之者罷越、大膳重役へ引合 より相達候様可取計旨被仰渡候ニ付、去月三日、外桜

御書付写請取方相済候ニ付、直様早便差遣候処、

同十

唯今帰着仕候、此段御届申上候、以上、 両日被差留、同十六日返書差出候ニ付請取、 四日、防州宮市迄罷越、彼方出役人請取候ニ付相渡

九月九日

伊達遠江守内 伊達遠江守内

(1-の2) 別紙

御札致拝見候、然は今度此方始末家方へ従 公辺被の仰出候趣有之候処、其元御家来中より慎之儀

候間、詰合御家来遠藤太市郎へ御引合之上、別封被相 ニ付達方差支候ニ付、其御許様より以御書付被 仰渡

御手数ニ相成候段、難御惗次第ニ御座候、右御答為可

渡候ニ付、早便を以被差越致落手候、御取計之儀差配

得御意如斯ニ御座候、 恐惶謹言、

八月十六日

根来上総

浦 靱

信田杢左衛門様

猶以御慎方居屋敷始被召上等之儀ニ付、 御請被差出

在所江之御暇被下置候様仕度、

左候得は当時在府之家

深心痛仕候間、

可相成義

ニ御座候得は、

玄蕃頭義

何分御不都合無御座候様御取計相願候、 筋ニ可有御座候得共、右様之先例相知不申候ニ付、 以上、

八月廿四日御用番牧野様

此度毛利大膳御追討、 少之上、昨年来同氏玄蕃頭在府罷在候付而は相応家来 御座候処、 様御始へ被 第ニ而出張は在所表至而手薄ニ相成、諸事行届兼可申 も操合相応之人数は召連候心得ニ御座候得共、右之次(編) 苦心仕候、乍併格別之御用筋ニ御座候得は、 共為相詰、当節柄之儀、備も相立置事ニ而、 差図仕置、出陣仕候心得ニ御座候、 急在所表へ罷越、夫々出張之手配は勿論頷内取締方等 加難有仕合奉存候、右ニ付旅中より直様引戻、精々差 、分配仕置候而は、此度出張之節人少不都合ニ而当惑 以御奉書右之応援被 仰付、備後守儀は大坂表より帰府旅中ニ 陸路芸州路へ御先鉾松平安芸守 仰付候段、武門之冥 然ル処国家来共人 如何様ニ 何分東西

> 尚増人数操出方等之儀精々指揮仕、 時宜次第出陣も為

来共可成丈召連急速罷越、領内取締向厳重所置為仕、

仕度奉存候、願之趣

御聴届ニも相成候得は、

士気層相振、

区々之微忠相尽

奉報御高恩度志願之階梯ニも可相成ト、 奉存候、依之此節御暇奉願候而も不苦儀ニ御座候哉、 重々難有仕合

八月廿四日

此段御内慮奉伺候様、

備後守旅中より申付越候、以上、

三浦備後守家来

御書取 表立相願不苦事

| 長州之事情申立候儀は、臣下之身取難忍候得共、始終(一三の1) 奸臣之邪計に依て、異心無之主家父子大逆之罪名を蒙 長藩村岡伊助より申立候書面 殊ニ元就以来連綿之家系断絶ニ可至儀を悲歎、

苦之余り一分之節儀を棄、国内之実情を具ニ申顕、 主

家之ため愁訴致度由ニ而、 落涙致し申聞候条々、左之

通

益田右衛門介始奸臣共ハ、表ニ正義を飾り攘夷を主張

致し、 憂建言致し候者は俗説因循家ト唱、忠直之臣を寛罪ニ 司り、粗暴之臣・浮浪之徒を懐け攘夷家ト唱、国家を 主家父子を誠忠正義と称し、懸算致し、政権ヲ

当、又は暴威を以言語を塞き、我意を恣ニ致し、去亥

八月以来此度之事件共、皆々奸臣共之所為ニ而、父子 ニおゐてハ渠之侫弁ニ被欺、深き趣意は存申間敷候

益田右衛門介

浅 田 孝 晴 獨布 助

政事方

奈 良崎弥 八

永 峯 蔵 太 奸臣之内巨魁

申

宍戸九郎兵衛

奸臣新法を妨け候を厭、 長州元祖より之国典書籍等

去々戌年悉く焼捨候由、

先達而以来浮浪之徒を扣、攘夷之魁可為致趣ヲ以凡三(解ク)

付を恐れ、予隊として重立候奸臣、平常途中壱人ニ凡 千人計奇兵隊ト唱屯集為致、実は忠直之者奸徒を可覘

中 村 橋 九 直 郎

桂 髙 小 Ŧī. 記ァ作リ共 郎

長門守附出頭

登

右衛門介雷同本ノマ、

福 国 司 越 信 濃

原

後

今度之謀臣

日 下 茂 助義助と玄瑞事

佐久間佐兵衛事変名

称村左門

太田市之丞

跋扈候ニ付、

衛門は幽閉、

其外格録を削、又は退身等為致、奸邪及

伊助山口江至り大膳大夫ニ及面会、

公武

弐百人計ツ、引連罷在候由、

之内より為致暗殺候様及承候由、一奸臣共奇兵隊を以忠直之士を殺害致し、御使をも隊中

倉源右衛門・椋梨藤太・中川卯右衛門、右ニ同志伊助・一長州社稷之臣は一老宍戸備前、次ニ山口与一兵衛・小

備前は先年来度々及忠諫、国家之頽廃匡救を専務ニ致父村岡伊右衛門、其余譜代恩顧之士之内凡三百人計、

論、遂ニ右衛門介ニ被言伏、備前退出後奸徒忽父子を節、防州山口国主父子之屋形ニ而備前右衛門介ト及議致し、或は奇兵隊ヲ以通路を絶切、去八月京師変動之し、吉川監物へ志を通し候儀を、奸徒共侫弁を以離間

を携備前之居邸へ押寄、暴発之形勢を示シ、其後之忠説附、備前忠諫を言消、蜜々奇兵隊を指揮致し、大銃論・漢二者復門グニを遭し、傾言対上後女後祭之三を

文与一兵衛・源右衛門は遠流、藤太・卯右衛門・伊右去八月、萩在藩忠志之聞有之候者を大半罪名を付、前

諫を塞候由

追討之被向、五大洲を敵ニ受、何ヲ以攘夷之功可相立、よりは粗暴之唱を以御不興を蒙り、終ニ列国ニは悉く

却而亡家、名家断絶之禍を扣候儀顕然之次第申述及諫追討之被向。五大洲を敵ニ受。何ヲ以攘夷之功可作立

争候内、稍微心致し候廉ニも有之、奸邪之徒不義ニ導

候儀を悔悟之体ニ相見得候場合ニ至、

昵近之奸臣他事

兵隊を以伊助を残害可致手立有之由、詰合同志之者蜜ニ託し伊助を遠け候ニ付、不得止事引退候節、疾ニ奇

有之、蟄居致し候内、京師ニて乱行之罪名を以追討之ニ申聞候ニ付、致徴行萩へ罷帰候処、続て閉門之沙汰

諸家被向候哉之噂ニ付、国主父子出陣之設有之由及承

痛心、伊助始萩在藩忠志之者一同、萩城下明倫館ト唱

前文藤太・卯右衛門・伊右衛門一室之内ニ致

候より、

候学校江集会為致、国危急を救候儀を及談判候上、速

絶り引止、討手之惣督ニ就て国主父子異心無之儀申披ニ奸臣共を討取、若大膳大夫出張いたし候ハヽ、輿ニ

義を可致歎願ト盟約之上、藤太・卯右衛門・伊右衛門同志一同其場ニ致切腹、死ヲ以大膳大夫家系断絶不致

^ 居残、伊助始凡三百人山口へ至候処、奸徒疾ニ相察

国主居邸へ四方ニ奇兵隊を以陣列を立防禦之備有

之候ニ付、及暴発候而は逆賊之汚名を請候儀と相屈し、 本意を不達其侭萩へ引退候由

吉川監物は、其道を弁へ国事を憂、将長之職量有之、

屡主家父子を諫候由

随従致し居候体ニ候得共、両将共凡庸之人ニ付差而邪 毛利淡路守・左京亮ハ、 右衛門介始奸徒之権勢ニ恐れ、

正剛弱等之評論無之由

清末は吉川監物ニ依頼之体ニ候得共、 何分小藩之義、

去八月十六日後、主家父子へ讃岐守以下御糺問被仰出 是又是非之風説無之由

候御書付類は、不残奸臣共手元へ埋メ、大膳大夫披見

不致候由

脱走七卿、 同十月中野銀山ニ而乱妨、三田尻江忍帰り、当時も一 同月以来防州三田尻ニ寄居、元沢主水正、

同ニ致潜居候由

元中山侍従、 居邸江寓居、其後長防激行所々転居致し、近頃長府ニ 同十月頃船路三田尻江落来、 一旦七卿之

承候由、

罷在候由、

山口城郭無之旨、去々戌年以来長州父子屋形ヲ構在居、

当時新城築造中ニ候得共、未成功ニ不相成由

槙和泉ハ先年より度々長州へ立入、奸徒ニ交を結、去 八月国主出張上京をも勧メ、独立攘夷之議論も和泉并

平野二郎両凶賊発言頭之由、今般京地乱妨之節、 和泉

山崎天王山ニ立寄候趣、後ニ及承、其後成行不相弁候

电

浮浪人并脱藩人を重立致指揮候は、三田尻ニ罷在候長

州藩木島又兵衛事、変名木島□十郎之由

大膳大夫は暗直、長門守は粗暴ニ而、臣民帰向不致趣

之風評及承候儀茂有之由

奇兵隊を組候後は、忠臣始下賤之者ヲも恣ニ暗殺致し、 暴行甚敷候ニ付、邸内一円国主を怨ミ、人心離散致し、(丼カ)

追討を望候程之事ニ相成有之候由

長州藩戦士凡四五万ニ茂可有之、全ハ精兵一万トは不 満、其余増隊

・角力隊抔之新兵組立候得共、万一之節

尤七卿侍従共此度之一挙ニ登京之否は不及

は瓦解致、不用立儀顕然之事ト被存候由、

一岩国藩士は大半武術に達、精兵壱万も可有之、一体長

州藩よりは勇武遙ニ勝レ候由

侭ニ而、伊助始其余幽閉之者共ハ追々赦免有之、併主一去八月科を請侯萩在藩前文与一兵衛外重立侯四人は其

家目通り不為致候由、

重臣及暴発乱妨候上ハ御追討は難免儀ニ可有之、仮令一今般之一挙、大膳大夫ニおいては不弁候儀ニは候得共、

郡半地ニ而茂降し賜り、家系之不滅儀ヲ只顧奉歎願

候由、

藩臣共江主命有之、趣意柄は不弁候得共、先年来之御前文藤太忰椋梨甲太郎・同卯右衛門忰亀之丞外譜代之福原越後儀致出府候ニ付、差添可罷登旨、伊助并同志

肆候は無念之義ト存、直ニ山崎ニ至り、越後ニ謁し始之節驚歎致し、自殺を決候得共、奸臣逆賊と并へ屍をト、伊助始附属之者之内ニも存誤、追而伏見街道放発

巧之次第及承、此上は国内之実情申立、主家之為ニ

不興を牽謝候儀可出来、左すれハ国家之為ニ可有之候

妨之徒ニ加り候上は、此侭極刑ニ被行候とも素より覚臣共を及誅戮度、是生前之志願ニ候得共、一旦朝敵乱追討茂有之候ハ、御道案内致し、国体之忠臣ト合体奸可致歎訴ト決心致し、終ニ被召捕候儀□之、且長州御

(一三の2)

悟之儀、聊未練之心底無之由

二十四年我事終身途襟錮夢始安国家累々日多難進退報君砕胸肝

荒いそのわれつくたけつ乱る月の

ひとつになしてかへせ白浪

差上申候、以上、次第書取、松平大隅守より差出候間、写一冊為御心得次第書取、松平大隅守より差出候間、写一冊為御心得勤仕、珍重御儀奉存候、然は長州藩士村岡伊助申立候以剪紙啓上仕候、秋冷相成候処、各様弥御堅勝被成御

八月廿二日

松平肥後守様

松平伊豆守

松平越中守様

稲葉美濃守様

四 元治元子年八月廿二日三条河原於髙札□□ニ認め有(埤攤)

中川宮

先年幽閉被為居候処、一昨年薩長上京、攘夷之儀ニ付

御殿内ニ売婦ヲ呼入淫酒恣シ、上ハ奉蔑尊王、中ハ諸 却而奸賊会津之舌頭ニ被惑、忠臣を退侫人を引立、剰 被召出、其上帰俗之奉勅命、 御親征之先鉾可勤之処、

薩州

侯を惑し、下ハ万民を苦候逆罪、不容天地也、

昨年来奸賊中川宮・会津等心を合せ、正義を不義ニ落 薩長土之三藩と迄言触し、速ニ攘夷可有之思居候処、 **剰此度長藩屯所ニ相成候迚、恐多茂**

後醍醐天皇之御廟を放火する事、朝敵ニ不有而何者そ や、其外天龍・神刹等之家財を盗取屋敷へ持帰事、大

盗賊ニ不有や、

恐多茂京都守護職被 仰付

候迚、是を払ニ洛を焼捨候事、身之微力とは乍申、実 輦下を鎮静可致之処、 此度長藩僅千人不足之人数相登

井伊掃部頭

朝敵之罪不免者也、 ニ皇土之悪ム所也、

剩山崎

応神天皇御廟致放火事、

被遣、昨年来正義之士を悩し候事、其罪不遑枚挙、実 尽、万民撫父之逆罪可滅之処、 柄ニ候故、厚以 父掃部頭天誅絶家ニも可相成候所、 御憐愍被為立置候得は、天朝へ忠を 却而奸賊会津之先手ニ 於幕府は格別之家

ニ神人共ニ悪ム所也、

迄天誅遁れ来事、天幸之甚敷ト言つへし、雖然不宥之 可醜也、右之徒は実ニアメリカ江忠義之者ニ而、今日 尽忠報国之籏をなひかし、浪華迄漸々至候而已、 右之外一橋・越前・藤堂・桑名之徒ニ至迄、 長藩追討、 汚れ

子八月

日本義士

天下之勇士、大挙して不日に於三条河原可令梟首者也、

松平肥後守

此度英国より幕府へ差出候五箇条之写

幕府不征長哉、

何為不開兵庫港、

備横浜及神奈川地為英戦士屯場、

伝聞、幕府受攘英詔、 (東カ) 何以不攘夷、

幕府何建私議、 拒市人々貿易乎、

右之通御座候、 以上、

> 幸ひ腹もへりたれハ、支度かてらに容子を見んと路次 て開国・鎖国の議論あれは、もしやそれ等の会所にや、

してあり、そも看板かきの誤り钦、亦は此頃世上に於

より入て見まはせは、座敷いく間かありて客もまた多

し拭ひ打くつろき、婢を呼て酒飯を命し、隣座敷を窺 し、涼しけなる小座敷の明たるあれは、にちり込汗お

へは、年の路三十にたらす惣髪にして髷いと長く、襠

子九月

◇第七五号 子十月三日報告 [風説書]

(表紙)

子九月中

書

風

説

南部弥八郎

開席料理三者論 芸医儒 者者者

郊外に遊ひ、或る酒店の表札を見るに、開席料理と記 予此頃久しく他行せす、独り世上の騒擾をうれひ、鬱々 として楽します、殆と病を醸すにより、 一日独歩して

坊主あたまに紗の羽織、 はいはねて儒者と知られたり、亦一人は医者と覚しく とに袋をきせたる三尺許のなか刀、鉄扇斜に構えたる 髙袴に生平の羽おり同し紋付かたひらを着し、柄と鍔 根付時計を腰より取て屢時を

はかり見るは、病家の見舞怠らしと心懸るにやあらん、

悪ます、 は略していはす、さえつ押えつ杯の数重りて酔に乗し 今一人は酌人にて此あたりなる芸者と覚し、身形風俗 □鄭声の淫なる先哲の憎む所、後世恐るへし、僕敢て 嗚呼世の中は開けたる哉と懐中より出して両

なたそ御唄ひなはいな□唐音も三絃に合ふ哉○知りま 一はつミ、サア~ひけ~~○チ、チン~~、もしと

せん△ヲット不侫うとふへし、サア曳な○チャ~~チ

ヤン~~~~△とてもするなら開国しやれ、世界付合

洋家を主張し、舶来の薬にあらねハ能ありとせす、シ 足下元来漢科相伝三世家に在りなから、近頃妄りに西 内の人気を量るに、奸説紛々、将に開国に帰せんとす、 するがよい、コリャ⟨⌒◯▽、暫く絃を弾く事をや めて、僕か説を聞け足下の唄に閉国の意あり、方今字

邪法を取用ひ 彼西洋と唱ふるものは禽獣のことき醜夷にして、夫か ラク捨血の暴療を施し、 父母の貴体を傷て妙なりとす、

す近来は追々洋法流行し、奸民之を信用し、頭痛・肩 皇国人の病を治す、 是僕か容さる所なり、足下に限ら

> リエン大黄に勝れりとし、 癖・歯痛のことき蛭を用ひて手料に治し、下直のシャ 人参の為に首縊る者なく、

を遠しとせす、遠州灘を小便しなから越す、銃法日に 人世に乏しく、持参付の嫁を得る事難し、蒸気船千里 牛痘頻に行はれて疱瘡神産業を失ひ、ミッチャ面の婦

を貪り、水呑百姓賃徳するに至る、甚しきに至ては、 不毛の地をおこして茶・桑を植え、横浜へ廻して高金 一反の布より妻の下帯を残す、或は偏鄙山間の貧民、 新に開けて、反賊多く命を失ふ、筒袖を不断着として、

或は儒官書生中にも口には立派に鎖論をとなえ、内心 正義有志の僕か如きを却て侮り、狭隘頑固と誹る由 国内に充満し、攘夷の民情日を過て消散し、 赤心報国 神仏に願ふて必す鎖港なからん事をいのる。

斯る奸賊

開国を欲する者あり、 し連年の戦国に費弊し、人労れ幕府の力尽るに及て、 親する者、豈彼を恐怖するのミならんや、五洲を敵と 幕府の姦吏因循にして夷狄を和

府の権忽ちに奪はるへしと遠謀を以て拒絶すること能 列藩中彼と密に通し、彼か力をかりて兵を揚なは、幕 ŧ

本を糺せは夷人を出して金ひらきつて、京の親玉

おだてまはして、御為こかしの尊

王攘夷復古のと我

りがいやさに当座のかれの攘夷論、

等元来疲身代いとふ心なし、抑我 社稷はもとより六拾余州、仮令焦土と為りとても、 はす、奸吏か因循切歯にたへす、我徒の希望する所は、 我

皇国は 山 そんな事はわちき共も知ており升よ、此事は小石川の サッキから聞て居升よ、攘夷の鎖港のとふるめかしい、 さ、ばからしい、マアひとつおあがんなはいよ、なに す一命を捨て醜夷と血戦し、掃攘して以て年来の素願 て騒動を起し、今となっては家中の内われ、 隠居さんに山か有て言出したのか事の起り、尻かわれ もしく、なんてあり升、 人にあらす禽獣に等し〇跣にてあらひもし先生さん~~ を果し、身を殺して国に報すへき也、 んは群雄割拠の変を生せん、吾いやしくも傍観にたえ るなく神武英敏独立の国なり、奸吏因循して攘夷せす がはつれて熱くなり、むせうに騒ひて今てはあのざ 天孫統を継て数千年ニおよひ、 目に角を立て額に筋を出して 此志のなき者は 外夷の侮り受 又長印も

ζ,

替り、世界も次第に聞けて来て夷狄も昔のいてきてな 咄を致しませふ、昔はむかし今はいま、人も替り世も

唐もむかしの唐ならす、日本もむかしの日本と違

ふ、ハイわたいは無学てありますか、ちつとだまつて わたいか言事を御聞なはいよ、遠ひ唐の事よりも近ひ して人を惑はす事なかれ○もし先生さんは学者てあら 押借強談武士の習ひ、汝無学文盲の賤妓猥りに舌を動 大周旋し、其言の聞れさる故、過激の余りの暴行にて 晨する、甚害あり、 田江引込水の奸計、よいうは汁を周防~~も長門くつゝ かす、ばれて朝敵□ヱ、だまれ、婦の長舌なる妃雞 抑水・長の二藩に於て国家の為に

夷の論をなさるなら、先第一に六十余州の人気をは ひ、 と大凡見積り、筋道の立派に立た御論なら、 とも誉ませふ、御先まつくら向ふ見す、因循家のそし から運輸弁利の善悪まて、爰はかふして彼所はさら 神風沙汰は子供すら百も承知の世の中なれは、 器械を見積り、兵食足るや否を考え、諸国海岸備 イヨ先生

向

御耳か痛ひか知ら

Ą の御恥辱は之に過たる事あらし、何もあらふとお前さ る時は、世界へ信義を御失ひ遊ハすと申もの、日本国 等は内輪の事にして、一旦条約済したを今更破約とす 公義江敵対ふ御大名は潰して仕舞ふかあたりまへ、是 もいはゝいえ、六十余州の御政事を三百年来遊はして、 身上すり切、費弊たおれの其時に西の方から山師か出 この港・爰の浦と固め騒きに日をくらし、むだ骨折て おいゝなはるは三紘チ、チン~~チャンそりや聞えませ にいぢめられて御苦労成さるを余所目に、 ん方も三百年来の御恩を受た徳川様か、水・長や浪人 わたいでさへも思ひます、因循とも姑息とも人は何と は、権現様から御相伝の天下を大事に遊はすゆえと、 おまはん方のおだてにのらす、無謀の攘夷をなさらぬ て、ぬれ手て粟のつかミ取、そこてどつこい公義ても 伝兵衛さん、御詞無理とは思はねと、そも亜米利 攘夷

> 穴ひらけぬ人は、日本にまた沢山あるなるへし、 弁へたるは扨々感心、またしても世間のせまいけつの 広く渡るゆえ、腹も大きく心もひらけ、信義のすちも に外邪の事をいはん、さすが婦人も江戸ッ子て世間を 毒して悪奸の症を顕す、主治内を整るを先とし、 術なく、奸邪裡に入て頻に私激を起す、水・長既に発 忠義か有から、何かなんても御恩のある徳川様江身を 置に随てゆく所迄往て見て、時節を待て兎も角も忠義 更変替なりませふか、毒を喰ハ、皿迄も、公義の御所 の威をかり暴勝米を以て奸邪を速に下し、内整て而後 の形勢を愚老が診察する所、外邪さかんにして追ふに △如何様婦へか言所は、幕府の為の清涼剤、 打込、忠義を御尽しなさるのが先今日の早学問、マア の仕様はいくらも有升、悪く致すと先生方に見当違の 加のはしめより、末のすえ迄云かはし、チャンもし今 <─野暮はやめにして、わつさり一盃お上んなはいよ 一体世上

海せは、日本を小也とせん、亦世界を遊歴せは世界も登東山而小魯登大山而小天下不侫蒸艦に乗て外国に航

ても、夫てこわかるものてもなし、一度条約破るゝ時

なひか、おまはんかたか一命を捨て夷人にかゝつたと

は、為になる御客の様に細ふく長く来るならは、あす

ζ 赤玉で白を預り黒ふする青い顔し黄の守との域 苦労 紀伊 おり にかまの由ニ而、 井伊きミだ会津もなしに飛ていで美濃程しらぬ恥を大 名城ののどに紀州の穴をあけ内はこてつく外はとてつ をせしと、足 はねくらをもとむ、隣座敷の長議論におもはすも長居 イヤモ先生、ペケ~~、時に日は西山にかたむき、 0 紀州和歌山城に新規馬出し出来之由ニて、

東都の城西陰弁慶堀の傍にすミて迷惑なから清貧を 因循堂主人、破行灯のもとに書す、

を早めて帰る所は、横港ノ通語、不可用事ヲ称シテペケト云フ 薩摩丈夫 会津金物 名古屋味噌 諸国名産見立 天晴

ベツタリ

松代あんぺら 津文字布 小倉帯地 昔は丈夫なれ共、今はよはし 本夷国より来る故、胡乱に思はる 手薄にして見場よし、冬は不用 存之外手強し

男には不似合なり 暑気故一夜の内に腐敗る

長州縮

桑名時雨蛤

さつま上布にすれ合ては破れそふな

仙台平

土佐武士 肥後象眼

物実高にて小さくなる「ホーノマ、

目高し

加賀落雁

かた田の方江落る

存外風味よし、併少々花美臭し此度初て御酒の御肴ニ相成候処 名はかりにて一向うまミなし

万人に替りて命捨る身は長州ものゝ外はあるまい

大とするに足らす、人生僅五十歳迚もするなら大な事

しやれサ□レムがタら嗚呼女子と小人とは養ひかたし△

鳥

垣

大垣枝柿

越前雲丹

409

太平には賞美すれ共、今は風味なし

三度目の十八日で長亡ひ

○巷謳変体

毛利な事すりゃ長門はもたぬ、萩よどふて命は、ノフ

千代さん、死ぬ事は在所~~、

長藩村岡伊助申立候趣

長州之事情申立候儀は、臣下之身ニ取難忍候得共、始(四の1)

終奸臣之邪計ニ依り異心無之主家父子大逆之罪名を蒙 り、殊に元就以来連綿之家系断絶ニ可至儀を悲歎憂苦

家之為愁訴致度由ニ而落涙いたし申聞候条々左之通

之余り、一分之節義を捨、国内之実情を具ニ申顕、主

益田右衛門介始奸臣共は、表に正義を飾攘夷を主張い

たし、主家父子を誠忠正義と称し愚弄いたし、政権を

司り、粗暴之臣浮浪之徒を懐け攘夷家と唱、国家を憂 建言致し候者は俗説因循家ととなへ、忠直之臣を冤罪

に当、又は暴威を以言語をふさき、我意を恣にいたし、

に於ては彼等の侫弁に被欺、深き趣意は存申間敷よし、

去亥八月以来此度の事件共皆々奸臣共所為にて、父子

益田右衛門介

奸臣之内巨魁

周布政之助事 宍戸九郎兵衛

孝

助

政事方

永

奈良崎

弥

八

峰 蔵 太

村 九 記 郎

中

髙

直

小 五 郎

桂

長門守付出頭

右衛門介雷同

森

登

玉

司 信 濃

今度之謀主

福

原

越

後

動之節、防州山口国主父子之屋形ニ而備前右衛門介と

間致し、或は奇兵隊を以通路を絶切、去八月

京師変

称村左門 佐久間作兵衛事 日下茂助

太田市之丞

姦臣新法を妨らるを厭ひ、長州元祖より之国典・書籍

を去々戌年悉焼捨候由、

ニ凡二百人計シ引連罷在候由、付覘をおそれ、予防として重立候奸臣、平常途中一人付覘をおそれ、予防として重立候奸臣、平常途中一人三千人計奇兵隊と唱屯集為致、実は忠直之者奸徒を可一先達而以来浮浪之徒を招、攘夷之魁可為致趣を以、凡

中之内より為致暗殺候様ニ及承候由、一奸臣共奇兵隊を以忠直之士を殺害いたし、御使をも隊

たし、吉川監物へ志を通し候儀を、奸臣は侫弁を以難備前は先年来度々及忠諫、国家之頽廃匡教を専務ニい父村岡伊右衛門、其余譜代恩顧之士之内凡三百人計、父村岡伊右衛門・椋梨藤太・中川卯右衛門・右ニ同志伊助長州社稷之臣は一老宍戸備前、次ニ山口弥一兵衛・小長州社稷之臣は一老宍戸備前、次ニ山口弥一兵衛・小

大銃を携備前之屋敷江押寄、暴発之形勢を示し、其後子を説付、備前忠諫を言消、密々奇兵隊を指揮いたし、及論議、遂ニ右衛門介ニ被言伏、備前退出後奸徒忽父

に忠諫塞候由、

立、即面に限る限所をに高くので集員をとてきまたを ない。が高くのでは、があるでは、がられるでは、

辱候儀を悔悟之体ニ相見候場合ニ至、昵近之奸臣他事諫争候内、稍微心いたし候廉も有之、奸邪之徒不義に立、却而亡家名家断絶之禍を招候儀顕然之次第申述及

隊ヲ以伊助を残害可致手立有之由、詰合同志之者密々ニ託し伊助を遠け候付、不得止事引退候節、疾ニ奇兵

蟄居致し候内、(京師ニ而乱行之罪名ヲ以追討之諸家申聞候付、致徴行萩江罷帰候処、続て閉門之沙汰有之、

411

被向哉之噂ニ付、国主父子出陣之設有之由及承候より、

助始萩在藩忠志之者一同、萩城下明倫館と唱候学校江前文藤太・卯右衛門・伊右衛門一室之内ニ致痛心、伊

止、討手之惣督に就て国主父子異心無之儀申披、同志共を討取、若大膳大夫出張いたし候ハゝ、輿に縋り引

集会為致、国之危急を救候儀を及談判候上、速ニ奸臣

残り、伊助始凡三百人山口へ至候処、奸徒疾に相察し、可致歎願と盟約之上、藤太・卯右衛門・伊右衛門は居一統其場ニ致切腹、死を以大膳大夫家系断絶不致儀を1 請言言を整督にあて自己の言言を無力

付、及発候而は(以下、脱字・脱文ァリ、ママ)

国主居邸四方に奇兵隊を以陣列を立防禦之備有之候ニ

屡主家父子を諫候由、一吉川監物は、其道を弁え国事を憂ひ、将長之識量有之、

随従いたし居候体ニ候得共、凡傭之人ニ付差而邪正剛毛利淡路守・左京亮は、右衛門介始奸徒之権勢に恐れ、

亦是非之風説無之由、

清末は吉川監物ニ依頼之体ニ候得共、何分小藩之儀是

弱之評論無之由

去八月十八日後、主家父子江讃岐守ヲ以て御糺問被仰

不致候由、

出候御書付類は、

不残奸臣共手元ニ埋、

不到何由

脱走七卿、同月以来防州三田尻ニ寄居、元沢主水正、

同十月中野銀山ニ而乱妨、三田尻江忍帰り、当時ニー

同も致潜居居候由

|居邸江寓居、其後長坊徴行所々江転居致し、近頃は長(b)| 元中山侍従、同十月頃船路三田尻江落来、一旦七卿之

府ニ罷在候由、尤七卿侍従共此度之一挙ニ登京之否は

不及承候由、

槇和泉は先年より度々長州江立入、奸徒に交を結ひ、当時新城筆造中ニ候得共、未成功ニ不相成候由、山口新郭無之、去々戌年以来長州父子屋敷を構罷在、山口新郭無之、去々戌年以来長州父子屋敷を構罷在、

并平野二郎両凶賊発言頭之由、今般京地乱妨之節、和去八月国主出陣上京をも勧め、独立攘夷之議論も和泉

泉山崎天王山ニ立寄候趣、後ニ及承、其後成行不相弁

候由、

州藩木島又兵衛事、変名木島鬼十郎之由、浮浪人并脱藩人を重立致指揮候は、三田尻ニ罷在候長

大膳大夫披見

候由

大膳大夫は暗直、長門守ハ粗暴にて、臣民帰向不致趣

之風評及承候儀も有之由

| 奇兵隊を組候後は、忠臣始下賤之者をも恋に暗殺いた

散致し、追討を望※候程之事ニ相成候由、し、暴行甚敷候ニ付、邦内一円国主をうらミ、人心離

其余増隊・角力隊抔之新兵組立候得共、万一之節ハ瓦一長州藩戦士凡四五万も可有之、全は精兵一万とは不満、

岩国藩士は大半武術ニ達、精兵一万可有之、一体長州

解いたし、不用立儀顕然之事と被存候由

藩より勇武遙に勝れ候由

侭ニ而、伊助始其余幽閉之者共は追々赦免有之、併主去八月罪を請候萩在藩前文与一兵衛外重立候四人は其

敵乱妨之徒ニ加ハり候上は、此侭極刑に被行候とも素

体奸臣共を及誅戮度、是生前之志願に候得共、

一旦朝

より覚悟之儀、聊未練之心底無之由

家目通りは不為致候由、

重臣及暴発乱妨候上は御追討は難免儀ニ可有之、仮令今般之一挙、大膳大夫に於ては不弁候儀ニは候得共、

一郡半地にても降し賜り、家系之不滅儀を只管奉歎願

一福原越後儀致出府候ニ付、差添可罷登旨、伊助并同志

白浪

御追討も有之候ハ、御道案内いたし、国許之忠臣と合致歎訴と決心いたし、終に被召捕候儀ニ有之、且長州を奉謝候儀可出来、さすれハ国家之為ニ可有之と伊助は無念之儀と存し、直に山崎にいたり、越後に謁し巧歎いたし自殺を決し候得共、奸臣逆賊と并ひ屍を肆候始付属之者之内ニも存誤、追而伏見街道放発之節、驚飲いたし自殺を決し候得共、奸臣逆賊と并ひ屍を肆候始付属之者之内ニも存誤、追而伏見街道放発之節、驚敗いたし自殺を決し候得共、先年之御不興臣共江主命有之、極意柄は不弁候得共、先年之御不興臣共江主命有之候ハ、御道案内いたし、国許之忠臣と合致歎訴と決心いたし、国許之忠臣と合致歎訴と決心いたし、国許之忠臣と合致歎訴と決心いたし、国許之忠臣と合致歎訴と決心いたし、国許之忠臣と合致歎訴とが明えば、

伊助牢内にて自作之詩歌(四の2)

二十四年我事終身途禁錮夢始安国家累々日多難進退報君砕胸肝

荒磯のわれつくたけつ乱る月のひとつになしてかえせ

413

五

両国小景

想看天漢神仙会、 長水茫々両国流、

無数白鷗浮浪遊、 橋高掛筑波抽、

一以剪紙啓上仕候、(四の3) 勤仕、 得差上申候、以上、 候次第書取、 稲葉美濃守様 松平越中守様 松平肥後守様 八月廿二日 珍重之御儀奉存候、 松平大隅守より差出候間、写一冊為御心 秋候相成候処、各様弥御堅勝被成御 然は長州藩士村岡伊助申立 松平伊豆守

萩の湯て皆御府内の垢か落 長州之家作を府下の風呂屋に与へしに付て

長州侯父子先達而官位被召放、 江戸屋敷取揚相成候処、

九月廿二日、長府・徳山・清末之三家も同様被仰出.

九月廿九日、外国奉行手付通詞立石得十郎江途中にて 且亦吉川監物屋敷をも取上相成候、

行逢候処、外夷と長州之事件、償金等は惣而幕府之引

有之、不日征伐ニ相成候旨達しに相成候、 請ニ相成骨数磷と不存候得共、凡二、 且長州は種 且亦浪華港 々罪状も

江異舶相越候儀も、幕府より右等之廉を以差止ニ相成

加ハり候風聞有之候得共、此儀は虚実相分り不申候由ニ御座候処、異人も今更愛憐之情ニ而いまた決し兼候、其内ニ毛利出雲、 候間、 神奈川江相越候之由申聞候付、引渡し方之談判有之候神奈川江相越候之由申聞候長藩七人異船中ニ乗組居候 多分差越申間敷被考、已に今日も彼是之応接有

此度列侯関東参暇本之通、 仰出候処、右は全く水野泉州之取計ニ而、二三之 家族も元之通江戸居住候様

幕吏も同意之者有之哉ニ相聞得、

既ニ令発之前閣老諏

それにへをたる鷹司殿

握たる金のこふしも破裂玉

筑波山水気のこもる村雲は

ふらふ浮浪徒簑用意して

訪因州江水野より咄有之、末席之事ニ而議論ニ不及、 如何相考候哉と御尋に付、 大樹公御前江罷出候処、泉州より斯々の書付差上候 因州御答被申候は、余り事

急ニ而諸侯其他之気請ニ拘り可申欤と被申上候得は、

大樹公ニも左様ニ思召候間、

右之趣泉州江篤と相談候

迚、 吏之内ニも其時之不可なるを議し候者不少由ニ御座 当時之好機会を失ひいづれの時ニ復古之策被行可申 様と之御沙汰ニ而相下り、 更に取敢不被申、 直に御達し相成候由相聞得、 其由細々泉州江談し候処、 哉

候、

両三日以前ニも候哉、松前志摩侯より細川侯江末家之

別之訳柄も有之、 直ニ御守り、早々御家族方を江戸江御戻し被成度被存 細川を以て内々被通候は、 御并家之例ニかゝハらす此度之令条 其御家之儀は幕府に対し格

にて、 以而之外之事ニ候旨、内々議論有之候由ニ御座 候旨被相誘候得共、

肥後重役はしめ藩中一般に不承知

長岡良之助殿上京之儀、 候 只管御断之処、 尚亦頻ニ催促

> 有之、 若哉会津之養子ニ被仰出候ニ而は無之欤之趣承

申候、

一七 子八月廿二日三条河原高札場江捨札之趣

中 川 宮

先年幽閉被為居候処、

一昨年薩長上京攘夷之儀ニ付被

召出、 御親征之先鉾可勤之処、 其上帰俗之奉 勅命 却而奸賊会津之舌頭ニ被惑、

苦め候逆罪不容天地也、 Ļ 忠臣を退侫人を引立、剰御殿内江売婦を呼入淫酒を恣 上は 君主を奉蔑、 中は諸侯を惑し、下は万民を

薩

州

薩長土之三藩と迄言触し、速ニ攘夷可有之思居候処、

落し入、剰此度長藩屯所に相成候迚、恐多も 昨年来奸賊中川宮・会津等と心を合せ、 正義を不義に

賊ニ不有也、 其外天龍神刹等之家財を盗取屋敷江持帰事、 後醍醐天皇之御廟を放火する事、朝敵ニ不有而何者そ

大盗

松平肥後守

恐多も 京都守護職被 仰付、

候迚、之を払に洛を焼捨候事、身の微力とは乍申、実 輦下を鎮静可致之処、此度長藩僅千人不足之人数相登

K

皇土之悪ム所也、 剰山崎

応神天皇御廟致放火事、朝敵之罪不免者也

井伊掃部頭

厚以 御憐愍被為立置候得は 父掃部頭天誅、絶家ニも可相成候所、於幕府は格別之

天朝江忠を尽し万民を撫、父之逆罪可滅処、却而奸賊

家柄故、

会津之先手ニ被遣、昨年来正義之士を悩し候事、其罪

不遑枚挙、実ニ神人共ニ悪む所也

右之外一橋・越前・藤堂・桑名之徒ニ至迄、長藩追討

尽忠報国之籏をなひかし浪華迄漸々至而已、 右之徒は実にアメリカ江忠義之ものニ而、今日迄 汚れ可醜

下之勇士大挙して、不日に於三条河原可令梟首者也、 天誅遁れ来る事天幸之甚敷と言つへし、雖然不宥之天

一八

此度英国より幕府江差出候五箇条之写

幕府不征長戏之、

何為不開兵庫港、

備横浜及神奈川地為英戦士屯場、

伝聞、幕府受攘夷詔、何以不攘夷、

幕府何建私議、拒市人之貿易乎、

右は九月十九日帰府之後見聞仕申候間、此段申上候、

以上、

子 十月三日

南部弥八郎

◇第七六号

子十月三日報告 〔維新前後諸書付20〕

(付箋) 「第三百十八号」

此度列侯関東参暇、本之通家族も江戸居住候様被仰出

哉と御尋ニ付、因州御答被申候は、余り事急ニ而諸侯 前江罷出候処、 意之者有之哉ニ相聞得、既ニ令発之前閣老諏訪因州江 候処、右は全く水野泉州之取計ニ而、二三之幕吏も同 水野より咄有之、末席之事ニ而議論ニ不及、 泉州より斯々之書付差上候、 大樹公御 如何考候

汰にて相下り、 左様ニ思召候間、 其他之気請ニ拘り可申欤と被申上候得は、大樹公ニも 細々申談候処、 右之趣泉州江篤と相談候様と之御沙 当時之好機会を失ひ何

御達し相成候由、幕吏之内ニも其時之不可なるを議し れ之時復古之策被行可申哉迚、更に取敢不被申、直ニ

候者不少由に御座候

細川を以て内々被通候は、其家之儀は幕府ニ対し格別 両三日以前にも候哉、 松前志摩侯より細川侯江末家之

之訳柄ニも有之、御并家之例ニかゝはらす此度之令条

旨被相誘候へ共、肥後重役初藩中一般ニ不承知ニ而 直ニ御守り、早々御家族を江戸江御戻し被成度被存候

長岡良之助殿上京只管御断之処、 尚亦頻ニ催促有之、

以之外之事ニ候旨内々議論有之候由ニ御座候

若哉会津之養子ニ被仰出候には無之欤と之趣承申候、

右之通承申候間、 此段申上候、

子十月三日

以上、 南部弥八郎

◇第七七号 子十月報告 [維新前後諸書付21]

(付箋) 「第三百二十七号」

甲子九月六日閣老牧野侯江英仏亜蘭之ミニスト 始都合十人罷出応接之大意〇異人

ル

○長州より償金可差出旨申聞候、右金子は長州より可受

取哉、政府より御差出可相成哉

△兼而噂いたし置候通、長防征伐可致候ニ付、金子は政

府より可相渡候

○下の関開港ニ可相成哉!

△いつれ征伐之上は開港可致候

○弥ニ候哉、

△弥之儀は 京都江 奏聞之上ならては弥とは難申候、

○元来各国と条約為取替、委細之儀是迄 奏問無之儀と奉存候付、人心不折合と存候間、(ママ)

之関開港之儀も尤御治定ニ可相成と存候! 此後委細奏聞相成候欤、弥開国ニ治定可致、左候は下

△右之趣此節豊後守上京ニ而委細 同人帰府之上ならては決答難相成候、長州海軍艦は早々 奏問いたし候ニ付、

○償金政府より御渡ニ相成候段慥ニ書翰申請度、尤明日 引払相成度候

統罷出可申候間、其節右書翰受取可申候

不申由、 罷出、前条之書翰御渡相成候、尤員数はいまた取極 候得共、矢張四ヶ国一同ニ相成、夷人都合三拾二人 右相済退座ニ而、一昨七日二ヶ国ツ、刻限違ニ罷出 其節彼申候は、弥下の関開港ニ相成候ハ、、

償金受取不申候而も宜敷旨申出候、右相済、夷人一 と先横港江引取、尤長州海之軍船も早々引払可申積

被仰付、今朝亜国汽船江便船ニ而上京有之、阿部豊

ニ候由、右等之御用ニも可有之哉、塚原但馬守上京

後侯ニも廿日頃ニは御帰りに可相成模様之由云々、

右或藩人九月九日聞込之趣ニ御座候

横浜在留士官并商人共之内議論之趣は、長州にて暴発 て、各国政府江告訴いたし遣し候徒数多有之由ニ御座 無之、右は最初仏之ミニストル存付相談有之、他之ミ 之節、応接之上事済ニ相成候得は、其償を可取は勿論 ニストル同意せしめ、畢竟利を貪り候不吟味ニ候由に ニ候得共、既ニ其報を為し候上は、償金を可取筋柄に

候

右之通承申候間、

此段申上候、以上、

南部弥八郎

◇第七八号 子十月廿九日報告 〔維新前後諸書付22〕

(付箋) 「第三百十九号」 仰付候得共、十人に九人迄は畏縮いたし、人数而已数

格、武芸ニ達し候人ニ而実家は会藩也と云、夫江差越候書状之趣左ニ記ス、只三郎は当時御番(京都見廻役組頭佐々木只三郎より養父佐々木矢太)

(1の1) (100

天朝江奉迫、兵威を以《京師を畏縮せしめ、大逆を企、

械夫ニ准し候、頻ニ

恐多くも

甲を冠り鎗を提往来いたし候付、近国之諸侯江御固被伏見ニは福原越後、八幡山崎ニは牧和泉等ニ而、日夜に累卵の如く、彼か先陣は益田右衛門介・国司信濃、し候、京・大坂之商民悉く長賊を慕ひ、天下之危事実主上を奪ひ奉るへき勢にて、諸侯大方長州江同意いた

御所江攻寄、一手は新在家御固藤堂和泉守を攻破り、も論候得共、愈以逆意を振ひ候付、百方江御手を被尽候而も更ニ其詮無之ニ付、無拠十九日早天より御征伐候而も更ニ其詮無之ニ付、無拠十九日早天より御征伐候加、夜七半時頃より頻に発砲声、何方欤不分明ニ仕候処、夜七半時頃より頻に発砲声、何方欤不分明ニ付、持場江押寄候処、其砲声は恐多も長賊大勢

日野家江潜ミ、内外より数多之大小砲雨霰と打掛候得

一手は勧修寺宮を押破り、三方より鷹司家・有栖川家

共、

懸四方より打候、大小砲実ニ百千之雷一時ニ落懸る形有功・越前同断・郡山大腰抜等散々敗軍し、悉会津を目殿下江懸り、殊之外賊勢盛にして、藤堂殿ず・井伊殿下江懸り、殊之外賊勢盛にして、藤堂殿ず・井伊味方・敵之死人如山、 御所内は逆賊共中川宮・関白御所之外ニは島津勢殊ニ苦戦し、中立売・下立売辺は

素肌ニ而股立之間も無之、頻りに防戦し、明六時より勢、彼は具足相整、器械も十分、会津は不意をうたれ

其勢六七十人 守并高久・速水・坂本・私主従九人ニ而頭之備之先ニ 党不全忽及敗軍、 戦し、遂ニ福原越後を鉄砲ニ而打候由、大将被討、 計・雑兵弐百人計ニ而大敵を引受、少も不驚勢猛ニ防 固 恐多くも何共可申様無之、会津一手ニ而 大半は。夫ニ而自害いたし、或は遂電、夕七時頃漸砲(藁注「殿字」) 時ニ賊徒大敗と相成、 昼四時頃ニ至る迄砲戦、夫より短兵と相成候得は、 同大音に長賊打取れと呼はり、 立、五条通江参候処、 田采女正之手ニ勝ほこり打掛り候処、 声も不聞相成候得共、洛中洛外一時ニ火勢盛にして、 処打破り不苦旨 打懸候付、 たる賊福原越後、七百計之勢ニ而彦根を打破り、 外は薩州一手ニ而防之、且亦其同晩伏見街道江進 御伺相成候処、何方ニ而も不相構賊之籠候 御所江向急ける所江行逢、同役高久一 御沙汰ニ付、 此朝六時頃竹田街道を引揚、 金剛隊と相書付長賊之旗相見 鷹司家江一同籠り、 私・髙久第一ニ鎗を入、 鷹司家焼打ニ相成、 戸田勢戦士百人 御所内は相 尚鉄炮厳敷 頭相模 残 戸 賊 暫

大に進氵候処、長賊不意を討たれ忽左右江敗走、

纏・

州室津迄参候処、

大敗を聞及ひ引返し候趣ニ御座候、

壊ニ相成申候、廿日ニは長門守一万人計を引率し、播

是も程なく打破り、いたし、不残打取、

夫より伏見・大坂賊之屋敷悉く御其日嵯峨天龍寺江は薩州打向ひ、

焼払山崎江打懸候処、会津之手四五十人ニ而大物見と払暁タ 奪ひ、直ニ彼方を打、難なく昼四時迄ニ山崎を悉火攻 唱諸手を越二人三人位ツ、四方より攻上り、彼か砲を 御固相勤、 御城江入、兵粮を用ひ、 引戻し列を直し又進:候処、是は外之手と相見、大砲 味方欤、此方を見懸頻ニ大砲打懸進※兼候ニ付、 共、頻に走候付、又々列を直し より鎗を入候処、是亦直ニ敗走し候付、余程追伐候得 度は頭之足軽を指揮し、 二挺先ニ立、小砲を組合、 ニ走り候付、此時高久敵数多斬る、高久・私左右ニ分 馬印・旗・大砲・小砲・長柄等道も塞る計打捨、 れ、従者三人と弐丁計追候得共、味方之勢不続候間 廿日は山崎為征伐進発、伏見ニ而夜を明し、 蛤御門より 一同ニ鉄砲を為打、其煙の下 此方之勢を目懸居候付、 御所江参候処、 御所江入、終夜 敵欤 散々

一天龍寺尭戈後、天浪五百石星簅州ニ而収、直ニ先は一時ニ御勝利と相成、天下恐悦至極奉存候

原江施ス、一天龍寺焼伐後、兵粮五百石程薩州ニ而取、直ニ京師焼

ス、一山崎落去後、兵粮弐千石余会津ニ而取、山崎近郷江施

江被下之、一大坂麦賊之屋敷より兵粮六万俵御取上相成、洛中洛外

六十挺、小砲三四百挺彈薬准之、一大凡賊之器械打捨走候付、御取揚ニ相成候品、大砲五

候趣申来、難有奉存候、

ニも奉存候、
意之者余程討死手負御座候、戦場之習とは乍申気之毒
討取、官軍之討死手負も沢山ニ御座候、会津抔ニ而懇
人余、国司信濃戸田之手ニ而討取、牧和泉会津手ニ而 の本/マ、

同役之中ニ而は先私之道具一番出候様ニ奉存候、先ニへ様も無御座候、出陣跡も大火故、品物過半焼候得共、御所内土塀丸跡蛤御門(紫山此よりも甚敷、物ニたと)

少しは用ニも可相成品も御座候間、仕合之方ニ御座候、

願候、合戦後、江戸より私共一統江御役料二百俵被下願候、合戦後、江戸より私共一統江御役料二百俵被下壁動之節は一歩も人ニ後れ候事無御座候間、此段御喜い被下度奉存候、兄両人源四郎何れも無異ニ御座候間、此段御喜中候、七日之間甲冑御免にて、今以疲労仕居候得共、験候、七日之間甲冑御免にて、今以疲労仕居候得共、跡之始末は一統之事ニ御座候間、何と欤御案事被下間

今迄は何も不自由無御座候、此度之大変ニ付而は又々帖弐百文、乍併難有事は一昨日迄兵粮上下分被下候間、ニ御座候、諸品准之、手拭弐百五六十文位、はな紙一大乱後、方々よりは御教米被下、米価一升弐百五拾文

御上洛可有御座候哉と、

頻ニ評判仕候、

如何御座候哉、

ニ私着用を始侍三人分相求、代金四人前ニ而八十三両、座候ニ付、上より拝借九拾両余相願、合戦之二日前迄大変以前、谷のは不参、侍のは一ツも無之、甲冑無御

総而御案思被下間敷奉存

且又侍之鑓抔迄悉全備仕候、

候、余は後便追々可申上候云々、

八月十日

只三郎

御父上様

御母上様

より人数差出、或は幕府よりも歩兵其外差出、是迄漸々常州屯集之逆徒為追討参政田沼侯被差越、近隣之諸家一の2)

て方致、こし、大小駁流し目だニウ号、友寸其也乞食に生捕討取も有之、当時は二千内外之人数要地ニ拠り

こうにいい、大小礟銃も相応ニ貯居、夜討其他之策

之体見請候而も傍看いたし居候故欤と申風聞も有之、ニは候得共、銘々の戦を為し、号令不被行、味方苦戦略ニ而寄手敗北も不少、元来小諸侯ニ而一手纔之人数

兎角賊は歩兵隊江は取懸り不申諸家之手江向ひ候由、近頃寄手惣敗軍ニ及候も、右之訳柄之様ニ相聞得申候、

亦々長州江参候哉と相尋候処、彼答候は、償金を政府英国之ミニストル館之通弁官シーボルト江出会之席、

より差出候積ニつき、最早長州江は相越不申段承申候、

右は全く鉄砲之多少ニ寄難易御座候由相聞得申候、

ニ候旨、同人申聞候、

四五人ニ候、其余之死傷は台場江攻上り陸地接戦之事軍船拾八艘之内台場とせり合之間ニ、船中之死傷僅に

之地を亜人に与へ、下関ニ而貿易之積慥ニ取極候由、亜人ウェンリート申候ニは、長州と条約を結ひ一千坪

且亦長州一件之償金三百万ドルラル、英仏亜蘭江相渡

候儀と、条約書江

条共不相成之旨

日本皇帝之奥印相願候事と大君より伺ニ相成候処、

両

夫ニ就而之儀と被察、条約各国と相談之上、只今より容易ニ治り申間敷、英ミニストル近々帰国之事も専ら朝廷より御達之由、此節政府より申聞候間、必此一件

凡一ヶ年中ニは各国之船艦浪華江入津、

皇帝江右之条々申立候手続ニ可相成と、内々物語候由

承申候、

殺、相手は行衛相知不申候、右ニ付分而外国人一同混十月廿二日、鎌倉八幡辺ニ而英国陸隊之士官二人被切

422

長州は貴国に比すれは甚た軍は下手ニ候、其証は此度

雑之様子ニ相見え申候'

右之通見聞仕申候間、

子十月廿九日 此段申上候、 以上、

南部弥八郎

◇第七九号 子十月廿九日報告 [風説書]

風 説 「(付箋)「第三百二十号」(表紙)

書

子十月中

引払相成度候

南部弥八郎

甲子九月六日閣老牧野侯江英仏亜蘭之ミニストル

始都合十人罷出応接之大意○夷人

○長州より償金可差出旨申聞侯、右金子は長州より可受 取哉、 政府より御差出可相成哉

△兼而噂いたし置候通、長防征伐可致候ニ付、金子は政

府より可相渡候、

○下之関開港ニ可相成哉′

△いつれ征伐之上は開港可致候、

○弥ニ候哉、

△弥之儀は

京都江

奏聞之上ならては難申候、

○元来各国と条約為取替委細之儀、 是迄

京師江 奏聞無之儀と奉存候付、人心不折合と存候間、

此後委細 奏聞相成候钦、弥開国ニ治定可致、左候は

△右之趣此節豊後守上京ニ而委細 同人帰府の上ならては決答難相成候、長州海軍艦は早々 下之関開港之儀も尤御治定可相成と存候、 奏問いたし候ニ付、

○償金政府より御渡ニ相成候段、慥ニ書翰申請度、 日一統罷出可申候間、其節右書翰受取可申候、 尤明

右相済退座ニ而、一昨七日二ヶ国ツ、刻限違ニ罷

罷出、前条之書翰御渡相成、尤員数はいまた取極不 候へ共、矢張四ヶ国一同ニ相成、夷人都合三拾弐人

申候由、其節彼申候は、

弥下ノ関開港ニ相成候ハ、

侯ニも廿日頃ニは御帰り可相成模様之由 仰付、今朝亜国汽船江便船ニ而上京有之、 右等之御用ニも可有之哉、御目付塚原但馬守上京被 江引取、尤長州海之軍艦も早々引払可申積ニ候由! 償金受取不申候而も宜旨申出候、右相済一ト先横浜 阿部豊後

右或藩人九月九日聞込之趣ニ御座候!

横浜在留士官并商人共之内にて議論之趣は、長州ニて 座候 にて、各国政府江告訴いたし遣し候徒数多有之由ニ御 ミニストル同意せしめ畢竟利を貪り候不吟味ニ候よし 勿論ニ候得共、既に其報を為し候上は償金を可取筋柄 暴発之節応接之上事済ニ相成候得は、其償を可受取は ニ無之、右は最初仏之ミニストル存付相談有之、他之

不申、彼か為に生捕せられ候哉之説相聞得候旨、十月 水藩浮浪之勢追々衰微之趣、近頃風聞御座候処、十月 其内幕府より差越候三番頭之内壱人其外、行衛相知れ 十日之戦争ニ討手之面々頗る敗軍ニおよひ死傷不少、

十九日陸軍所付之者より承申候

会津侯より子八月朔日家臣江申渡

去月十九日暁長州藩多人数(三の1) 御所辺江入込致暴発候ニ付、御家御人数・諸藩之人数

仲間并に支配江も可被申聞候事、 掃候儀共、 別紙之通 京都表より申来候、此旨得其意 営追討、尚亦御家御人数一手ニ而巣屈迄乗取不残致攘

ニ而速ニ闘戦、忽ち敗走鎮静、同廿一日天王山同家本

(I 0 2) 右ニ添別紙

付、即刻公用人手別いたし、関白様始一橋様迄相廻 心得候様、夜ニ入尹宮様より倉沢右兵衛を以被仰進候 方有栖川宮様激家之公卿等参 内いたし候由相聞候間

以手紙申達候、爰元形勢当十七日申遺候後、十八日夕

天子を要し奉移 引続長州家来川端亀之助と申者、松平肥後守 鳳輩陰謀罪状不容易儀ニ付加誅罰候

何れも直様御参

申候は、 由 書面所司代様江差出候ニ付、 山崎麦より最早踏出候半と申聞候間、 直ニ差戻候得は、 其御心 同 人

組隊ニ而警衛、 御人数配被仰付、 其余諸家之人数御門前江相固居候処 蛤御門江一瀬山内隊唐御門前二二番

得ニ而御警衛御座候様ニと急使を以被仰進候間、

急

堂上方

十九日暁七半時頃不意ニ蛤御門御警衛場江鉄砲打懸候 下立売御門辺より潜入候哉、 同所内公卿屋敷ニ罷在、

付、不取敢一瀬隊ニ而大小砲打懸、

直ニ中将様ニは御

差迫り、既ニ兵端を開き候由相聞、 天気御伺被成御守護被遊候処、 長州脱藩士等挙動頗る 速二総督以下在京

駕ニ而

御参

内

諸藩兵士等尽力征伐弥可輝

候得共退散不致、 朝権と之 勅命相下候処、蛤御門之合戦三時余も打合 賊徒中立売御門黒田家江取懸、 潜

江打懸候付、此方より厳敷打立候得共、玉薬打尽候ニ 真しくらに鑓を入五六人打斃申候ニ付、 賊徒敗走

唐御門前日野殿屋敷内より門を開、

不意二三番組固場

候しほに一ト先引揚、二ノ見

薩州ニ而打すくめ候処'

御所内ニ茂頻ニ炮声轟き飛玉も参り候付、

混雑難申計、

主上 御立退と触廻り、 万一御動揺被遊候而

ばー 大事

成儀に付、 御側廻り之者堂上方引留

主上 御座所案内為致御次之間迄御参入、

守護候間、 叡慮候ニ而可有御座候得共、不及なから粉骨を尽し奉 天顔を被為 被安 拝不慮之変事嘸以被悩 宸襟決而御動揺不被為 遊様御直

被仰上、 御落付被遊候処、堺町御門鷹司殿屋敷より亦々

鉄砲打出候ニ付、 り大炮打懸焼討ニ致し候付、 生駒隊・薩州・井伊之手ニ而三方よ 同所より九条殿江火移、

夫より洛中一円火焔と相成、

賊徒中散々敗走いたし、

尚

亦 残少なに討取搦取候ニ付、 先以洛中静謐二及候付、

叡感不斜、 大儀ニ 思召候と

鳳輩之下不慮紛擾之処、

一同出勢抽丹誠候段

勅書被成下、恐悦之事ニ候、中将様ニは御所司代様御

一同

御庭内ニ相詰御警衛罷在候儀ニ而、前文之通賊徒不意玉座近き御椽上り段ニ御守護被遊、御近習并御供方迄

_

付候得共、御家之御人数ニも別紙之通手負死人有之、禁闕を犯候事故、竹田口よりも御人数被引戻討罪被仰禁闕を犯候事故、竹田口よりも御人数被引戻討罪被仰

是のミ残念之事ニ候、

右之通賊徒散乱、破竹之勢ニ而天龍寺・八幡・山崎辺

付、細々之儀は同人江御尋候様存候、以上、津迄安藤彦五郎、江戸迄諏訪常吉早打被仰付差下候ニ津迄安藤彦五郎、江戸迄諏訪常吉早打被仰付差下候ニは井伊・戸田之手ニ而喰留、長州屋敷を焼払候間、追々伊・藤堂・松山・薩州等の御人数差向られ、伏見之方巣穴掃攘不被仰付候而は不相成儀故、御家四/隊下井

七月廿日

之、相済候後着致し候も有之、御家一手に而本文之尚々本文御家御組合之他家ニ而は彼地江着不致も有

通乗取候儀ニ候

機会取失ひ不能其儀、甚残念なから進退爰ニ迫り一書面之趣は、姦賊会津征伐可致処、期節ニ不至故欤本文陣営乗取候後割腹死去之者共書置書面有之、右

同割腹死去いたし候趣、連名之由ニ候、

門之方江押出し候事と相見え、一人も残兵不罷在由ニ嵯峨之方江向ひ候薩州勢追々攻寄候由候処、是は蛤御

候、

本文帰陣之面々御慰労被成下、焼酎・白砂糖被下之、

-(三の3)

態と

御所内屯所より以急飛脚申達候、過ル十九日長

暁尚亦長州勢為追討山崎麦天王山江御家并彦根・桑名・吉・安藤彦五郎江申含、早打ニ而申遣候通之処、同日州勢蛤御門江襲来放発及接戦候次第は、昨廿日諏訪常

大砲隊并新撰組一同ニ差添、御普請方・武具方・御勘部下一陣江御軍事奉行林権助・同添役鈴木佐左衛門、所勢被差向候趣御達ニ相成候、先手ニ而陣将内蔵助始

郡山勢、嵯峨天龍寺江薩州・松山・若州・小田原・膳

夜五時頃

候付、 置候様子、大砲二挺、其余乗馬二疋、玉薬数々、 吟味候処、兵器類数多有之、同所室寺と申は本陣ニ致 之、全く将長ニも可有之哉と相見、夫より巣穴不残惣 候得は、賊徒迚も不叶と覚悟いたし候哉、 時より合戦取懸、大砲方山之半辺迄攻寄、石の燈籠等 手一同勇ミ進んて出陣いたし、翌廿一日彼地着、 敷儀無之候付、分取之品々取始末旁取締方林権助罷残 容易企と相見候、 余何れも割腹、血ニ染ミ屍を並へて死亡罷在候、 発砲候ニ付、 有之処迄参り候処、敵山上ニ而扇子を開き合図いたし 二益田右衛門介名前之長持数多相見、 人数ニ而致吟味候処、残兵一人も無之、分取之品為致 は火ニ懸り焼候も相見え、右はいつれも歩卒等ニは無 を懸候様子ニ付、 昨廿二日昼四時頃より内蔵助始惣人数取纏引揚、 右大石の影ニ扣居数発致砲戦、 なおも攻登乗入候得は、大凡弐拾人 同所巣穴は勿論、 近辺之様子何之怪 中々難尽筆紙不 絶頂営江火 追々攻登 其中 中二 昼四

> 取計候、先以御人数一同此度之合戦ニは死傷も無之、 前条之次第及御届候次第御座候、 御所内屯所ニ帰着致し候、 可申処、 十分勝利を得凱陣ニ相成恐悦之事ニ候、 前江被召出候、右之趣其表御老中様江御届等之儀宜被 ニ及言上、畢而大目付永井主水正殿江公用人案内ニ 御所司代様より次飛脚被差越候付、 直様 引続将長之面 御前江被召出、 為其熊蔵差立 同所江差 々 委細 御 丽

定・兵粮方付属、

賊徒一人も不洩可打取之勢ニ而、

諸

一四

出申遺候、以上、

七月廿三日

周防・長門国絵図面御貸渡相成候間、越前守方江早々九月十三日諏訪因州より越前侯江達ス

返上可仕旨、越前守重役之家来呼相達、絵図面可渡候差越候様可取計候、尤毛利大膳父子始追討相済候ハ、

事

一五

此度防長御征伐ニ付、出勢日限之儀御惣督様江相伺候九月十四日御同所様江出ス

様御達ニ相成居申候、 其上当時御在国之趣ニも有之、 然ニ尾張中納言様いまた御惣督

只今名古屋表江相伺候而も御差図之処如何可被為在哉、 之御請不被仰上候由、

二而 座哉と心配仕候、右ニ付御惣督様自然大坂表江一旦御 左候ハ、御出張之御場所之儀伺居、其上ニ而相伺候様 は遠境殊に長州領相隔、往復手間取手違も可有御

より相伺、国許江相達候様仕候而は如何可有御座候哉、 帯陣ニも可被為成御儀ニ御座候ハヽ、 同所詰家来之者

此段御内慮奉伺候、

以上、

松平肥前守内

佐 藤 文

平

九月十四日

|麻布今井谷并高輪||本榎屋敷ニ罷在候毛利淡路家来之(六の1)

閣老諏訪侯江差出ス

別紙之通唯今深川海辺新田組馬守下屋敷江引取申(但)

其御筋より請取番人

上ヶ屋敷之儀は被仰渡候通、

此段御届申上候、以上、 秋元但馬守家来

付置申候、

右之通御座候、

以上、

御同所江届

ー七

九月廿四日

勝 光

院

右之者召仕女八人

同 下男 三人

吉田志津留守居助役 煮方 厩役 石 井 泰 津 蔵 馬

山辺謙之進

毛利讃岐 小倉孫左衛門 来同様召仕候様御牽御座候分但兼而毛利淡路江御預相成家

押田六兵衛

(七の2) 別紙 | 麻布今井谷屋敷并高輪二本榎罷在侫毛利淡路家来之内、(七の1) 別紙之通只今一橋御門外私居屋敷江引取申候、且上ケ 屋敷云々、前同文故略ス、 九月廿四日

板倉主計頭

(七の3)

麻布今井谷屋敷并高輪二本榎屋敷江罷在候毛利淡路家

来之内、別紙之通只今民部少輔芝大門前屋敷江引取申

候、後文前同断、略ス、

九月廿四日

関民部少輔家来

続

(七の4)

覚

山本市之丞

并足軽四人 足軽四人

取締役 毛利淡路家来

豊原衛士

小膳部役 山 本 清 蔵 宇賀宇兵衛

徒

并足軽二人

藤谷震作 震作

429

右之通御座候、以上、

松田鹿蔵

右同人 小者三人下屋敷より

野村 栄七

吉田志津馬 小者二人

候二付、当分之内私方江引取申候、

右同人家来

平番小 林 蔵 太

医師福 田泰庵

足軽一人

小者一人

右之分脇坂淡路守江御預ヶ之処、歎願之趣も有之

右之通御座候、

私家来江被引渡、居屋敷江途中無異議引取申候、此段

御届申上候、以上、

竹腰

能若

右之通御座候、以上、

別紙...(七の7)

諸都合人 諸都合人 王利左京家来

医師 笹山勝意

母一人

女子一人 忰一人

馬 壱疋

430

(七の5) 〇 毛利左京家来、別紙之通今日御目付方支配向立会ニ而 九月廿四日

(七の6)

毛利左京家来 平番福 原 幾 江

平番中 川 退 蔵

足軽三人

小者三人

整不申、

当惑至極仕候、

依之右人数ニ而警衛方行届候

様御預ケ被仰付度、其余相成候而は国許より人数呼寄

罷在、精々差繰候得共、士分以下足軽迄五拾人之外相

0

此度吉川監物家来御預被仰付候処、

兼而申上候通、

当

時土佐守留守中、

殊二御改革後当表差置家来別而人少

Л

正樹喜三郎 祐 田筆 内藤重三郎留守居助役

馬

疋

小者三人 足軽四人

潮来村浮浪追討之儀ニ付、

新庄駿河守内田衛一郎松平

子九月十二日月番閣老并松前侯江御届

右之通御座候、以上、

足軽四人

小者六人

付、

九月廿五日

右之分脇坂淡路守江云々、前ニ同、

何分ニも宜御聞済被成下候様奉願候、 松平土佐守内

以上、

候上ニ無御座候而は所詮相整不申、実以無余儀次第ニ

広瀬伝太夫

庫太

日致出勢候ニ驚候哉、浮浪之徒悉く散乱いたし、駿河 守人数ニ而裏手より館陣屋焼払候ニ付、御代官小笠原 大蔵少輔人数は後援にて前書三ヶ所より取懸候処、 三ヶ所手分仕、衛一郎人数は岡栖と小見川之間相固 先引揚、尚亦同五日牛堀北利根川潮来村堺加藤渕江右

前々

処、何分地利不宜上陸仕兼候内、追々時刻打過、一ト 潮来村下北利根川迄人数くり出、大砲小銃を以責掛候 大蔵少輔江兼而打合之上、去ル三日早朝佐原村出帆、 九

甫三郎江申談之上、浮浪足溜ニ可相成場所不残取潰候 前書加藤渕村江人数残置、時々潮来村・牛堀村辺

Ļ

431

罷越、房総之方江罷越候哉之趣、加藤渕村辺廻り方よ分人数差出置相固、同昼過浮浪三百人程延方村辺より有之哉ニ付、同六日暁佐原村江引揚、川筋大倉村辺手

模様見受、夜半頃賊徒共諸方散乱いたし候趣、同寺留早速出勢、同七日暁同寺江くり詰候処、浮浪共出勢之

り注進申越候処、

芝宿村長谷寺江屯集いたし候趣ニ付、

守居之者并村役人共申達候、依之右口々辺追駈、

脱走

はいつれ江欽逃去申候、右脱走之内麻生陣屋江向ひ候之者夫々ニ而召捕候者も有之、自殺之者も有之、其外

候節、同寺江有之候武器類は取上置候趣御座候、右品々り致手分、直様差向未引取不申候、前書長谷村江繰詰者も有之由、同家より援兵申越候付、出勢人数之内よ

申上候、以上

九月十日

之儀は取調之上追々可申上候得共、先不取敢此段御届

堀田相模守

新庄駿河侯御届

越候処、いつれ江逃去候哉相見不申候ニ付、潮来館焼渡之趣も御座候間、去ル五日私人数為追討潮来村迄罷一水戸殿御領分潮来村江相集居候浮浪之者之儀ニ付被仰

ニ屯集いたし居候者は、鹿島大船津より水戸殿御領分公辺御人数被相加追討被仕候趣ニ而、鹿島寺院宮中等払申付候、然処翌六日松平周防守人数江

私陣屋江押寄候趣専ら風聞も御座候趣ニ付、探索之者

延方村江相渡、夫より芝宿村長谷寺江凡百人余相集、

差出候処、相違も無御座、同七日夜半過用意之人数く

屯罷在、双方より致砲発及戦争候処、浮浪之者共追々り出し、領分境迄出張為仕候処、浮浪之者共富田村江

候処、亦々逃去候ニ付、追討可仕処、未明ニ付いつれ逃去、尚亦粗毛原通ニ而別手之者ニ出会、再度及戦争

品々も御座候得共、急速ニ付混雑罷在候間、委細之儀

江逃去候哉、行衛相知不申候、

其節討留之者并分捕之

は取調之上可申上候、尤家来元田房五郎并足軽壱人・

人足壱人死亡仕、外ニ怪我等無御座候、先不取敢此段

0

御届申上候、以上、

九月八日

新庄駿河守

0

さし越候書状之趣、左ニ記ス、但只三郎は御番京都見廻役組頭佐々木只三郎より養父矢太夫江

格、武芸ニ達せし人ニ而元会津藩也と云、

筆啓上仕候、……当七月十五日付ニ而委細申上候積

相認候処、兵火にて書状焼失仕候付、

誠ニ御無音仕候

二千人程八幡山崎・伏見・嵯峨天龍寺・亀尾山迄都合大異変之事の※奉申上候、偖六月廿二日より長州勢凡様罷成申候、何分此節日夜多端ニ而申上候儀未相叶、

天朝江奉迫、兵威を以 京師を畏縮せしめ、大逆を企、

四ヶ所江陣取、大砲小砲如山、兵粮器械夫ニ准し、

頻

恐多くも

し、京・大坂之商民悉く長賊を慕ひ、天下之危き事実主上を奪ひ奉るへき勢にて、諸侯大方長州江同意いた

仕候得共、更に御実備不相立、因循して七月十八日迄共、十人に九人迄は畏縮いたし、人数のミ数百人出張鎗を提往来いたし候付、近国之諸侯江御固被仰付候得福原越後、八幡山崎ニは牧和泉等ニ而、日夜甲を冠り

に累卵のことく、彼か先陣は益田右衛門介・国司信濃・

も頭相模守一同竹田街道山崎を志し出張仕候処、夜七詮無之ニ付、無拠十九日早天より御征伐と相成、私抔弥以逆意を振ひ候付、百方江御手を被尽候而も更に其

大目付御目付三度之御諭有之、又諸侯よりも諭候得共、

寄候処、其砲声は恐多くも長賊大勢半時頃より頻に砲声発し、何方欤不分明ニ付持場江押

一手は勧修寺宮を押破り、三方より鷹司家・有栖川家・御所江攻寄、一手は新在家御固藤堂和泉守を攻破り、岩仙ダーは荷屋と居名で、土見り書

御所之外ニは島津勢殊ニ苦戦し、中立売・下立売辺は

日野家江潜ミ、数多之大小砲雨霰と打掛候得共

味方・敵之死人如山、

盛にして藤堂熊功・井伊有功・越前同断・郡山大腰抜等散々御所内は逆賊共中川宮・関白殿下江懸り、殊之外賊勢

敗軍し、悉く会津を目懸四方より打候大小砲、実に百

分、 千の雷一時に落かゝる形勢、彼は具足相整、器械も十 会津は不意をうたれ、素肌ニ而股立之間も無之頻

同籠り、 短兵と相成候得は暫時ニ賊徒大敗と相成、 ニ而も不相構賊之籠候処は打破り不苦旨 ニ防戦し、明六時より昼四時頃ニ至る迄砲戦、夫より 尚鉄砲厳敷打掛候ニ付、 賊大半夫ニ而自害いたし、或は遂(逐) 御伺相成候処、何方 御沙汰ニ付、 鷹司家江一

火勢盛にして、恐多く共何共可申様無之、会津一手ニ

夕七時頃漸砲声も不聞相成候得共、洛中洛外一時

鷹司家焼打ニ相成、

而

見街道江進ミたる賊、 福原越後七百はかりの勢ニ而 御所内は相固、外は薩州一手ニ而防之、且亦其同晩伏

戸田勢戦士百人計・雑兵六百人計ニ而大敵を引受、少 も不驚勢猛ニ防戦し、 根を打破り、戸田采女正之手江勝ほこり打かゝり候処、 大将被討、残党不全忽及敗軍、 遂ニ福原越後を鉄砲ニ而打果候 此朝六時頃竹田街

道を引揚、

頭相模守并高久。速水。坂本。私主従九人

付候長賊之旗相見、其勢六七十人

ニ而頭之備之先ニ立、五条通江参候処、

打とれと呼はり、私・髙久第一に鎗を入、大にすゝぇ 御所江向いそける所江行逢、同役高久一同大音ニ長賊

候処、長賊不意を討れ忽左右江敗走、 纒• 馬印·旗·

二町計追候得共、味方之勢不続候間引戻し、 此時高久敵数多斬る、高久・私左右ニ分れ従者三人と 大砲・小銃・長柄等道も塞る計打捨、 散々ニ走り候付、 列を直し

小砲を組合此方之勢を目懸居候付、此度は頭の足軽を 又進:候処、是は外之手と相見え、大砲二挺先ニ立、

是亦直ニ敗走し候付、余程追伐候得共頻ニ走候付、又々 指揮し一同ニ鉄砲を為打、 其烟の下より鎗を入候処、

列を直し

敵欤味方欤、此方を見懸、

頻ニ大砲

御所江参り候処、

打掛進ゞ兼候付、二条御城江入、兵粮を用ひ、蛤御門

より

見ニ而夜を明し、 御所江入、終夜御固相勤、廿日は山崎為征伐進発、伏 払暁山崎江打掛り候処、会津之手四

金剛隊と相書

五十人ニ而大物見と唱諸手を越え、二人三人位ツ、四

方より攻上り、彼か砲を奪、直ニ彼方を打ち、難なく

昼四時迄ニ山崎を悉く火攻いたし不残討取、其日嵯峨

天龍寺江は薩州打向ひ、是も程なく打破り、夫より伏

守一万人計を引率し播州室津迄参候処、大敗を聞及ひ見・大坂賊之屋敷悉く御壊ニ相成申候、廿日ニは長門

恐悦至極奉存候、引返し候趣ニ御座候、先は一時ニ御勝利と相成、天下

原江施ス、一天龍寺焼伐後、兵粮五百石余薩州ニ而取、直ニ京師焼

4、山崎落去後、兵粮弐千石余会津ニ而取、山崎近郷江施

一大凡賊之器械打捨走候付、御取揚ニ相成候品大砲五六江被下之、

一鎗二三百本・甲胄三百具程、賊討死二百人程、生捕百十挺・小銃三四百挺弾薬准之、

人余、国司信濃戸田之手ニ而討取、牧和泉会津手ニ而

意之者余程討死手負御座候、戦場之習とは乍申気之毒討取、官軍之討死手負も沢山ニ御座候、会津抔ニ而懇

同役之中ニ而は先ツ私之道具一番出候様ニ奉存候、先々へ様も無御座候、出陣跡も大火故品物過半焼候得共、御所内土塀丸跡蛤御門 (芸) 如此よりも甚敷、物ニたとニも奉存候、

跡之始末は一統之事ニ御座候間、何と欤可相成候間御少々は用ニも可相成品も御座候間、仕合之方ニ御座候

案事被下間敷候、七日之間甲冑詰ニて今以疲労仕居候

段御喜ひ被下度奉存候、兄両人源四郎も無異ニ御座候得共、騒動之節は一歩も人に後れ候事無御座候間、此

相届残念奉存候、谷江は是非此度書状可差出筈御座候

間御安心被下度奉存候、谷より遣し呉候胄、戦之後ニ

得共、日夜之繁勤故何分不能其儀、

宜御伝声奉願候、

難有奉存候、合戦後江戸より私共一統江御役料二百俵被下候趣申来、

ニ御座候、諸品准之、手拭弐百五六十文位、はな紙一大乱後、方々よりは御救米被下、米価一升弐百五拾文

帖弐百文、乍併難有事は一昨日迄兵粮上下分被下候間、

今迄は何も不自由無御座候、此度之大変ニ付而はまた

大変以前、谷之は不参、侍之は一も無之、甲冑無御座 着用を始侍三人分相求、代金四人前ニ而八拾三両、 候ニ付、上より拝借九拾両余相願、合戦之二日前ニ私 御上洛可有御座哉と頻ニ評判仕候、如何御座候哉 且

八月十日

後便可申上候、云々、

又侍之鎗抔迄悉全備仕候、

総而御案思被下間敷、

余は

御父上様

御母上様

=

只三郎

長州屋敷取潰し候材木を江戸中の風呂屋江被下

候ニ付落首

萩の湯で江戸中の垢皆落し

支那の長毛賊と一対の意にて

長毛は日本も唐も謀叛人

<u>=</u>

常州辺江屯集之逆徒為追討参政田沼侯被差越、近隣之 諸家より人数差出、或は幕府よりも歩兵其外追々差出、

地ニ拠りて防戦いたし、大小礟銃も相応ニ相貯居、夜 是迄漸々に生捕討取も有之、当時は二千内外之人数要

討其他之策略ニ而寄手敗北も不少、元来小諸侯ニ而

味方苦戦之体見請候而も傍看いたし居候故欤と申風聞 手纔之人数ニは候得共、銘々の戦を為し、号令不相行、

向ひ候由、 聞得申候、兎角賊は歩兵隊江は取懸り不申諸家之手江 も有之、近頃寄手敗軍ニおよひ候も右之訳柄之様ニ相 右は全く鉄砲之多少ニ寄難易御座候由ニ御

座候

於横浜英之ミニストル館通弁官シーボルト江出会之序、

より差出候積ニ付、最早長州江は相越不申段申聞候、 亦々長州江参候哉と相尋候処、彼答候は、償金を政府

長州は貴国に比すれは甚軍は下手ニ候、其証は此度軍

船拾八艘之内台場とせり合之内ニ惣船中之死傷僅四五 人ニ候、其余之死傷は台場江攻上り陸地接戦之事ニ候

旨、同人申聞候

亜人ウェンリート申候ニは、長州と条約を結ひ一千坪 の地を亜人に与へ、下ノ関ニ而貿易之積慥ニ取極候由

候事と 且亦長州一件之償金三百万ドルラル、英仏亜蘭江相渡

朝廷より御達之旨、此節政府より申聞候間、 两条共不相成旨 日本皇帝之条約面奥印之事を大君より伺ニ相成候処に、 必此一件

容易に治り申間敷、英ミニストル近々帰国之事も専ら 夫ニ就而之儀と被察、条約各国と相談之上、只今より

凡一ヶ年中ニは各国之船艦浪華江入津

承り申候 皇帝江右之条々申立候手続ニ可相成と、 内々物語候由

十月廿二日鎌倉八幡門前ニ而英国陸隊之士官二人被切 相手は行衛相知不申候、右ニ付別而外国人一同混

雑之様子ニ相見得申候

右之通見聞仕申候間、 此段申上候、 以上、

子十月廿九日

南部弥

八郎

◇第八○号 子十月廿九日報告 〔風説書〕

(付箋)「第三百二十号」

風

説 書

| 此度浮浪之徒為追討筑波山辺江越前守より人数指出候(| の1) 九月十三日御用番諏訪因幡守様江差出之写

人数差出、同所常福寺江宿陣候様御達ニ付、 へ滯留之御目付様より家来之者御呼出、 向山ト申所 同六日、

様依御達、追々水戸表へ指出候処、当五日夜、弘道館

437

上候、以上 申越候ニ付、此段先御届申上候、猶追々申越次第可申 時頃引上申候、尤当方手負人茂御座候段、在所表より 敵方多分之死傷出来候様子ニ而逃去候ニ付、人数暮六 炮戦候中、後隊より厳敷炮発、押太鼓打相進ミ候処、 陣羽織着用多人数押太鼓ニ而近寄、俄ニ大炮打出し候 候ニ付夫々手配致し、物見差出候処、旗・馬印等押立、 ニ付、此方より炮発、互ニ大小炮打合、前隊必死と及 日、額田手前常福寺江宿陣、後隊人数共着、炮声相聞

戸田越前守家来

九月十三日

沢田五郎兵衛

| 当八日、浮浪之徒七八拾人程ニ而常州片倉村辺并府中(| の2) 双方炮発及手合候処、賊徒共悉敗走いたし、桜川を打 常州常名台新廓より在合之者共即刻差出、其内城内よ 辺放火乱妨致し、追々私領分押通候段注進申出候間 り茂追々人数操出し候処、領分田土郡村辺ニ而追付

> 依之近辺最寄相糺候得共、怪敷者無之候間人数引取申 早速人数差向候処、同村安楽寺と申寺内ニ深手負候者 得共、追々取調可申上候段、在所表より申越候ニ付、 候、尤家来手負怪我人等無御座候、分捕之品々有之候 三人、内弐人相果罷在、壱人生捕候処、無程果申候 丸と申所残党潜伏居候趣、村役人共より申出候ニ付′ 去候ニ付、同夜玉取村ニ私人数宿陣仕候処、右近辺酒 知行所同州玉取村迄追討候処、浮浪之者共所々散乱逃 二而追討及接戦、浮浪之徒十壱人打取、猶堀内蔵之助 越一同逃去候ニ付追詰、堀伊賀守知行所同州栗原村台

九月十三日

此段先御届申上候、以上、

土屋采女正

|当八日、常州栗原村台ニ而、浮浪之徒打取之首、領分(103)

取締外響ニも相成候間、真鍋村往還赤地台江獄門相梟

申候、此段申上候、以上、

九月十三日

土屋采女正

是迄之宿陣水戸台町薬王院出立、田彦村江宿陣、翌七

潮来村辺屯集之浮浪追討被

仰付候処、猶又鹿島磯浜

一去ル十日、田沼玄蕃頭殿より御達書并御目付戸田五助(一の5) (o 6) 申越候、 者江御達有之候ニ付、兼而持場へ差出置人数、同十二 添達書共、村継ヲ以私領分下総国飯沼村陣屋詰家来之 申上候、以上、 無余儀討果候段、 り候付、捕懸候処、所持之樫木棒を以打懸致手向候付、 入候趣ニ付、押方之者差出候処、荒野村地内ニ而見当 日常州鉾田村表ニ差向出張致し候段、彼地家来共より 別紙 則別紙添此段御届申上候、以上、 九月十五日 九月十三日 彼地詰家来共より申越候、此段御届 松平右京亮 松平右京亮

致候、且田沼玄蕃頭殿より之別紙壱通相添、此段申達方人数之義は常州鉾田村表三光院之方へ早々出陣可被達候場所へ無遅滞人数差向、速ニ追討候様可仕候、其外賊徒屯集之場所追討被 仰付候間、戸田五助より相

私領分下総国銚子最寄、去冬中浪士共同道、金子為強一の4)

談、所生不相知彦四郎と申者、去月廿九日領分中江立

候、以上、

戸田五助

松平右京亮殿

九月廿二日田沼玄蕃頭様より御使を以福島役所よ

(二の1) (二の1) (二の1) (二の1) (二の1) (二の1) (二の1) (三の1) (三の1)

別紙

丹羽左京大夫

相馬大膳 亮 松平大学頭

松平周 防 守

板倉内膳正

秋

田安房守

大久保佐渡守

大関肥後守

安藤理三郎

内藤 長寿丸

去月廿二日、田沼玄蕃頭様より飛脚ヲ以内膳正在所奥

州福島家来之者へ、別紙之通相達御座候付、夫々手配

仕置候段、同所家来之者より申越候間、此段各様迄一

板倉内膳正家来

応申上置候様被申付越候、以上、

馬 渕清助

九月

Ξ 一左京大夫儀、野州辺暴行致居候浮浪輩、(三の1) 追討後援として人数野州宇都宮迄着揃候段、先達而御 九月廿九日諏訪様へ差出之写 水戸様ニ而

御

館之賊徒 同廿七日惣人数水戸御城下へ操入候処、翌廿八日神勢 より同廿四日迄宇都宮宿操出、一ト先笠間城下へ相揃 公儀御人数水戸様御手勢を以攻撃候ニ付、

表へ人数操込候様田沼玄蕃頭様御達ニ付、去月廿二日 届申上候処、右浮浪輩水戸御城下へ相迫候ニ付、水戸

河内渡シを渡り、清水原ニ備配仕、中台ニ宿陣仕、同 右館之横手相固候様御達ニ付、同日暁方惣勢進発、中

人数操込相固候様、御目付髙木宮内様御差図ニ而、去 旨ニ而、五台村江陣替仕罷在候処、太田原辺手薄ニ付 廿九日大風雨を凌惣勢繰出候処、神勢館之賊徒落之候

又久慈川筋固人数差出候処、是又水戸様衆談ニ付、弐 物頭小川平助一手、水戸様衆へ差添別口より相詰、 有之ニ付、一番手頭大谷鳴海一備介川表へ操出、其外 扨

ル朔日同所へ相詰厳重警衛致候処、同三日水戸様衆談

陣替致候、同七日、植木次郎右衛門一手石神村引揚、 揚申候、 迫、小船を以竹河原之渡越来候ニ付、大谷与兵衛手ニ 双方烈敷及炮発候、 川合筋へ為加勢出張仕候処、 揚久慈湊へ操込、二之手大谷与兵衛一備は下土木内 揚候処、賊徒間近来候ニ付、 固居候大谷鳴海一手引戻し、 ニ有之、殊ニ賊徒大勢押来候ニ付、 而大小砲ヲ以打払、数十人討倒し候得共、右川筋場広 ニ付、右麦へ操詰候一之手大谷鳴海一備、介川より引 て差出申候、 戦江加勢之儀申来候ニ付、 日、右川筋川合渡り江賊徒共相迫り、水戸書生組と炮 其段断候ニ付、 村渡し相固候処、場広ニ而人数不足ニ付、水戸様衆江 右衛門一手石神村渡シ相固、 然ル処石名坂へ賊徒攻寄候趣ニ付、 同六日、介川山野辺主水正改心之上出城 同四日水戸様御人数も相詰申候、 同九日、 物頭梅原新吾一手右救とし 石名坂へ馳向、 賊徒下土木内富村辺へ相 同所は七日より九日朝迄 大小炮ヲ以厳重打払候得 同青木伊記壱手竹河原富 頃合を見計人数引 久慈浜相 坂上へ押 同五

番手番頭大谷与兵衛一手久慈浜へ差出、

物頭植木次郎

共、

程合見計物分致し、水戸様郷導人案内ニ而太田宿之方 別紙之通水戸表へ差出候段、是又申来候、此段御届 蕃頭様へ御届申上候処、惣人数太田宿へ引続右場所厳 味方討死怪我人左之通ニ御座候而、 橋迄相詰候処、最早戦争相止候ニ付太田宿へ引揚申候、 老日野源太左衛門手勢召連、太田宿より操出、小目大(小貝橋を) 之腕手負申候、引続厳敷打払、物頭弐手賊之横合より 門鑓ニ而賊壱人突留、又壱人可突留之処、 重相固候様御達ニ付、当時右宿相固罷在候旨、 る〝候様子ニ相見、尤夜ニ入地利不案内ニも御座候間 も鉄炮打懸、彼是賊徒数十人討倒し候ニ付、 注進申越候由、 人数引揚申候、尤石名坂戦争烈敷趣相聞候ニ付、 猶進

密候者有之候

一付、長柄奉行

丹羽権太左衛 在所表より申来候、是又追々増人数 於出張先ニ田沼玄 鉄炮ニ而左 賊勢相ひ 在所表

九月廿九日

上候、以上、

小沢長右衛門

丹羽左京大夫内

別紙

使番

佐倉源五右衛門

討死

但於竹原表弓二而相働、猶深入仕、鉄炮二而

被打討死仕候

戦士

小笠原是馬介

同

但し石名坂ニおゐて鑓ニ而相働、猶深入仕、

遂討死申候"

長柄奉行

丹羽権太左衛門

手負

但左腕ニ鉄炮疵請申候、

足軽弐人

討死

同

Χ

小者三人

元水戸様南郡方勤 元水戸様南郡方勤

首弐ツ 生捕

名前不知

(三の3)

別紙

演説

左京大夫人数出張、依之次第於笠間田沼玄蕃頭様へ荒 増御届申上候旨申来候得共、右御届振書面は差越不申

候間、別紙御届書面之文段等、少々相違之儀も可有之

哉難計奉存候、此段申上置候、以上、

野州表浮浪輩、追々水戸表へ押込、於所々戦争有之、

左之通荒増人数水戸表へ差出申候、

先達而差出置候人数之内少々手負死人も有之趣ニ付、

戦士三拾三人

捕手足軽五拾人 徒士目付三人

右之通在所表より申来候間、此段御届申上候、以上、 惣人数百六拾人余

丹羽左京大夫内

九月廿九日

小沢長右衛門

φ

湊屯集之儀は、

水府脱藩之者小金原出張已後、

宍

九月晦日諏訪因幡守様御役宅へ家来呼御達之写

松平周防守

常野浮浪輩為追討人数差出候様相達候処、速ニ出張

然ル処其方病気重躰之趣相聞候旨、家来共出張罷在候 賊徒共追々討取、格別苦戦骨折候段、一段之事ニ候、

思召候二付、追討人数出張被成御免候間、

而は不本意之儀ト被

勝手次第呼

戻候様可被致候

五 九月六日田沼様御出張先へ伺、左之通

| 野州辺浮浪輩追討被仰付、筑波山へ人数差向候所、同(五61) 等へ人数差向、猶水戸御城下へ人数操込候様御差図有 所脱山仕、夫より御目付様御差図ヲ以府中并海老沢村

之、去三日同御城下台町へ人数操込宿陣罷在候処、 同所

又向山辺へ陣替仕、浮浪徒追討之儀被仰付候間、 人数操込申候、然ル処浮浪徒屯集場所磯浜ト申内ニ

伺候、此段申上候、以上、

たし、宍戸侯ニも御追討相成義ニ御座候哉、此上心得 戸侯俱ニ被致屯集候趣ニ付而は、野州浪徒とハ相違い

方ニも相成候間、名義巨細ニ御沙汰被成下候様仕度牽

九月六日

(五の2) 御書取

覚

大炊頭義は、 対候者ニ付、 水府脱藩之士并浮浪俱ニ屯集官軍へ及敵 無斟酌誅伐いたし不苦事、

六

(六の1)

常州風説

戸田七兵衛忰弾正事

村樫易王丸

昌 津江半兵衛 木 晴 雄

443

四

田左京

戸田越前守内

藤

今瀬 伊

右水戸御城下引廻シ、三日晒之上、長岡原ニ於て磔ト

申候由、 九月十六日

田丸稲之右衛門

右平磯と申所ニ三百人程ニ而屯集之由

右湊館ニ千人余茂屯集

武田伊賀守

田中愿藏徒

右村林ト申所へ弐百人程屯集

右は風聞書写

| 九月廿五日、水府弘道館へ田沼様御始メ中根ト申所(六の2)

御操込、御目付歩兵組追々出張、 壬生様御人数

丹波守様九月十八日昼後、平磯原ニ而官軍并水戸勢と鳥居 田丸稲之右衛門大将ニ而炮戦、此時ニ脇より壬生勢操

と申仁、歩兵八人召連閑道見廻り候処、天狗方竹内百 出し、壬生勢敗し、乗馬壱疋・小荷駄壱疋・別当壱人・ 人足壱人被奪取即死之由、同日歩兵差図役星野庄之助

> 太郎外壱人出会、双方戦ひニ相成、 星野組伏られ候処

へ、歩兵壱人駈参り、竹内百太郎脇腹へ剣付鉄炮ニ而

突、下より星野起返し、竹内之首取、御目付へ差出候

申

伊 藤

益

荒 斉

伊 藤

公辺不容易及所業候浮浪頭立候者ニ付、 右之者追詰候処、自殺致候付、奉対 如此被行候者

也

去月八日、討取首級十二之内

周藤誠十郎

柴田健之允

大原文吉

柳田鉄五郎

松崎松太郎

右は北条町東ニ当り小田村ト申所ニ有之、此間去ル十

三日より十五日迄晒有之由、

t

九月廿九日諏訪様へ差出之写

| 先達而御届申上候浮浪輩為追討出張罷在候丹波守人数、(セの1) 常州笠間へ着陣後、田沼玄蕃頭様御差図ヲ以水戸御城

下へ操入、夫より菅谷村へ出張、 へ宿陣罷在候処、 尚又平磯ニ責入候様御差図ニ付、 猶場所替太田三昧堂 去

処、 炮声頻ニ相聞候ニ付、 承候得は、辺田野村ニ而北 十七日太田出立、翌十八日夕八時過東中根村へ着陣之

条新太郎様御手ニ而炮戦、 ニ付、右村西原ト申所へ操出し及炮戦候処、日暮ニ相 水戸様御人数も出張有之趣

同十九日暮六時過頃陣所東之方山中より不時ニ炮

成候ニ付、

勝敗不相知物分レニ引取、

中根村ニ宿陣仕

場雲雀塚・御鷹場弐ヶ所乗取、夕ハツ時過頃迄必死ト 丹波守人数正面二向、 声相聞候付、歩兵方并水戸様御人数共一同平磯ニ押寄、 朝五ツ時頃より炮戦、 賊徒之台

其余敵方多分之死傷出来候様子ニ而、 及炮戦、 陣屋をも乗取、 別紙之通討取分捕いたし候、 悉く散乱湊江落

行申候、当方も死傷之者御座候上、惣勢戦労れ候間引

御届可申上旨、 在所表より申付越候、 以上 揚申候段、不取敢出張家来之者より申越候付、

先此段

鳥居丹波守家来

九月廿九日

清 水丈助

(七の2) 別紙

士首

壱ッ

家来上条軍多討取,

討取候者不相分、

三流 ○幕 片々 ○陣太鼓

旗

雑兵

弐人

螺貝

〇大炮

壱挺

○雑物

品 Þ

右之通御座候、以上、

Л

野州出張先より文通之写

| 前略ス、然は昨十九日卯ノ下刻宮崎村御目付始一同出(への1) 仕候処、磯浜辺へ浮浪徒屯集之趣ニ付、午之上刻頃よ 苡 り御目付始三兵并松平周防守・本多修理人数共即刻 松川陣屋ニ而中食、夫より夏海村へ巳ノ下刻頃着

貫村へ出陣、双方ニ而大小炮打合ニ及候処、浮浪中々

候、就而は味方ニ而は小筒組両人程深手、松平周防守 堅固ニ而容易ニ落城之見振無之、至而六ヶ敷事ニ御座

仕候、小子儀は右炮戦而已ニ而はヶ捗々敷事ニハ参り 等無之、追々夜ニ入候間、一ト先引揚、夏海村へ宿陣 用人一人薄手負、当所道案内壱人死、外此方ニ而手負

増申上候、略ス、

兼可申ト愚考仕候、

猶炮戦之模様可申上候得共、

先荒

九月廿日

渡辺力之助

| 前略、然は一昨十八日常州水戸領之内ニ而夏海村江着||八の2|| 取居、大炮和流炮九拾挺程据付、挽臼并古畳•土俵等 致し候処、敵方十七八ヶ所程、先磯浜村ト申高台へ陣 ヲ以土手様ニ仕付、同所北之方ニ高台場有之、此所ニ

此川手前大貫と申町家へ周防守人数陣取、三兵隊・御 守人数・本多修理人数ヲも都合千七八百人程、早朝よ り右夏海村へ押出し、右磯浜下巾百五拾間程之川有之、 而も大炮四五挺据付有之、昨十九日三兵隊并松平周防

目付衆ハ町家脇ニ少々之山有之、是へ陣取、夫より大

浜へは人数八九拾人有之、大炮打候而は土手陰并穴掘 寺ト申所、此三ヶ村ニ凡千人程も屯集罷在候得共、磯 ニ戦争有之候処、賊徒は右磯浜、夫より先祝ひ町并湊

候所へ隠れ入、味方ハ大勢敵之的ニ相成候様之次第ニ

之玉は十町位之処ブン~~と飛来り、当方之玉は獑 而、戦ひ捗々敷参り不申、如何ニも残念之次第、敵方

昨日之炮戦ニも敵方之玉は雨之降如く飛来、味方ハ大 挺、周防守・本多修理之大炮共合て拾挺之外無之ニ付、

五六町ならでハきゝ不申、尤味方ニ 公辺之大炮ハ五

討死、松平周防守用人股を打抜れ、召連候案内人足弐 勢ニは候得共、危き場合度々有之候、御持小筒組弐人

之段申上度如此御座候、以上、 不申、味方追々苦れ候事ニて、残念之至ニ御座候、右 焼玉様之大炮今十四五挺も無之候而は、何迚も果し付 人打たれ候由御座候、実々遠町之きゝ候大炮欤、又ハ

九月廿日

小野道太郎

一 (八の 略、3 然は兼申上置候浮浪之儀茂、筑波山は疾ニ脱走

大夫之陣中へ這入命乞いたし、当節は水府諸生方江居 入候処、右家来過半天狗組ニ而、 随ひ、且又山野辺主水正は介川陣屋江浮浪共多人数逃 は鎮撫覚束なき義ト推察仕候、松平大炊頭は右賊徒ニ 不申候、併水府之混雑は積年之事ニ茂候得は、一国中 有之由、此程より諸家人数三兵隊等三方四方へ押寄、 是迄大戦血討ニ及ひ候事は無之候得共、官軍ニおゐて 強奪不少、乍併賊気今ニ不省益々防禦之手段いたし居、 乏しく、田野のものを加り、亦は潜ニ近村農家ニ至り 又日々之争戦、 乞食ニ茂差支候趣ニ而、日々降参之者も有之候由、 米金強奪致、土人追々散乱いたし、当節ニ至り候而 当湊磯浜辺一円ニ屯集いたし居、商家・農家等江押入 性勢ニ而過半打留、其余は多分水府天狗組ニ相加り、(鮭) ハ壱人も怪我無之、賊方ニ而は日々之首級且怪我人も 時ニ攻撃之積ニ而責寄候得共、未鎮静之模様相分り 々江散乱ニ及ひ候所、諸向之人数又は諸家、其外百 格別之義茂無之候得共、追々兵粮にも 主水正義は丹羽左京 且 は

> 覚束と申事ニ御座候、右大略得御意度、如此御座候、党相残し度趣申出、諸生方預り置候由、右様之義は多茂相残し度趣申出、諸生方預り置候由、右様之義は多分有之、数多之家来真之諸生と申者は纔四五百人、其余半気半心ニ而景気見すまし、何れへ荷胆思案之由ニ候得共、彼地之戦争素より十分之気乗りは何れも同様候得共、彼地之戦争素より十分之気乗りは何れも同様に得共、変名文をが表して、 一挙ニて賊徒不残粉砕ニ不致候得は、迚も一家鎮撫無の事故、纔ニ因循ニ流れ候事と推察仕候、左すれハ此の事故、纔ニ因循ニ流れ候事と推察仕候、左すれハ此の事故、纔ニ因循ニ流れ候事と推察仕候由、是ハ疾ニ家候由、同人忰ハ当年五六才ニも相成候由、是ハ疾ニ家

所々江潜伏之者共、当月七日八日頃より追々追討被致、

以上、

九月十九日

堀江音一郎

中川鉄助様塩津彦四郎様

(八の4) 別紙

当月十三日水戸ニおゐて磔ニ相成候者

江口半兵衛 五十位

梅沢鉄四郎 村樫 兼蔵

同断獄門

立原朴次郎

川俣茂七郎

知れ不申、伊藤益荒・同斉抔茂笠間人数追討切腹いた 某外召捕られ候者有之候由風聞に御座候得共、実説相

し候、某外明石之浪士土浦人数ニ而、千葉左衛門等召

捕候輩之者は未相知申候

| 昨廿二日、常州夏海村より辰之中刻出陣仕、午之刻頃(八の5)

磯浜村水戸殿陣屋へ賊徒屯集いたし居候者有之候付、

且大炮方并本多修理人数ニ而向町山手より一時ニ大炮 堀田相模守・松平周防守人数を以大炮打入放火致し、

惣軍責入放火いたし候処、折能く南風ニ而敵地へ吹付、 打込、諸手江火之手廻り候所、歩兵組裏手より乗入、

逃去候、今卯ノ刻追々鎮火いたし、且討取生捕等有之、

十八九町其外右陣屋迄焼失仕、賊徒防戦不相叶多人数

九

調之上可申上候、此段御届申上候、以上、

候、分捕之分大炮数挺、其外品々御座候得共、追而取

此方人数之内周防守足軽手負、此外討死手負等無御座

九月廿二日

戸

田五助

| 他領村方之者、無余儀浮浪之徒ニ被引入居領分内へ逃(九の1) ニ而差押候節は、一ト通り相尋、別段怪敷儀茂無之候 延参り候者、別段悪事無之候共、此節柄領分取締役方 九月十二日根岸肥前守殿へ差出ス、同十五日御附札

而、外ニ悪事不相聞候上は、右之者村払申付候而も不 無宿ニ而同様逃参り、全く一端浮浪共ニ相加り候計ニ は、他領人別之者は其村役人へ引渡遣候而可然哉、若

苦候哉、此段奉伺候、 以上、

九月十二日

鈴村伊 織 山口長次郎家来

(九の2) 御付札

書面有宿無宿ニ不拘、浮浪之徒ニ加り候段申立候

448

烈打候筒も有之候、右之場所へ押寄、

私組大筒方ニ而

而

其夜は海岸ニ方陣之備ヲ敷、

都合ニ而館ニ有之候共六門有之由、其外十二拇位之破

巨細ニ相糺、口書相添問合可然候、 罪可被申付候、尤余儀被引入候段無相違分ハ始末 (無競々) ハ、、外ニ悪事不相聞候而も、此程被仰出候通死

方斎藤弥一左衛門より之来状写(十月廿日日附下総佐倉堀田相模守様御人数之内大炮)

よりホード忽炮、此度新規出来之筒ニ而、破烈二十発ヲくゞり肩をかすり抔いたし候弾何程も御座候、此方レ候者等ハ御座候、私共打掛候中へ何程弾来候哉、股の如く来り候得共、高運ニ而弾ニ不中、陣羽織等打貫敵間六丁程之所へ進出炮戦いたし候、敵よりも弾丸雨

は朝より惣手惣掛り之旨、御目付様より御談有之、尤いたし候、又翌日も同様炮戦いたし候、三日目廿二日

尤賊之大将林五郎三郎と申者茂破烈ニ中打掛候処、敵三拾七人程打殺し候由、翌

'n

此日打死

翌日相分り申候

後援として「公儀御人数大炮方・歩兵等ハ山之手より御屋敷御人数先陣いたし候様被申聞、周防守様人数はは朝より惣手惣掛り之旨、御目付様より御談有之、尤

同所海岸通りより大炮打掛候処、追風ニ而焼薬込たる攻撃候旨御達ニ付、御屋しき御人数ニ而大貫市中通り、

破烈弾打掛候処、町屋へ火燃付、俄ニ火炎相成候而

徒惣敗軍ニ相成、大貫・磯之浜要害ハ無難攻落し申候烈火ニ相成難保、尤此方より破烈弾厳敷打込候故、賊新館磯ニ有之候賊徒、大炮は随分烈敷打出候得共、追々

厳重ニ野陣を相張申

と前に即座戻、たとの翌日兄丁工士は、川ヶ扇成よそ場形チ之所に壱門、都合四門分捕いたし候、皆六斤位殊之外御悦に御座候、右之節大炮茂館ニ三ツ、海岸台殊之外御悦に御座候、右之節大炮茂館ニ三ツ、海岸台條、 公儀方之御人数ハ夏海迄退陣被致候、右様乗取候、

余も有之由、此所ニハ廿四斤・八拾斤抔之大炮も有之余程場所も広く、殊ニ要害之地ニ御座候、未人数千人と申所ニ籠り居、昼夜対陣いたし候事ニ御座候、湊は之筒ニ御座候、夫より翌日祝町江仕掛、川ヲ隔賊は湊

去ル朔日ニも致炮戦候、又五日ニも炮戦、賊より

駇环申昌へ戻、臥共も対車最早五合日ニ相戎、可分を之候、如此炮戦は、薩州・長州、異人ト戦候外有之間ニ弾ニ当り不申候、人足抔下賤之者ニは怪我落命も有破烈弾も数々参り、あやうき事度々有之候得共、仕合も打手有之と相見得、中々厳敷味方之中へ打込申候、

昼ハ炮戦、陣笠一蓋ニ而野陣いたし夜ヲ明し候得は、引取安心仕候、御安心可被下候、此度之様ニ夜茂不寝、成、此十五日ニ無滯帰宅仕候、先々私組一同無難ニ而成、此十五日ニ無滯帰宅仕候、先々私組一同無難ニ而感、此十五日ニ無滯帰宅仕候、先々私組一同無難ニ而を見張等ニ而寝事相成兼、身骸甚労れ候間、交代ニ相敷抔申唱へ候、私共も対陣最早五拾日ニ相成、何分夜敷抔申唱へ候、如此炮戦は、薩州・長州、異人ト戦候外有之間

之事ニ無御座、追々委敷可申上候、只今取込乱筆ニ而死等御先手組ニ御座候、人足抔ニも御座候、珍三郎も私方大骨折ニ而御勝利ニ罷成候事ニ御座候、珍三郎も私方大骨折ニ而御勝利ニ罷成候事ニ御座候、珍三郎も私方大骨折ニ而御勝利ニ罷成候事ニ御座候、珍三郎も私力レ、未タ療治中ニ而歩行相成不申候、実ニ此度之軍は大簡成ものト自分ニ而感心いたし候事ニ御座候、右之段御成ものト自分ニ而感心いたし候事ニ御座候、右之段御成ものト自分ニ而感心いたし候事ニ御座候、右之段御

申上候、御免可被下候、略ス、

兼松致平様

十月廿日認

斎藤弥一左衛門

罷越申達候処、明朝上鎌村へ出張いたし候様御同人様州湊道子生村江着之旨、戸田五助様へ御使番水上三蔵(繰) (繰) (繰) (繰) (繰) (繰) (繰) (上罷在候処、九月十九日早朝御人数鹿島出立、常 (無)

誰茂風を引候者も無之、本気ニ相成候得は人間も丈夫

之由、五郎三郎きんを被討即死之由也、是は実説、 也 相掛り候様御達有之、右ニ付同所へ出張、ハッ半時頃 番被差遺候処、 たりの人数破烈之玉ニ恐れ、皆々ろうばひ致し、松山 敵将林五郎三郎始死人十五六人、其外怪我人等余程有 越し、尚又段々進ミ破烈玉打出し候処、思ふ図ニ当り、 よりも大炮烈敷打出シ候得共、敵之玉多く味方之後江 始り、味方斎藤弥一左衛門始大炮方一同段々進ミ、 而為相掛候間、休息為致、其方人数ニ而今日大貫村へ ニ這上り敗走之形勢、きひよき事の由、味方は高運ニ 同所松山ニ敵陣取居、 戸田様御達ニは、 敵間六七町程より大炮打合 明日は周防守人数 あ 敵

> 大簡役木村斧右衛門、 御屋敷野陣之御人数藤平源太夫•入江彦左衛門、 藤平組ニ而重田亥之助壱人討死!

より御達有之、廿日上鎌村へ出張いたし候処、

猶又使

佐倉より当所へ着之大炮十五拇・十二拇・ホード四門、 守様御人数も同様、 廿二日、今日は朝より惣攻、先陣御屋敷御人数・周防 小頭沢丈助少々手負、 御目付戸田様より御達有之、

昨日

付之由、此館より十五六丁程先ニ今壱ツ館有之、是も 置候大炮弐挺敗走之節捨置、此大炮和筒ニ而葵之御紋 続而焼玉を打出し、大貫村并磯之浜江火移り、 都合六挺也、就中十五拇之業ニ而敵大ニ敗走いたし、 ニ火ニ成り、其節磯浜海岸松山之上江館有之、其所備 忽ち盛

御用番伯耆守宅へ家来呼達

磯浜海岸松山之上也、弐ヶ所之館追々焼失之由、

小出伊勢守江

松平大炊

水戸殿御領分動揺致し候ニ付、 為鎮静水戸殿名代とし

451

て松平大炊差遣候処、大炊儀、

守様御人数之内討死四拾人程、其外怪我人余程有之よ

今夜八ツ半時過頃、野陣江敵より夜討被懸、

松平周防

廿一日、今日も尚又打掛候処、

戸田様より御達有之、

此日も余程敵方混雑之由

計也、夕刻上鎌村江御人数一同引取

而討死壱人も無之、御先手組壱人玉ニかすり疵ヲ請候

答被仰付候付、大炊妻儀伊勢守方へ引取置候様可致候、公儀御人数へ対し不届之及所業候ニ付、官位被召放御

尤御目付江可被談候

1. 九月廿一日御用番因幡守様江差出之

越候処、別紙之通夫々御請仕候、右之趣申上置候様国追討之儀ニ付御書付ヲ以御達有之候ニ付、国許より申一於京都稲葉美濃守様江御家来之者御呼出之上、長防御(ニニの1)

松平美濃守家来

許より申越候、以上、

九月廿一日 · 守 · 田 · 守

小人数ニ而伏見ニ罷在、出願之儀は穏経其筋重而之御ヲ携所々屯集、甚不穏候ニ付、早々引払、福原越後は長州藩士等、頃日出願有之趣ニは候得共、多人数兵器

沙汰相待候様

謹而奉畏候、此段御請申上候、以上、

しき三日

松平美濃守

介等追々差出候処、御寛大御仁恕ヲ以雖御扱、更ニ無名は歎願ニ詫して其実は強訴、国司信濃・益田右衛門|松平大膳大夫儀、兼而禁入京候処、倍臣福原越後ヲ以、(11の3)

悔悟意、言ヲ左右ニ寄せ、不容易意趣を含ゞ、既ニ自

分兵端ヲ開、対「禁闕発炮候条、其罪不軽、加之父子

黒印之軍令条授国司信濃由、全軍謀顕然ニ而、旁防長

ニ押寄速ニ追討可致候、右之通従

御所被 仰出候ニ付、御追討有之候而、 御差図相待可申候、尤従彼妄動致候は不待 軍勢速ニ国許

并御先手、右役々之儀は馬印為持可申候、

其外は組

召連候向目印は都而四半小旗相用可申事 右之趣、御供之面々江不洩様可被達候事

筒組之頭并御鑓奉行・新番頭・御持之頭・大炮組之頭

相揃置、

攻掛候日限は御決議次第御達可被成候、 御差図口々より攻入誅滅候様可被致候、寄手之攻口并 御書付ヲ以御

達之趣謹而奉畏候、此段御請申上候、以上、

在所日付

八月三日

Ξ

九月廿六日

大目付

御目付江

此度

御進発之節、万石以上•以下召連候人数之儀、

先般相達置候付、

御役高ニ不拘銘々分限を以旗・馬印

松平美濃守

四

先月晦日夜、長州領檀之浦台場口•彦島等両所、篝火 九月廿六日御用番諏訪様へ差出之

共、従彼妄動致候は不奉待御差図可撃入旨、 相焚、此方江致対陣体ニ御座候、尤其後不相見得候得

都御達并於当地御触達之趣御座候付、 此上は挙動ニ寄

最前於京

直ニ撃入候儀も可有御座、遠路之義ニ付、此段兼而·

申

上置候様左京大夫申越候、以上、

小笠原左京大夫内 宇佐美

九月廿六日

新

子九月御用番諏訪様へ家来呼達之覚

松平主殿頭

毛利大膳父子始追討援兵被仰付候ニ付、段々申立候趣

御側衆·講武所奉行·三番頭、

旗•馬印共為持可申候

五

可被相心得候

等為持候心得ニは可有之候得共、今般之儀は、左之通

持高五千石以上之面<

并陸軍奉行并御旗奉行

御持小

453

而は、外海之儀ニ付、別段之訳ヲ以御軍艦壱艘乗組水 付、割替之儀は難相整候、乍去海路萩城江攻掛候ニ付 尤之筋ニ相聞候得共、攻口之儀は夫々江被仰付候事ニ

主共拝借被仰付候間、 格別勉励可被抽忠勤候、尤御軍

一今般長州追討被(一六の1) 一六 攻口之儀本城萩表江攻入、夫より山口江押寄候様被 立花飛驒守様より御内意伺 仰出候ニ付、飛驒守儀討手被 仰付、

艦奉行可被談候

仰付候段、武門之冥加難有仕合奉存候、就而は国力限 通路茂相止候程之場所ニ御座候由、然ル時は進退自在 ニて、殊ニ北海之儀ニも有之、冬分ニ至り候而は渡海 り相応候心底之外他事無御座、然ル処萩表之儀は外海

間、 整義無之、何共心痛当惑仕候ニ付、此節天機上為仕候 所無之義顕然ニ而、右手当向兼而疲弊之国力ニ而可相 於同所稲葉美濃守様江御場所替之儀不得止事、歎

堅固之軍艦数艘無御座候而は、中々仕寄せ相付可申場

願書差出置候内、在所飛驒守よりも右之次第牽歎願候

様申付越候ニ付、直様右歎願書於御当地急速此段奉願

御命令忠憤相尽候心底之処、攻口御操替等奉願侫儀不(繰) 本意至極、是非共速ニ御請申上、国力之限り尽忠勤度 候様申越候、右は奉従

不申候間、攻寄上陸之手立相付不申候、然ル時ハ何と 請申上候而却而不忠之筋ニも相当り候儀ニ付、不得止 も残念至極奉存候得共、国力相尽候見留相立不申、 漫々大海ニ御座候得は、蒸気船軍艦等之手当十分相整 奉存候得共、別紙申上候通、萩表之儀は長海北詰ニ而 御

間相掛候儀ニ御座候間、何卒急速御沙汰被成下候様仕 様御操替被成下度奉願候、且又遠路之儀、追々往返日 事奉願上候段深御憐察被成下、赤間ヶ関辺より攻掛候

立花飛驒守内

度、此段幾重ニも奉歎願候様申付越候、以上、

高畠義作

九月廿一日

(一六の2)

立花飛驒守へ

段之訳ヲ以御軍艦壱艘并乗組水夫共拝借被仰付候処 毛利大膳父子始追討被仰付、海路萩へ攻掛候ニ付、 別

此度攻口之割替被仰付候ニ付而は、 右御軍艦は拝借不

以上、

怪敷体ニ相見候付、召捕相糺候処、

大坂町奉行様へ此段御届申上候段、

在所表より申越候、 別紙之通申立候付、

(一六の3) 同日御達

被仰付候間、

可被得其意候

立花飛驒守へ

毛利大膳父子始追討被仰付候二付、当分之内摂州天保

様相達置候処、海路下ノ関より府中清末、夫より山 、攻寄候様被仰出候間、可被得其意候、細川越中守 П

山御警衛御免被成候、且又追討之儀、海路萩江攻懸候

小笠原左京大夫・小笠原近江守・小笠原幸松丸一番手、

仰付置候間、其方同様相心得、追討之面々申合、速ニ 松平美濃守・松平肥前守・小笠原佐渡守二ノ手援兵被

誅戮可被致候、

七 九月廿七日諏訪様へ差出之

主計頭領分備後国鞆津揚屋へ致止宿居候者御座候処、| 14の1)

(一七の2) 別紙

九月廿七日

青山与一郎

阿部主計頭家来

覚

防州三田尻 百石は着

高橋九郎次男 馬廻り

高橋武熊

学校生徒

岸本敬蔵

右同

ニ罷在、此度大和国江用事有之罷越候ニ而、 右両人共本国脱走、 七月十八日京師騒擾之節は未国許 七月廿四

八月廿一日鞆津へ参り候由、風体を替候儀ハ、帯刀ニ

夫より芸州領へ三日逗留

日国許境知音之方ニ逗留、

455

而は迚茂大和国迄罷越候儀難相成候付、無拠姿を商人

申立候、以上、 ニ替候儀ニ而、形勢探索仕等ニ参り候儀は毛頭無之旨

阿部主計頭家来

九月廿七日 青山与一郎

一八 十月二日御用番伯耆守様江被差出之

一八月十四日箱館奉行所より同所詰家来之者呼出、別紙(「ハの1) 之通申達御座候由申越候、然処領分中浮浪之徒致通行

候儀相聞不申候得共、若此後入込候ハ、兼而御触達之

通取計方、重臣共へ厳重手当申付置候、御聞置可被下

候、以上,

九月十九日

在所日付 南部美濃守

(一人の2 別紙

浮浪之徒、其領分を多人数相越、松前并箱館辺江相廻 候旨申唱居候由、弥右之通候ハ、其領分ニ而渡海差留、

丸并箱館丸御船、弁天岬御台場辺ニ差出置候付、

其次第柄早速可被相届候、尤当地為警衛当分蒸気神速

手之内筥館丸江乗組勤番致し、神速丸御船乗組之者江

打合、警衛可被心得候、

九月

九

立花出雲守申渡

来ル十五日、尾張前大納言殿大坂江出立被致候ニ付、

戸田鉡三郎

其方儀来ル十四日当地出立、芸州広島江罷越、毛利大

膳父子始、御進発之

御主意可被申渡候事、

右之通、於京都相達候間、可被得其意候、

十月十六日

此段申上候、以上、 右之通、風聞等承合申候間、 常州戦争絵図相添、

子十月廿九日

一番

籠りより出たるか如く、今迄寂寥たる地、急に繁昌とな たる絹を急に当港に送来れり、○其形勢は恰も虫類の冬

◇第八一号 (子十月カ)報告 [『玉里島津家史料三』]

(表紙)

日本貿易新聞

第七十六号

肥後七左エ門差出ス

西曆一千八百六十四年第十月十九日即我

元治元年甲子九月十九日

十月二日成

神奈川開版

千八百六十四年十月十九日

日本貿易新聞第七十六号

我元治元甲子九月十九日

前号新聞紙を出せる後、下の関戦争の為に、絹を横浜に

得て、三ヶ月の間江戸の問屋に積重ね在りし黴気を生し 輸来れる事自由となるへしと希望せしが、今漸く其望を

> ドルラルにて二百十方銀となれり、○此ドルラル相場に 一ドルラルの替せ直段五シルリンク四ペンスとなり、百

れり、○輸入の品物皆売捌け、猶絹を望む事甚多し、

当今の形勢を以て考ふれば、外国人と日本との交際既に

て推計れば、横浜貿易の再興したる証明白なる可し、

て十分なる勝を得る事無き欤、或ハ各国全権其自国に係 一の大危急を遁れたりと言ふ可し、若し下の関の戦争に

りたる些少の益を忘れ、互に善く相談し諸事を取行ふ事

段成就すべしと言ひ、大に之を悦ぶべし、○此の如きに あらざれば、鎖港党の者ハ日本より外国人を追攘ふの手 至る事あらば、終にハ欧羅巴諸国及米利堅より大兵を挙

呼危きにあらすヤ、

げ来り、日本国中へ攻入り、遂に大戦争に及ふへし、嗚

皆其心を合せ、日本国政府の意を伺ひ、些少の利益を打 今度の諸事に付き、各国全権たる者、最賞誉すべきは、

捨て共に力を尽したる事なり、此れに依て、日本も各国

吾等は日本との交際速に親睦とならんと考へず、素より 政府も後来に至る迄、大戦争を為すの患を免かれたり、

日本人と外国人とは、其性質風俗全く異なるを以て、互

数年を径て初めて成就すへき事なり、 ニ其角を落し、十分円滑なる交際に至らんとするには、 然れとも日本人は

るの恐は、

の日本に入り来るを防く能はざるを会得す可し 程の勢なれは、之に抗抵し二百年前以来の如く、外国人 余義なき時勢に随ひ、今は外国船数百艘其海岸を乗廻る

大君政府は鎖港党の意に随へば、大危難起るへき事を知

外国人との貿易を此迄数月の間妨たるに、今は之を

に力を倍したれは、 止めたり、又外国人長州を伐ちたるに拠り、大に 大君の方にては、此機に乗し善き 大君

取計を行ふ可し、但し今御老中 家康公の法に従ひ、 長

門の国を取上んとする説は、外国船の砲声周防灘に響き

たるに起れるなり、

日本政府の権威を握れる者の内に、外国人との条約を丁

寧に守れは、日本の為に大益となり、且一国暴威を振ひ

法外なる事を言出す事ありとも、他国にて日本を助け、 日本にて疎暴なる所置を取行ふ時ハ、戦争忽ち始り、終 其暴を取静むへきを知る人あらん事を望む、○然れとも

> 本人猶鎖港せんとするの意ありとも、恰も蛛網に懸りた 港を為さんとする心を全く改むるを好しとす、若し又日

英国蒸気船カヂス名号到着し、第八月二十日の欧羅巴新 る蠅の如く、終には自ら死を索むるの外他なかるへし、

聞及第七月廿七日の紐育新聞を送来れり、

すべきハ、諸国軍艦下の関の砲台を攻め、全勝を得たる 第九月三十日の神奈川市場風説を刊行し出せる後、 記載

後、中国海より当港へ帰り来たり、○其後、 艦を率ひて江戸に至り、 御老中に面会し、種々の談判を 諸国全権軍

為し、平穏に事収まりて、

横浜へ帰り来れり、○今は貿

易に障碍たる事を除き、 なる事を決定したるや、未た明白に知る事なしと雖も、 たり、〇江戸にて諸国全権と御老中との会議の時、 以前の如く極て自由となるを得 如何

外国条約を三ヶ月め内に 御門及ひ今迄違背したる大名

又長州侯は二百万ドルラルの償金を払ひ、 に承知せしめ、其画押を受けんと決したる事なるべし、 大君政府ハ

以前の如く鎖

に欧羅巴諸国日本を数部に分ち、各其領地と為さんとす 日本人の善く知れる所なれは、

畏るゝ所なきを以て、

忽ち以前の如く貿易を止むべし、

ず、

若し今軍艦を横浜より引払ふ事あらば、

日本政府にて其

貿易の再繁昌となりたるは、 なるに至らしめたるは、 に打掛られたる償として十三万ドルラルを得べし、 百万ドルラルの償金を払ひ、其内荷蘭はメヂュサ名号船 [全権輩は種々の危難を治め、此の如く安泰なる形勢と 実に賞美す可き事たり、 商人の為には大に賀す可き 又幸に ○諸

事と称す可し、

ъ, 貿易の障碍を除きたり、〇日本政府は此度速に外国より 言出せる望に応したりしか、其故は外国人を安心ならし の心を生し、外国より言出せる事件を一々承知し、 諸国軍艦江戸の港に入りたるを以て、 且直に其軍艦を引取らしめんとするなる可し、 日本政府大に恐怖 ○若 速に

払ふ事あらば、 し日本政府の意の如く、外国にて其軍艦を日本海より引 以前の如く貿易に障碍を起し、再ひ弐心

たるは、 る者の説にハ、日本政府にて此度急に貿易の障碍を除き 外国軍艦の勢を畏れたるより起れる事にして、

を懐くに至る事必定なり、○日本商人並に横浜に在住せ

故に諸国全権は余り急速に其軍艦を日本より退かしむへ

からず、

評議を為したりしが、其主意たる所は、 当月十日我九月十日に下の関より当港へ来着し、 長州侯松平大膳大夫は、下の関の港を外国貿易に開かん とするを望ミ、其全権たる者、 英国船バ 必す外国全権 u ッ サに乗りて 種々の

長州侯全権家老は、 り大君政府へ示す事ある可し、 当月十五日英船タルタルに乗組ミて

ひたるを以てなる可し、 下の関へ向ひ出立したり、 ○右家老、当港に逗留せる間 但し已に外国全権との談判整

一度も日本役人に面会したる事なし、

大君は外国全権と談判したる趣を

御門に言上し、

其命

を受けんか為に京都へ発駕せんとするの評判あり、

十二日早朝、江戸の荷蘭全権旅館にて、

一人の役人酒に

終に其仲ヶ間の者に切倒されたり、但し此騒擾は番所の 酩酲し、 刀を抜きて走り廻り、 日本の番兵六人を傷け、

喧嘩より起れる事にして、決して大事件と称するに足ら

日本政府より再ひ節を欧羅巴へ送らんとするの評判あれ

る知り、

大に踟蹰するの意を起せり、○吾等思ふに、大

其節仏朗西にて取結ひたる条約を「大君政府にて承知せども、以前の使節日本へ返れる時、大に恥辱を蒙り、且

本に在住せる諸国全権より大君政府へ奉る証書を持参すにて懇に待遇する事なかるべし、別して此度の使節、日

ざる事を知りたるを以て、此度の使節は必定欧羅巴諸国

る事あらざれは、欧羅巴に於ての饗応極めて粗末なるべ

天気は三週前より風多く、且極めて湿気なり、○日本海

にて数度大風吹きたるが故に、当港中に碇泊せる船は皆

漸く快晴し、大に冷気となりたれども、其前久しく雨の其途中にて多少の損傷を受けたり、○三四日前より天気

降続きたるを以て、木棉の為に大害を生す可し、

援けんとする者あり、又其他の大名も長州は二年前よりに取掛るの徴なし、○此二十一箇の大名の内にも長州をを以て長州を罰とするの備を為すと雖も、未た急に征伐大君政府より二十一箇の大名に命を下し、七万余の軍勢

十分に防禦の備を設けたりば、容易に之レを伐つ能はざ

然とも日本の平和なるを好しとするを以て、其臣下たる君の為には速に長州を征伐し、貿易を盛にするを善とす、

役人は務めて戦争を始る事を避け、総て因循して一日安

大君政府は外国人の新港を開くを望む心を静めんか為に

きを偸むなる可し、

諸国貿易に開かば、却て奪取らるゝの危難なしと考へた対馬島を開かんとするの評判あり、○大君政府は此島を

外国新聞

れば、

日本商人自由に此島へ住を建るを許す可し、

の欧羅巴新聞を得たれとも、英吉利本国にては別に大事蒸気船(ホバウル)名号来着したるに依て、第八月廿六日迄

件と称すべき事なし、

◇、战争をはな、、人力のコーミュによったで置し、○任満たるを以て、ゼネラールマッケルランを大統領と為米利堅戦争は猶歇む事なし、○此度林硜氏の大統領たる

華盛頓よりの告知にてセワルド氏よりアダムス氏へ書翰し、戦争速に歇ミ、以前の如く泰平となるを希望す、○

を贈り、英吉利甲必丹セムネスを米利堅船甲必丹ウィス

トンに降参したる者なれば、英国政府より此者を速に米

り、

利堅政府へ引渡す可き趣を言送れり、

日耳曼にてホルステインを何レの国の所領となす可きヤ と言ふ議論起れり、普士国は海軍を盛に為し、キイルの

港を開かんか為に、ホルステインを其属地とせん事を望 めり、○愛爾蘭の都伯林にダニール・ヲコンネルの像を

揆の者へ銃を打掛け、数多の死傷を生したり、 百余の人家を焼払ひたるを以て、取締の役人余義なく一

建んとする節、同国ベルハストにて騒乱起り、

一夜に五

ひたる後、其騒乱治まりたると云ふ可し、 波蘭にて近頃独立政府を建んとしたる者数輩を死刑に行

余等又左の新聞を得たり、

北部ゼネラールセルマンはハルプスヘルリーと云へる地 第九月三日リフルプール、○第八月十三日紐育より、○

て北部ゼネラールステドマン創傷を蒙りたり、

迄兵を率ひて退きたり、カタスーガの近傍にて決戦あり

は二万人の軍勢を率ひ、アトランタと云へる地に到着セ 十八日、米利堅より、○南部ゼネラールヒュウレ ガ

ルド

とし、此が為に五百人の兵士を失ひたり、○北部ゼネラー ○北部セネラールセルマンはメーソン道を攻取らん

十余艘の船を奪ひ取りたり、

るの形勢也、南部の蒸気軍艦チュルラハッセは、已に五 六里の所まで追返せしが、南部の兵は再ひ進来らんとす

其外他人より左の新聞を言送れり、

南部ネネラールフードはヒュウレガルドより数多の援兵(ゼカ)

進ミたれども、大なる損失を蒙りて逐返されたり、 を得、北部ゼネラールセルマンと戦ひ、其兵を敗れり、 ○北部ゼネラールガラントはリチモンドより六里の所迄

第八月廿六日の本国新聞より

抄出す)

サキソニー国は普・奥二大国かホルステインに係はりた さん事を望ミ、普魯士も奥地利も之レを許セりの説あり、 オルデンビュルク侯はホルステイン等の地を其附属と為 る取計方を論したれども、其力足らさるを知り、其議論

を歇めたり、米利堅北部水師提督ハルラキユツトは、軍

船を率ひてモビーレ港へ攻入り、敵兵の内に内通する者

あるに由り、一の城塞を奪取りたり、

北部ゼネラール

ガラントは、華盛頓城及ホトマツク河浜

を廻り、占士河近傍へ返れり、

南部セネラールストーンマンド、北部兵の為に生虜とさ

るの説あり、

れたるの評判あり、

又南部の兵アトランタにて敗軍した

瑞士国セネワにて議政官を撰むに付き乱あり、

スレイウィツキ及ホルステインの人民は、普・奥二国よ

り言出せる処置を甚た不平に思へる様子なり、

普王維也納に至りて奥帝に面会せり、

西斑牙王仏朗西へ至れル節、仏朗西にて大に其饗応を尽

し待遇したり、

事なし、 比利時の議政堂会議を開きたれども、王よりの諭文ある

南チー

セ

此地及ウェニーシにて捕へられたる者数多あり、

ロルにて奥国政府に対し反逆を企てたる徒党発覚

ハロニアより希臘国儀政堂へ選出せる紳董の説にては、

アルジールスのヲランと云へる地にて一揆起れり、

すへしと、

魯西亜にて其兵士の数を滅ぜんとす、

以前波蘭の一部を為したるアウキュストウンと云へる地

を魯西亜国領地の内に加へんとす、

紐育の民会にてマッケルラン氏を大統領に任ゼんと決し

たり、

ロルドパルメルストン君はチヘルトンにて種々の論文を

触出せり、

ベルハストの騒乱は数多の人命を損失したる後、漸くに

治まる事を得たり、

米利堅北部のフレガツト 船、 英吉利の商船を奪取り、

之

を早速紐育へ送りたり、

倫敦近傍は大風の大害を受けたり、

英吉利兵隊中にて補佐なる外科医は、

兵の揃たる衣服を

着るに及ばざるの命を下せり、

ウイスチコラ河中にて、二艘の船互に突当り、溺死する

カンヂヤ島テッサリー及エピリュスは希臘国の所領とな

者百余人に及へり、

英国宰臣ジョ 猶厳酷なる刑律を立んと望めり、 ルジ・ ゲ レイ 君は、 当今まて定めたるより

米利堅

事件を記載す、○第八月八日の日附にてモビーレより出 今朝紐育より届きたる新聞には、 第八月十二日晩までの

コ したる南部新聞紙に左の事を載セたり、 口

を以て、 休戦の旗章を出して、密に北部ゼネラールと通信したる デ たるは恥辱となるべき事なり、 ルソンは兼て其上役たるゼネラール ゼネラールページより、 ○其始末を問ふに、 其趣を問糺せし所、 ヘージの命に反き アン ア

にて降参の約を取結ぶを見掛け、 らケー ンデルソンより其返書を贈る事なし、 ネス砦に至りしが、 アンデルソンは已に北部船中 大に怒りてアンデルソ 此に依てペーシ自

ンを其官より退任セしむべきの命を下せり、 ン砦より祝を発せる時、 ふ所となりたるを以、其砲に応する事なく忽ち北部の ケーネス砦は巳に北部の兵の 其翌朝

> 退きたり、○南部の兵船、 と称す可し、○南部の兵、 旗を上げたり、 水底に沈められ、岸へ打上られ、 ○アンデルソンは実に国に叛きたる罪 其近傍の地に備へたるものは、 七日にポウュル砦を焼払ふて 或は奪取られ、 難を遁 Ź

れたる者纔に一艘のミなり、

北部ゼネラール 浜を進ミけれども、 セリダンは、大兵を率ひてセナンド 以前此地に至れる北部ゼネラー ァ ル

河

0

如く、南部ゼネラールストー ンワル、セ 丰 シン の為に 贁

のムー らる可し、 ルヒルドにて北部の兵を敗れり、 ○南部セネラールアヘリル は、 ペ ンシ ٤ ル ジ ニア 国

邦にては、南部兵の不意に攻来るを畏れ、 て此邦の鎮台より一万五千人の兵を募るへきの命を下せ 防戦の備とし

り、北部ゼネラール ストーンマン、ゼ ラ ル ジア邦に留

ま

れる間、兵士千人許の死傷を蒙りたり、

紐育の大民会にてゼネラー

○此集会にて林硜氏の処置を誹謗し、 んと決したり、 ○其節集会せる者の数、 マツゲ 十万余人なりと、 ル ランの説

モ

ル

せり、○出雲復日く、

附録

の関戦争の時、長州和議を結ぶにつき一奇談を得た五等此新聞紙を出版せんとするの朝、一友人より下(音を)

り、

たり、○於て船将曰く、各国より襲ひ来りし時は攘夷すたり、○於て船将曰く、各国より襲夷す可しと認め大君政府より攘夷期限の命ありし故なりとて、其布告の大君政府より攘夷期限の命ありし故なりとて、其布告の大君政府より攘夷期限の命ありし故なりとて、其布告の大君政府より攘夷期限の命ありし故なりとて、其布告の大君政府より攘夷期限の命ありし故なりとて、其布告の大君政府より攘夷期限の命ありし故なりとて、其布告の外夷襲ひ来りしならは、五月十日限り攘夷す可しと認め外夷襲ひ来りしならは、五月十日限り攘夷すでした。

と、○船将曰く、綸旨は重大なる事と兼て聞き及べり、も身を離し難き程の物なれば、今我持参は為さゞるなり是に由て各国船を砲撃せしなり、其綸旨は大膳大夫片時

且ツ薄墨の綸旨と云ふ事も承知セり、

ずと、○談判中出雲は都合三度償金の事を問ひしに、船船将曰く、償金の事は※ニストルの裁判にて我が任に非毛利出雲又曰く、和議成る上は償金幾許出す可きャ、○1~系書の

将は我が任に非さる由を言ひり、○五等察するに、出雲(^)(含)

建築す可からず、○皆我か意の如く出雲一々承諾セり、輪す可し、且ツ旧砲台は修覆す可からす、勿論新砲台はl輪)船将日、和議を許すにつきては、砲台の大砲は我艦に運出償金を余程懸念するならん、

人を督責して速に卒業セしめたり、(責) へ運輸せしめたり、其民の内には、外国人を未々見ざるへ運輸せしめたり、其民の内には、外国人を未々見ざる是に於て其役人は、其地の商民に命して大小砲を我軍船

にては決して之なしと、襲来の二字にて出雲も大に避易

可き由の書にて、各国船の下の関通航の節打ち払ふ可き

御門より攘夷の綸旨を賜りたり、

事ならずヤ、

◇第八二号 (子十月カ)報告 [『玉里島津家史料三』]

(麦紙)

肥後七左衛門差出ス

日本貿易新聞

第七十七号

我元治元年甲子九月廿四日開版西曆一千八百六十四年第十月廿 四日即

十月初七訳成

日本貿易新聞

第七十七号

西曆一千八百六十四年第十月廿四日

我元治元年九月廿四日

神奈川開版

我等英国女王殿下の公使リュゼル 将サに日本を出立せんとする由を聞きて、甚嘆息に ホルト、 アール コッ ŋ

堪へず、是まて此人の処置、すべて宜きを得て善く衆情

ん事を企望せしに、忽ち其出立を見るハ最も嘆息す可き に叶ひたれバ、是非とも其事業の成功まで日本に在留せ

> れり、是れ仏国政府、英兵の多員数日本に上陸せし以来、 る後ハ、其原由を以て全くこれを英国政府に帰するに至 し懇篤なる条約の 大君及ひ御老中に依て廃棄せられた

就中仏国政府ハ其念最も甚しく、取分け其日本と取結び 日本の事に付きてハ、欧羅巴諸国の政府に猜疑を起し、

して、全く英・仏・亜・蘭の合衆軍隊となりて働かんが 然しながら、此英国兵隊ハ自国功利の為メに来るに非ず 既に甚しき疑念を含ぇ居れバなり、

為メに来りし主意を明白にする事を得たり、則ち此四

国公使皆力を戮せて「大君政府の不実なる処置に反対し 令を受けて為したる事なる由をも承知するに及べり、外 聞えしが、彼レの外国人に敵せしハ、唯 を行ひし大名を征討し、且此大名是までハ叛逆者との 国合衆軍隊一致の兵力を以て、外国旗章に対し屢々不法 大君政府の 命

今英国公使の処置を見るに、 使の内に少しも猜疑の情無きを証するに足れり、 日本国の事に就て欧羅巴諸政府に行はるゝ猜疑の 能く情偽を察し、 事理を弁

て論諍し、各国人民の為メに安全を取扱ふを見れバ亦公

説し、

論を塞ぐ可く、是まて彼ぃの積ミ来りし功績の上に、 更

に一層の勲功を加ふと謂ふ可し、

貿易会社ハ此公使の行届きたる取計ひに依て、今まで交

易に久しく害をなして障碍を免かれ、大利益を蒙りたる 事に付き、会社より公使に贈りたる細書の趣を見て、其

喜を知るべし、

説を聞及べり、又長州征伐の軍は起るまじき由の評判あ 大君政府ハ長州事件に付き、穏便の処置を取極めたる風

り

芸侯・薩州侯・因幡侯は、長州の如き古来者名の家柄を 凡ソ七万人の家来を持てる大名の内、加賀侯の子息・安 ハ寛裕に処置あるべきの議論を発し、各務めて 大君政

右の始末に就て起れる大議論ハ必ず手間取る可き事にし て、遂にハ諸大名の兵卒再び賑しく江戸に呼戻さるゝに

府に説き勧むる由

是まで屢々触れ出しあれとも 大君いまた京師に出立し

玉はず

至るへし、

近日、 有之、商人の店に滯在する者無し、其直段第十月廿六日 繭糸の輸出頗る相増し、相当の直段にて日々取引

世六日左の如し、但十六貫匁ニ付、独九月左の如し、但十六貫匁ニ付、

前橋産 上品 六百元ョリ

五百七十五ョリ

並

五百六十元ョリ

五百七十元

五百九十元 六百十元

上品

甲州

売切レ

五百三十元ョリ 五百四十元

中ノ上

中ノ下并並 五百元ョリ

四百七十元ョリ 四百八十元 五百廿元

八王子産上品

乙骨太郎 翻訳

◇第八三号 (子冬頃カ)報告 [『玉里鳥津家史料三』]

千八百六十四年第十一月開版

(表紙)

をして合衆国の政治法律ニ服従せしめんとする意志ある 国には報国忠実の人民確乎として節操を攻めず、唯賊徒

花 嶺 新 聞

千八百六十四年第十一月十九日二十日二十月 ク開板亜米利加新聞

ユ

1

3 ル

大統領の撰挙

諸州 利加本国の人民戦争ニ敗背せず、賊徒利を失ひ、 ユ IJ 1 Ź コールンを立て、 ジョンソンを副統領と為したり、此挙は即チ亜米 般の撰挙ニ由り、此後更ニ四年の間アブラハム・ 合衆国の大統領と為し、 アンド 且. 本国 ij

とも、 告なり、 即チ外国の敵ハ当国を分製せんとする望を失ひ、 国内一般の疲勢を顧ミず戦争を持続すへしとの布 此度の撰挙は自から内国外国の形勢ニ関係すへ 内

の人民ハ戦ニ由て人命を失ひ財を責すを深く歎息すと雖

人民の素意を知るへし、国内人民の素意は固より戦争を 動したる干戈を止んと欲するニ至り、 国を分て独り利を専ニすべからさるを覚悟し、 初て国内忠実なる 且其妄ニ のミを示すニ足るへし、賊徒若し本国同一の法律ニては、

して一筋ニ遵奉すべし、威を以て人ニ迫る勿れ、 撰挙のとき教諭の語ニ云く、 止て合衆国を無窮ニ伝んと欲するなり、 国の法律規則は他を顧ミず

つると雖とも、 ト、よく事を堪忍して厭はず、 ルン君の再任を定たる所謂なり、 是即チ合衆国民の四年間戦争し、此度一致してリンコ 違ふ者あるときは、平穏ニ之を処置せざるべからすと、 く勿れ、兵威を以て国法を誣る勿れ、国民若し此法律ニ 自己の為メに謀ては為すへき事なし、 実直頴敏、衆人の上ニ擢 リンコールン君の為人 上二叛 唯

ことを希望せり、而して政府の威力は戦争を持続するニ の威権を知り、正き法を以て戦争を持続すへき力を得ん 中の大任と謂へし、又撰挙の教諭ニ云く、

国民皆其政府

世界

亜米利加国人の名代と為て諸人の意志を表するは、

従て必す増加するか故ニ、戦争の終ニ至て其威光を落さゞ

置を為すへし、但政府の威権は確乎として動かず、且正若し之ニ由て其威権を恢復すへきは、再ひ懇親温和の処する者あれハ、不得止兵力を以て之を防ざるべからす、らんことを諸民皆希望する所なり、凡ソ政府の権ニ敵対

直なるを要す、

て田を耕さしめんとするや、奴隷若しよく戦はゞ奴隷役欲するや、之を駆て戦しめんとするや、或は之を執桔し年来賊徒を詰問する語ニ云く、奴隷を以て何事をせんと

多年其説を主張して云く、各人の居位は自から亦其天然此詰問ニ由て南部の説全く挫たり、然れとも南部にては

にて、黒人の子は豚子の如く之を売買して可なり、是即

を免るゝや、

を亜非利加人重と昆司する所胃の天命はると、ま是非とを買て奴隷と為すの法は、欧羅巴人種及ひ亜米利加人種輩多年来正経の道理を聞けり、南部諸州にて亜非利加人チ天の恩沢なるに、北部の人は妄ニ此天理ニ戻れり、余

を受け、常ニ心を勢することなく、林樹の下ニ歌舞して亦他国の農夫ニ比すれは幸福多し、病者老者は快く扶助と謂べし、且此法は固より天命なるのミならず、奴隷も論するは天命を褻瀆し、妄ニ人智を以て天理を軽蔑する を亜非利加人種と混同する所謂の天命なるを、其是非を

に各ニ自己の事業を為すこと正理なりと、妄ニ劇論を唱身と云ふ、此諺を以て奴隷の安楽なるを知るへし、然る大平を楽めり、南部諸州の諺ニ、幸福なることを奴隷の

南部の説

のなり、

して汝を寛裕ニせんと願ふ者なり、

○南部の主張せる如

嗚呼奴隷苦戦して敵を防くべし、此敵は天道ニ反

く奴隷の法は天道正経ニ従て黒人の為メ通当せる者なら

者は、 るへき人面獣なり、一君子ニあらす以上南部にて 奴隷を養ふを人理ニ背くとし、一国の災害を起す者は恐 るは悪むへきの甚きなり、いまだ奴隷を養たることなき 試ニ之を養んとすること当然と云へし、何人にも

南部 隷を養ふの法を廃して、其戦功を賞せんとする、如何ゾ を守んとする為メ戦を起し、奴隷を駆て其戦ニ出し、 ふ者は奴役を免すへしと約束せり、元来奴隷を養ふの法 [の賊徒奴隷をして戦はしめんと欲し、軍役ニ出て戦 奴

^{賊頭の}等は奴隷ニ向て左の如く云ふなるへし、嗚呼奴隷 南部の 天汝を生て奴隷と為せるが故ニ、余輩今汝を養て奴隷と

為さんか為メ戦争するなり、然れとも戦争は甚難事にて

事の齟齬するや、道理を以て論すれは、「デーウヰス」

れは、 へ し、 余輩常ニ克ざれは、汝等奴隷の法を守る為メ勉て勇戦す 汝若し能く勇戦せは余輩更ニ奴隷の法を惨酷ニす 汝等は皆幸福なる者にて、汝の奴隷たるは天道な

> ば「デーウヰス」の党聖経の教を破り、天道ニ反し奴隷 るや、人を賞するに利を以てせずして害を与るはいまだ の戦功を賞するとて、其奴役を免んと約したるは何故な

聞さる所なり、 君の如く奴隷の戦功を賞して奴役を免さんとするの説

判し、其所業は、恰も亜米利加人の正論ニ符合せり、 考れは、賊徒も自から其法の惨酷不仁なるを知ること人 チ亜米利加人の論は、奴隷の法を以て惨毒ニして全国の 類ニ異ならす、故ニ賊徒は自己の口を以て自己の罪を裁 即

(付箋)

太平を妨ると為るものなり、

花 千八百六十四年第十一月開板 「第四百六十六号」 嶺

新

聞

.

(この文書は第八三号一と同文重復により省略す)

469